

独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律の施行に伴う原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則
 新旧対照表 目次

【本則関係】

核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則（昭和三十二年総理府・通商産業省令第一号）（第一条関係）	1
試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十三号）（第二条関係）	7
核燃料物質の使用等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十四号）（第三条関係）	19
国際規制物資の使用等に関する規則（昭和三十六年総理府令第五十号）（第四条関係）	30
核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和四十一年総理府令第三十七号）（第五条関係）	35
核原料物質の使用に関する規則（昭和四十三年総理府令第四十六号）（第六条関係）	51
使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和四十六年総理府令第十号）（第七条関係）	55
核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十六号）（第八条関係）	71
核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）（第九条関係）	84
実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号）（第十条関係）	97
船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年運輸省令第七十号）（第十一条関係）	128
核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第一号）（第十二条関係）	134
核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第四十七号）（第十三条関係）	151
特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（平成四年総理府令第四号）（第十四条関係）	168
研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（平成十二年総理府令第二百二十二号）（第十五条関係）	169
使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（平成十二年通商産業省令第一百十二号）（第十七条関係）	194
試験研究の用に供する原子炉等に係る放射能濃度についての確認等に関する規則（平成十七年文部科学省令第四十九号）	

(第十八条関係)	209
製錬事業者等における工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度についての確認等に関する規則(平成十七年経済産業省令第百十二号)(第十九条関係)	212
核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則(平成二十年経済産業省令第二十三号)(第二十条関係)	216
原子力規制庁組織規則(平成二十四年原子力規制委員会規則第一号)(第二十一条関係)	236
東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則(平成二十五年原子力規制委員会規則第二号)(第二十一条関係)	261
研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成二十五年原子力規制委員会規則第九号)(第二十三条関係)	270
研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(平成二十五年原子力規制委員会規則第十号)(第二十四条関係)	271
特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の性能に係る技術基準に関する規則(平成二十五年原子力規制委員会第三十三号)(第二十五条関係)	272

改 正 案	現 行
<p>(身 分 を 示 す 証 明 書)</p> <p>第 十 三 条 法 第 十 二 条 第 七 項 の 身 分 を 示 す 証 明 書 は 、 別 記 様 式 第 一 の 二 に よ る も の と し 、 法 第 十 二 条 の 二 第 七 項 の 身 分 を 示 す 証 明 書 は 、 別 記 様 式 第 一 の 三 に よ る も の と し 、 法 第 六 十 八 条 第 六 項 の 身 分 を 示 す 証 明 書 は 、 別 記 様 式 第 二 に よ る も の と す る 。</p> <p>様 式 第 2 (第 13 条 関 係)</p> <p style="text-align: center;">(表 面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">第 号</p> <p style="text-align: center;">核 原 料 物 質 、 核 燃 料 物 質 及 び 原 子 炉 の 規 制 に 関 す る 法 律 第 68 条 第 6 項 の 規 定 に よ る</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> </div>	<p>(身 分 を 示 す 証 明 書)</p> <p>第 十 三 条 法 第 十 二 条 第 七 項 の 身 分 を 示 す 証 明 書 は 、 別 記 様 式 第 一 の 二 に よ る も の と し 、 法 第 十 二 条 の 二 第 七 項 の 身 分 を 示 す 証 明 書 は 、 別 記 様 式 第 一 の 三 に よ る も の と し 、 法 第 六 十 八 条 第 七 項 の 身 分 を 示 す 証 明 書 は 、 別 記 様 式 第 二 に よ る も の と す る 。</p> <p>様 式 第 2 (第 13 条 関 係)</p> <p style="text-align: center;">(表 面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">第 号</p> <p style="text-align: center;">核 原 料 物 質 、 核 燃 料 物 質 及 び 原 子 炉 の 規 制 に 関 す る 法 律 第 68 条 第 7 項 の 規 定 に よ る</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> </div>

(裏 面)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (抄)

第 68 条 原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会はこの法律 (原子力規制委員会又は国土交通大臣にあつては第 64 条第 3 項各号に掲げる原子力事業者等の区分 (同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第 61 条の 3 第 1 項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第 5 項、第 6 項、第 8 項及び第 9 項に規定する者並びに国際特定活動実施者) については原子力規制委員会とする。) に応じてこの法律の規定、都道府県公安委員会にあつては第 59 条第 6 項の規定) の施行に必要な限度において、その職員 (都道府県公安委員会にあつては、警察職員) に、原子力事業者等 (核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第 61 条の 3 第 1 項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第 5 項、第 6 項、第 8 項及び第 9 項に規定する者並びに国際特定活動実施者を含む。) の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物

(裏 面)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (抄)

第 68 条 原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律 (原子力規制委員会又は国土交通大臣にあつては第 64 条第 3 項各号に掲げる原子力事業者等の区分 (同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第 61 条の 3 第 1 項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第 5 項、第 6 項、第 8 項及び第 9 項に規定する者並びに国際特定活動実施者) については原子力規制委員会とする。) に応じてこの法律の規定、都道府県公安委員会にあつては第 59 条第 6 項の規定) の施行に必要な限度において、その職員 (都道府県公安委員会にあつては、警察職員) に、原子力事業者等 (核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第 61 条の 3 第 1 項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第 5 項、第 6 項、第 8 項及び第 9 項に規定する者並びに国際特定活動実施者を含む。) の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物

件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

2・3 (略)

4 原子力規制委員会は、第1項の規定による立入検査のほか、第62条第1項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、船舶に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

5 (略)

6 前各項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

2・3 (略)

4 原子力規制委員会は、第1項の規定による立入検査のほか、第62条第1項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、船舶に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

5 (略)

6 原子力規制委員会又は国土交通大臣は、第65条第1項各号に掲げる検査等事務の区分に応じ、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、機構の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

7 前各項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

8～11 (略)

7 第 1 項から第 5 項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第 78 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役若しくは 100 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

三十 第 68 条第 1 項（核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第 61 条の 3 第 1 項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第 5 項、第 6 項、第 8 項及び第 9 項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分を除く。）の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第 80 条 次の各号のいずれかに該当する者は、100 万円以下の罰金に処する。

十一 第 68 条第 1 項（核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第 61 条の 3 第 1 項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第 5 項、第 6 項、第 8 項及び第 9 項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分に限る。）第 2 項から第 5 項まで又は第 8 項の規定による立入り、検査若

12 第 1 項から第 6 項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第 78 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役若しくは 100 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

三十 第 68 条第 1 項（核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第 61 条の 3 第 1 項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第 5 項、第 6 項、第 8 項及び第 9 項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分を除く。）の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第 80 条 次の各号のいずれかに該当する者は、100 万円以下の罰金に処する。

十一 第 68 条第 1 項（核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第 61 条の 3 第 1 項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第 5 項、第 6 項、第 8 項及び第 9 項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分に限る。）第 2 項から第 5 項まで又は第 13 項の規定による立入り、検査若

しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第 81 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第 78 条第 1 号、第 2 号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第 3 号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第 4 号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第 6 号、第 7 号、第 8 号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第 8 号の 2（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第 10

しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第 80 条の 4 次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、50 万円以下の罰金に処する。

一 第 68 条第 6 項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第 81 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第 78 条第 1 号、第 2 号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第 3 号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第 4 号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第 6 号、第 7 号、第 8 号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第 8 号の 2（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第 10

号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。
）第 11 号、第 12 号（試験研究炉等設置者に
係る部分を除く。）、第 13 号の 3 から第 13 号
の 7 まで、第 14 号、第 15 号、第 17 号、第 18
号、第 20 号、第 21 号、第 26 号の 2（試験研
究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。
）、第 27 号の 2 から第 27 号の 4 まで、第 28
号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部
分を除く。）、第 29 号（試験研究炉等設置者
及び使用者に係る部分を除く。）又は第 30 号
（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分
を除く。） 1 億円以下の罰金刑

三 第 77 条（第 1 号に掲げる規定に係る部分を
除く。）、第 78 条（前号に掲げる規定に係る
部分を除く。）、第 79 条又は第 80 条 各本条
の罰金刑

号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。
）第 11 号、第 12 号（試験研究炉等設置者に
係る部分を除く。）、第 13 号の 3 から第 13 号
の 7 まで、第 14 号、第 15 号、第 17 号、第 18
号、第 20 号、第 21 号、第 26 号の 2（試験研
究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。
）、第 27 号の 2 から第 27 号の 4 まで、第 28
号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部
分を除く。）、第 29 号（試験研究炉等設置者
及び使用者に係る部分を除く。）又は第 30 号
（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分
を除く。） 1 億円以下の罰金刑

三 第 77 条（第 1 号に掲げる規定に係る部分を
除く。）、第 78 条（前号に掲げる規定に係る
部分を除く。）、第 79 条又は第 80 条 各本条
の罰金刑

試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十三号）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（使用前検査実施要領書）</p> <p>第三条の四の二 原子力規制委員会は、第三条の三第一項の申請書の提出を受けた場合には、第三条の四各号に掲げる事項の検査の方法その他必要な事項を定め、当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。</p> <p>（溶接検査の申請）</p> <p>第三条の八 法第二十八条の二第一項の規定により前条に規定する試験研究用等原子炉施設の溶接について検査を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 検査を受けようとする容器又は管の種類、主要寸法、個数、最高使用圧力、最高使用温度並びに内包する放射性物質の種類及び濃度</p> <p>三 溶接施工場の名称及び所在地</p> <p>四 溶接工程表</p>	<p>（新設）</p> <p>（溶接検査の申請）</p> <p>第三条の八 法第二十八条の二第一項の規定により前条に規定する試験研究用等原子炉施設の溶接について検査を受けようとする者は、法第六十五条第一項に規定する独立行政法人原子力安全基盤機構（以下「機構」という。）の事務規程で定めるところにより、申請書を機構に提出しなければならない。</p> <p>（新設）</p>

<p>2 4 (略)</p> <p>六 (略)</p> <p>五 溶接施行方法の種類</p>	<p>五 検査を受けようとする事項、期日及び場所</p> <p>2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 溶接設備の種類及び容量、溶接部の設計及び溶接 <u>施行法</u>（以下「溶接施行方法」という。）並びに溶 <u>接を行う者の氏名を記載した溶接明細書</u></p> <p>二 検査を受けようとする容器又は管の構造図</p> <p>三 溶接部の設計図</p> <p>3 第一項の申請書又は前項の書類に記載された事項を <u>変更したときは、速やかに届け出なければならない。</u></p> <p>4 第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部 <u>数は、正本一通とする。</u></p> <p>(溶接の方法の認可)</p> <p>第三条の十一 法第二十八条の二第二項の認可を受けよ <u>うとする者は、溶接施行工場ごとに（船舶に設置する 試験研究用等原子炉施設に係る溶接の方法にあつて は、溶接施行工場ごとに、かつ、船舶ごとに）、次の 各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員 会に提出しなければならない。</u></p> <p>一～四 (略)</p>
<p>2 4 (略)</p> <p>六 (略)</p> <p>五 溶接部の設計及び溶接施行法（以下「溶接施行方 <u>法」という。）の種類</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(溶接の方法の認可)</p> <p>第三条の十一 法第二十八条の二第二項の認可を受けよ <u>うとする者は、溶接施行工場ごとに（船舶に設置する 試験研究用等原子炉施設に係る溶接の方法にあつて は、溶接施行工場ごとに、かつ、船舶ごとに）、次の 各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員 会に提出しなければならない。</u></p> <p>一～四 (略)</p>

(輸入品の溶接検査)

第三条の十二 法第二十八条の二第四項の規定により溶接をした第三条の七に規定する試験研究用等原子炉施設であつて輸入したものの当該溶接について検査を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 検査を受けようとする容器又は管の種類、主要寸法、個数、最高使用圧力、最高使用温度並びに内包する放射性物質の種類及び濃度
 - 三 溶接施工工場の名称及び所在地
 - 四 検査を受けようとする事項、期日及び場所
- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 溶接の方法に関する説明書
 - 二 検査を受けようとする容器又は管の構造図
 - 三 溶接部の設計図
 - 四 溶接（第三条の七第一項第六号から第八号までに規定する容器又は管についての漏止め溶接を除く。）
（ ）についての材料試験、開先試験、開先試験、溶接作業試験、非破壊試験（第三条の九第二号に規定する溶接部に関するものに限る。）、機械試験（突

(輸入品の溶接検査)

第三条の十二 法第二十八条の二第四項の規定により溶接をした第三条の七に規定する試験研究用等原子炉施設であつて輸入したものの当該溶接について検査を受けようとする者は、法第六十五条第一項に規定する機構の事務規程で定めるところにより、申請書を機構に提出しなければならない。

(新設)

(新設)

合せ溶接部に関するものに限る。)及び耐圧試験の結果に関する資料並びに溶接後熱処理の方法に関する説明書

3 第一項の申請書又は前項の書類に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならぬ。

4 第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

(溶接検査実施要領書)

第三条の十二の二 原子力規制委員会は、第三条の八第一項の申請書の提出を受けた場合には、第三条の九各号に掲げる事項の検査の方法その他必要な事項を定め、当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

2 原子力規制委員会は、第三条の十二第一項の申請書の提出を受けた場合には、法第二十八条の二第四項に規定する検査の方法その他必要な事項を定め、当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

(溶接検査合格証等)

第三条の十三 原子力規制委員会は、法第二十八条の二第一項又は第四項の溶接検査を行い、合格と認めるときは、溶接検査合格証を交付するとともに、その溶接をした容器又は管を刻印又はこれに代わるもので示すものとする。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(溶接検査合格証等)

第三条の十三 機構は、法第二十八条の二第一項又は第四項の溶接検査を行い、合格と認めるときは、溶接検査合格証を交付するとともに、その溶接をした容器又は管を刻印又はこれに代わるもので示すものとする。

(施設定期検査実施要領書)

第三条の十五の二 原子力規制委員会は、第三条の十五
第一項の申請書の提出を受けた場合には、法第二十九
条に規定する検査の方法その他必要な事項を定め、当
該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

(廃止措置計画の認可の申請)

第十六条の六 (略)
2 (略)
3 第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

(廃止措置計画の変更の認可の申請)

第十六条の七 (略)
2 (略)
3 第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

(廃止措置の終了の確認の申請)

第十六条の十 (略)
2 前項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

(身分を示す証明書)

(新設)

(廃止措置計画の認可の申請)

第十六条の六 (略)
2 (略)
3 第一項の申請書の提出部数は、正本及び副本各一通とする。

(廃止措置計画の変更の認可の申請)

第十六条の七 (略)
2 (略)
3 第一項の申請書の提出部数は、正本及び副本各一通とする。

(廃止措置の終了の確認の申請)

第十六条の十 (略)
2 前項の申請書の提出部数は、正本及び副本各一通とする。

(身分を示す証明書)

第二十条 法第三十七条第六項において準用する法第十二条第七項の身分を示す証明書は、別記様式第二の二によるものとし、法第四十三条の二第二項において準用する法第十二条の二第七項の身分を示す証明書は、別記様式第二の三によるものとし、法第六十八条第六項の身分を示す証明書は、別記様式第三によるものとする。

様式第3 (第20条関係)

(表 面)

第 号
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第68条第6項の規定による (略)

(裏 面)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (抄)
第68条 原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律 (原子力規制委

第二十条 法第三十七条第六項において準用する法第十二条第七項の身分を示す証明書は、別記様式第二の二によるものとし、法第四十三条の二第二項において準用する法第十二条の二第七項の身分を示す証明書は、別記様式第二の三によるものとし、法第六十八条第七項の身分を示す証明書は、別記様式第三によるものとする。

様式第3 (第20条関係)

(表 面)

第 号
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第68条第7項の規定による (略)

(裏 面)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (抄)
第68条 原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律 (原子力規制委

員会又は国土交通大臣にあつては第 64 条第 3 項各号に掲げる原子力事業者等の区分（同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第 61 条の 3 第 1 項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第 5 項、第 6 項、第 8 項及び第 9 項に規定する者並びに国際特定活動実施者について）は原子力規制委員会とする。）に於ては第 59 条第 6 項の規定）の施行に必要な限度において、その職員（都道府県公安委員会にあつては、警察職員）に、原子力事業者等（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第 61 条の 3 第 1 項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第 5 項、第 6 項、第 8 項及び第 9 項に規定する者並びに国際特定活動実施者を含む。）の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

- 2 原子力規制委員会は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第 16 条の 4 第 1

員会又は国土交通大臣にあつては第 64 条第 3 項各号に掲げる原子力事業者等の区分（同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第 61 条の 3 第 1 項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第 5 項、第 6 項、第 8 項及び第 9 項に規定する者並びに国際特定活動実施者について）は原子力規制委員会とする。）に於ては第 59 条第 6 項の規定）の施行に必要な限度において、その職員（都道府県公安委員会にあつては、警察職員）に、原子力事業者等（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第 61 条の 3 第 1 項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第 5 項、第 6 項、第 8 項及び第 9 項に規定する者並びに国際特定活動実施者を含む。）の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

- 2 原子力規制委員会は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第 16 条の 4 第 1

項、第 28 条の 2 第 1 項、第 43 条の 3 の 13 第 1 項、第 43 条の 10 第 1 項、第 46 条の 2 第 1 項、第 51 条の 9 第 1 項若しくは第 55 条の 3 第 1 項に規定する施設の溶接をする者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 原子力規制委員会は、第 1 項の規定による立入検査のほか、第 16 条の 2 第 1 項、第 16 条の 3 第 1 項、第 16 条の 4 第 1 項、第 16 条の 5 第 1 項、第 22 条第 5 項、第 27 条第 1 項、第 28 条第 1 項、第 28 条の 2 第 1 項、第 29 条第 1 項、第 37 条第 5 項、第 43 条の 3 の 9 第 1 項、第 43 条の 3 の 10 第 1 項、第 43 条の 3 の 11 第 1 項、第 43 条の 3 の 12 第 1 項、第 43 条の 3 の 13 第 1 項、第 43 条の 3 の 15、第 43 条の 3 の 16 第 1 項、第 43 条の 3 の 24 第 5 項、第 43 条の 3 の 31 第 1 項、第 43 条の 8 第 1 項、第 43 条の 9 第 1 項、第 43 条の 10 第 1 項、第 43 条の 11 第 1 項、第 43 条の 20 第 5 項、第 43 条の 26 の 3 第 1 項、第 45 条第 1 項、第 46 条第 1 項、第 46 条の 2 第 1 項、第 46 条の 2 の 3 第 1 項、第 50 条第 5 項、第 51 条の 7 第 1 項、第 51 条の 8 第 1 項、第 51 条の 9 第 1 項、第 51 条の 10 第 1 項及び第 51 条の 18 第 5 項の規定の施行に必要な限度において、その職員

項、第 28 条の 2 第 1 項、第 43 条の 3 の 13 第 1 項、第 43 条の 10 第 1 項、第 46 条の 2 第 1 項、第 51 条の 9 第 1 項若しくは第 55 条の 3 第 1 項に規定する施設の溶接をする者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 原子力規制委員会は、第 1 項の規定による立入検査のほか、第 16 条の 2 第 1 項、第 16 条の 3 第 1 項、第 16 条の 4 第 1 項、第 16 条の 5 第 1 項、第 22 条第 5 項、第 27 条第 1 項、第 28 条第 1 項、第 28 条の 2 第 1 項、第 29 条第 1 項、第 37 条第 5 項、第 43 条の 3 の 9 第 1 項、第 43 条の 3 の 10 第 1 項、第 43 条の 3 の 11 第 1 項、第 43 条の 3 の 12 第 1 項、第 43 条の 3 の 13 第 1 項、第 43 条の 3 の 15 第 1 項、第 43 条の 3 の 16 第 1 項、第 43 条の 3 の 24 第 5 項、第 43 条の 3 の 31 第 1 項、第 43 条の 8 第 1 項、第 43 条の 9 第 1 項、第 43 条の 10 第 1 項、第 43 条の 11 第 1 項、第 43 条の 20 第 5 項、第 43 条の 26 の 3 第 1 項、第 45 条第 1 項、第 46 条第 1 項、第 46 条の 2 第 1 項、第 46 条の 2 の 3 第 1 項、第 50 条第 5 項、第 51 条の 7 第 1 項、第 51 条の 8 第 1 項、第 51 条の 9 第 1 項、第 51 条の 10 第 1 項及び第 51 条の 18 第 5 項の規定の施行に必要な限度におい

に、原子力施設（製錬施設及び使用施設等を除く。以下この項において同じ。）の設計若しくは工事又は原子力施設の設備の製造を行う者その他の関係者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

4 原子力規制委員会は、第 1 項の規定による立入検査のほか、第 62 条第 1 項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、船舶に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

5 (略)

6 前各項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければなら

ず、その職員に、原子力施設（製錬施設及び使用施設等を除く。以下この項において同じ。）の設計若しくは工事又は原子力施設の設備の製造を行う者その他の関係者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

4 原子力規制委員会は、第 1 項の規定による立入検査のほか、第 62 条第 1 項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、船舶に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

5 (略)

6 原子力規制委員会又は国土交通大臣は、第 65 条第 1 項各号に掲げる検査等事務の区分に応じ、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、機構の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

7 前各項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければなら

らない。

7 第 1 項から第 5 項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第 78 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役若しくは 100 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

三十 第 68 条第 1 項（核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第 61 条の 3 第 1 項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第 5 項、第 6 項、第 8 項及び第 9 項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分を除く。）の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第 80 条 次の各号のいずれかに該当する者は、100 万円以下の罰金に処する。

十一 第 68 条第 1 項（核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第 61 条の 3 第 1 項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第 5 項、第 6 項、第 8 項及び第 9 項に規定する者並びに国際特定活動実施

らない。

8 ～ 11 (略)

12 第 1 項から第 6 項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第 78 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役若しくは 100 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

三十 第 68 条第 1 項（核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第 61 条の 3 第 1 項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第 5 項、第 6 項、第 8 項及び第 9 項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分を除く。）の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第 80 条 次の各号のいずれかに該当する者は、100 万円以下の罰金に処する。

十一 第 68 条第 1 項（核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第 61 条の 3 第 1 項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第 5 項、第 6 項、第 8 項及び第 9 項に規定する者並びに国際特定活動実施

者に係る部分に限る。) 、第2項から第5項まで又は第8項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第81条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

三 第77条(第1号に掲げる規定に係る部分を除く。)、第78条(前号に掲げる規定に係る部分を除く。)、第79条又は第80条 各本条の罰金刑

者に係る部分に限る。) 、第2項から第5項まで又は第13項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第80条の4 次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、50万円以下の罰金に処する。

二 第68条第6項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第81条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

三 第77条(第1号に掲げる規定に係る部分を除く。)、第78条(前号に掲げる規定に係る部分を除く。)、第79条又は第80条 各本条の罰金刑

[

改 正 案	現 行
<p>（施設検査実施要領書）</p> <p>第二条の三の二 原子力規制委員会は、第二条の二第一項及び第二項の申請書の提出を受けた場合には、第二条の三各号に掲げる事項の検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。</p> <p>（溶接検査の申請）</p> <p>第二条の七 法第五十五条の三第一項の規定により前条に規定する使用施設等の溶接について検査を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。ただし、第三項に定める場合は、この限りでない。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 検査を受けようとする容器又は管の種類、主要寸法、個数、最高使用圧力、最高使用温度並びに内包する放射性物質の種類及び濃度</p> <p>三 溶接施工工場の名称及び所在地</p>	<p>（新設）</p> <p>（溶接検査の申請）</p> <p>第二条の七 法第五十五条の三第一項の規定により前条に規定する使用施設等の溶接について検査を受けようとする者は、法第六十五条第一項に規定する独立行政法人原子力安全基盤機構（以下「機構」という。）の事務規程で定めるところにより、申請書を機構に提出しなければならない。</p> <p>（新設）</p>

四 溶接工程表	五 検査を受けようとする事項、期日及び場所	2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。	一 溶接設備の種類及び容量、溶接部の設計及び溶接 施工法並びに溶接を行う者の氏名を記載した溶接明 細書 二 溶接の方法に関する説明書 三 検査を受けようとする容器又は管の構造図 四 溶接部の設計図	3 法第五十五条の三第一項の規定により溶接をした使 用施設等であつて輸入したものの当該溶接について検 査を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記 載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければな らない。	(新設)
一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、そ の代表者の氏名 二 検査を受けようとする容器又は管の種類、主要寸 法、個数、最高使用圧力、最高使用温度並びに内包 する放射性物質の種類及び濃度	三 溶接施工工場の名称及び所在地	4 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付し なければならない。	一 溶接の方法に関する説明書	(新設)	

二 検査を受けようとする容器又は管の構造図

三 溶接部の設計図

四 溶接（前条第七号に規定する容器又は管についての漏止め溶接を除く。）についての材料試験、開先試験、溶接作業試験、非破壊試験（次条第二号に規定する溶接部に関するものに限る。）、機械試験（同条第三号に規定する溶接部に関するものに限る。）及び耐圧試験又は漏えい試験の結果に関する資料並びに溶接後熱処理の方法に関する説明書

5 第一項若しくは第三項の申請書又は第二項若しくは前項の書類に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならない。

6 第一項又は第三項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

（溶接検査実施要領書）

第二条の九の二 原子力規制委員会は、第二条の七第一項及び第三項の申請書の提出を受けた場合には、法第五十五条の三第一項に規定する検査の方法その他必要な事項を定め、当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

（溶接検査合格証等）

第二条の十 原子力規制委員会は、法第五十五条の三第一項の溶接検査を行い、合格と認めるときは、溶接検

（新設）

（新設）

（新設）

（溶接検査合格証等）

第二条の十 機構は、法第五十五条の三第一項の溶接検査を行い、合格と認めるときは、溶接検査合格証を交

査合格証を交付するとともに、その溶接をした容器又は管を刻印又はこれに代わるもので示すものとする。

(廃止措置計画の認可の申請)

第六条の二 (略)

2 (略)

3 第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

(廃止措置計画の変更の認可の申請)

第六条の三 (略)

2 (略)

3 第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

(廃止措置の終了の確認の申請)

第六条の六 (略)

2 前項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

(身分を示す証明書)

第十条 法第五十六条の三第六項において準用する法第十二条第七項の身分を示す証明書は、別記様式第一の三によるものとし、法第五十七条の二第二項において準用する法第十二条の二第七項の身分を示す証明書

付するとともに、その溶接をした容器又は管を刻印又はこれに代わるもので示すものとする。

(廃止措置計画の認可の申請)

第六条の二 (略)

2 (略)

3 第一項の申請書の提出部数は、正本及び副本各一通とする。

(廃止措置計画の変更の認可の申請)

第六条の三 (略)

2 (略)

3 第一項の申請書の提出部数は、正本及び副本各一通とする。

(廃止措置の終了の確認の申請)

第六条の六 (略)

2 前項の申請書の提出部数は、正本及び副本各一通とする。

(身分を示す証明書)

第十条 法第五十六条の三第六項において準用する法第十二条第七項の身分を示す証明書は、別記様式第一の三によるものとし、法第五十七条の二第二項において準用する法第十二条の二第七項の身分を示す証明書

は、別記様式第一の四によるものとし、法第六十八條第六項の身分を示す証明書は、別記様式第一によるものとする。

様式第 1 の 3 (第 10 条関係)

(表 面)

(略)

(裏 面)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (抄)

第 12 条 (略)

2 ～ 5 (略)

6 前項の検査にあつては、原子力規制委員会の指定するその職員は、次に掲げる事項であつて原子力規制委員会で定めるものを行うことができる。

- 一 事務所又は工場若しくは事業所への立ち入り
- 二 帳簿、書類その他必要な物件の検査
- 三 関係者に対する質問
- 四 核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料の提出 (試験のため必要な最小限度の量に限

は、別記様式第一の四によるものとし、法第六十八條第七項の身分を示す証明書は、別記様式第一によるものとする。

様式第 1 の 3 (第 10 条関係)

(表 面)

(略)

(裏 面)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (抄)

第 12 条 (略)

2 ～ 5 (略)

6 前項の検査にあつては、原子力規制委員会の指定するその職員は、次に掲げる事項であつて原子力規制委員会で定めるものを行うことができる。

- 一 事務所又は工場若しくは事業所への立ち入り
- 二 帳簿、書類その他必要な物件の検査
- 三 関係者に対する質問
- 四 核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料の提出 (試験のため必要な最小限度の量に限

<p>る。)をさせること。</p> <p>7 前項第1号の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。</p> <p>8 第6項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p>	<p>る。)をさせること。</p> <p>7 前項第1号の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。</p> <p>8 第6項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p>
<p>る。)をさせること。</p> <p>7 前項第1号の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。</p> <p>8 第6項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p>	<p>る。)をさせること。</p> <p>7 前項第1号の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。</p> <p>8 第6項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p>

よる立入り、検査若しくは試料の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者

は試料の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者

様式第 2 (第 10 条関係)

(表 面)

第 号
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 68 条第 6 項の規定による
(略)

(裏 面)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (抄)

第 68 条 原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律 (原子力規制委員会又は国土交通大臣にあつては第 64 条第 3 項各号に掲げる原子力事業者等の区分 (同項各号

様式第 2 (第 10 条関係)

(表 面)

第 号
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 68 条第 7 項の規定による
(略)

(裏 面)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (抄)

第 68 条 原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律 (原子力規制委員会又は国土交通大臣にあつては第 64 条第 3 項各号に掲げる原子力事業者等の区分 (同項各号

の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第 61 条の 3 第 1 項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第 5 項、第 6 項、第 8 項及び第 9 項に規定する者並びに国際特定活動実施者についてには原子力規制委員会とする。) に応じてこの法律の規定、都道府県公安委員会にあつては第 59 条第 6 項の規定) の施行に必要な限度において、その職員 (都道府県公安委員会にあつては、警察職員) に、原子力事業者等 (核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第 61 条の 3 第 1 項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第 5 項、第 6 項、第 8 項及び第 9 項に規定する者並びに国際特定活動実施者を含む。) の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

2 原子力規制委員会は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第 16 条の 4 第 1 項、第 28 条の 2 第 1 項、第 43 条の 3 の 13 第 1 項、第 43 条の 10 第 1 項、第 46 条の 2 第 1 項、

の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第 61 条の 3 第 1 項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第 5 項、第 6 項、第 8 項及び第 9 項に規定する者並びに国際特定活動実施者についてには原子力規制委員会とする。) に応じてこの法律の規定、都道府県公安委員会にあつては第 59 条第 6 項の規定) の施行に必要な限度において、その職員 (都道府県公安委員会にあつては、警察職員) に、原子力事業者等 (核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第 61 条の 3 第 1 項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第 5 項、第 6 項、第 8 項及び第 9 項に規定する者並びに国際特定活動実施者を含む。) の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

2 原子力規制委員会は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第 16 条の 4 第 1 項、第 28 条の 2 第 1 項、第 43 条の 3 の 13 第 1 項、第 43 条の 10 第 1 項、第 46 条の 2 第 1 項、

第 51 条の 9 第 1 項若しくは第 55 条の 3 第 1 項に規定する施設の溶接をする者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 ～ 5 (略)

6 前各項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

7 第 1 項から第 5 項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第 78 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役若しくは 100 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

三十 第 68 条第 1 項 (核原料物質使用者、国際

第 51 条の 9 第 1 項若しくは第 55 条の 3 第 1 項に規定する施設の溶接をする者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 ～ 5 (略)

6 原子力規制委員会又は国土交通大臣は、第 65 条第 1 項各号に掲げる検査等事務の区分に応じ、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、機構の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

7 前各項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

8 ～ 11 (略)

12 第 1 項から第 6 項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第 78 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役若しくは 100 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

三十 第 68 条第 1 項 (核原料物質使用者、国際

規制物質使用者、第 61 条の 3 第 1 項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第 5 項、第 6 項、第 8 項及び第 9 項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分を除く。)の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第 80 条 次の各号のいずれかに該当する者は、100 万円以下の罰金に処する。

十一 第 68 条第 1 項 (核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第 61 条の 3 第 1 項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第 5 項、第 6 項、第 8 項及び第 9 項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分に限る。) 、第 2 項から第 5 項まで又は第 8 項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

規制物質使用者、第 61 条の 3 第 1 項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第 5 項、第 6 項、第 8 項及び第 9 項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分を除く。)の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第 80 条 次の各号のいずれかに該当する者は、100 万円以下の罰金に処する。

十一 第 68 条第 1 項 (核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第 61 条の 3 第 1 項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第 5 項、第 6 項、第 8 項及び第 9 項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分に限る。) 、第 2 項から第 5 項まで又は第 13 項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第 80 条の 4 次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、50 万円以下の罰金に処する。

一 第 68 条第 6 項の規定による立入り若しくは

第 81 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

三 第 77 条（第 1 号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第 78 条（前号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第 79 条又は第 80 条 各本条の罰金刑

検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第 81 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

三 第 77 条（第 1 号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第 78 条（前号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第 79 条又は第 80 条 各本条の罰金刑

国際規制物資の使用等に関する規則（昭和三十六年総理府令第五十号）（第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（身分を示す証明書）</p> <p>第八条 法第六十一条の八の二第三項又は法第六十八条第六項及び法第六十一条の二十三第二項（法第六十一条の二十三の二十の規定により読み替えて準用する場合を含む。）の身分を示す証明書は、それぞれ別記様式第二十六及び別記様式第二十七とする。</p> <p>（封印又は装置の取付けの通報）</p> <p>第九条 原子力規制委員会は、法第六十八条第十一項の規定により国際規制物資を使用している者の工場又は事業所内において封印をさせ、又は装置を取り付けさせようとするときは、あらかじめ、封印又は装置の取付けの予定時期、箇所等をその者に通報するものとする。</p>	<p>（身分を示す証明書）</p> <p>第八条 法第六十一条の八の二第三項又は法第六十八条第七項及び法第六十一条の二十三第二項（法第六十一条の二十三の二十の規定により読み替えて準用する場合を含む。）の身分を示す証明書は、それぞれ別記様式第二十六及び別記様式第二十七とする。</p> <p>（封印又は装置の取付けの通報）</p> <p>第九条 原子力規制委員会は、法第六十八条第十六項の規定により国際規制物資を使用している者の工場又は事業所内において封印をさせ、又は装置を取り付けさせようとするときは、あらかじめ、封印又は装置の取付けの予定時期、箇所等をその者に通報するものとする。</p>
<p>様式第 26（第 8 条関係） （表 面）</p> <p>第 号</p>	<p>様式第 26（第 8 条関係） （表 面）</p> <p>第 号</p>

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 3 の 2 第 3 項又は同法第 68 条第 6 項の規定による

(略)

(裏面)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (抄)

第 61 条の 8 の 2 国際規制物資使用者等は、保障措置協定に基づき保障措置の実施に必要な範囲内において原子力規制委員会規則で定めるところにより、国際規制物資の計量及び管理の状況について、原子力規制委員会が定期に行う検査を受けなければならない。

- 2 前項の検査 (以下「保障措置検査」という。) に当たっては、原子力規制委員会の指定するその職員は、次に掲げる事項であつて原子力規制委員会規則で定めるものを行うことができる。
 - 一 事務所又は工場若しくは事業所への立入り
 - 二 帳簿、書類その他必要な物件の検査
 - 三 核原料物質、核燃料物質その他の必要な試験の提出 (試験のため必要な最小限度の量に

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 3 の 2 第 3 項又は同法第 68 条第 7 項の規定による

(略)

(裏面)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (抄)

第 61 条の 8 の 2 国際規制物資使用者等は、保障措置協定に基づき保障措置の実施に必要な範囲内において原子力規制委員会規則で定めるところにより、国際規制物資の計量及び管理の状況について、原子力規制委員会が定期に行う検査を受けなければならない。

- 2 前項の検査 (以下「保障措置検査」という。) に当たっては、原子力規制委員会の指定するその職員は、次に掲げる事項であつて原子力規制委員会規則で定めるものを行うことができる。
 - 一 事務所又は工場若しくは事業所への立入り
 - 二 帳簿、書類その他必要な物件の検査
 - 三 核原料物質、核燃料物質その他の必要な試験の提出 (試験のため必要な最小限度の量に

限る。)をさせること。

四 国際規制物資の移動を監視するための必要な封印又は装置の取り付け

3 前項第一号の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第68条 原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律（原子力規制委員会又は国土交通大臣にあつては第64条第3項各号に掲げる原子力事業者等の区分（同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者について）は原子力規制委員会とする。）に依つてはこの法律の規定、都道府県公安委員会にあつては第59条第6項の規定）の施行に必要な限度において、その職員（都道府県公安委員会にあつては、警察職員）に、原子力事業者等（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第

限る。)をさせること。

四 国際規制物資の移動を監視するための必要な封印又は装置の取り付け

3 前項第一号の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第68条 原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律（原子力規制委員会又は国土交通大臣にあつては第64条第3項各号に掲げる原子力事業者等の区分（同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者について）は原子力規制委員会とする。）に依つてはこの法律の規定、都道府県公安委員会にあつては第59条第6項の規定）の施行に必要な限度において、その職員（都道府県公安委員会にあつては、警察職員）に、原子力事業者等（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第

1 項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第 5 項、第 6 項、第 8 項及び第 9 項に規定する者並びに国際特定活動実施者を含む。)の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

2 ～ 4 (略)

5 原子力規制委員会は、第 1 項の規定による立入検査のほか、追加議定書の定めるところにより国際原子力機関に対して説明を行い、又は第 9 項の規定による立入検査の実施を確保するために必要な限度において、その職員に、国際規制物資使用者等の事務所又は工場若しくは事業所その他の場所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

6 前各項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者

1 項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第 5 項、第 6 項、第 8 項及び第 9 項に規定する者並びに国際特定活動実施者を含む。)の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

2 ～ 4 (略)

5 原子力規制委員会は、第 1 項の規定による立入検査のほか、追加議定書の定めるところにより国際原子力機関に対して説明を行い、又は第 14 項の規定による立入検査の実施を確保するために必要な限度において、その職員に、国際規制物資使用者等の事務所又は工場若しくは事業所その他の場所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

6 (略)

7 前各項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者

の請求があるときは、これを提示しなければならない。

7 第1項から第5項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第80条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

十一 第68条第1項（核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分に限る。）第2項から第5項まで又は第8項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

の請求があるときは、これを提示しなければならない。

8～11 (略)

12 第1項から第6項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第80条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

十一 第68条第1項（核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分に限る。）第2項から第5項まで又は第13項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和四十一年総理府令第三十七号）（第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（設計及び工事の方法の認可の申請） 第三条の二（略） 2・3（略） 4 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。</p> <p>（変更の認可の申請） 第三条の三（略） 2（略） 3 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。</p> <p>（設計及び工事の方法に係る軽微な変更） 第三条の四 法第十六条の二第二項ただし書に規定する原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、設備又は機器の配置の変更であつて、当該機器の相互の間隔を、法第十三条第一項又は法第十六条第一項の許可を受けた申請書及び法第六十二条の二第一項の規定により許可の際に附された条件を記載した書類に核的制限値として記載された間隔より小さくしないものその他</p>	<p>（設計及び工事の方法の認可の申請） 第三条の二（略） 2・3（略） 4 第一項の申請書の提出部数は、正本一通及び写し一通とする。</p> <p>（変更の認可の申請） 第三条の三（略） 2（略） 3 第一項の申請書の提出部数は、正本一通及び写し一通とする。</p> <p>（設計及び工事の方法に係る軽微な変更） 第三条の四 法第十六条の二第二項ただし書に規定する原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、設備又は機器の配置の変更であつて、当該機器の相互の間隔を、法第十三条第一項又は法第十六条第一項の許可を受けた申請書及び法第六十二条の二第一項の規定により許可の際に附された条件を記載した書類（第三条の十六の三第三項第一号において「申請書等」という。</p>

加工施設の保全上支障のない変更とする。

(使用前検査の申請)

第三条の五 (略)

- 2 前項の申請書に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならない。
- 3 第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

第三条の六の三 削除

(使用前検査実施要領書)

第三条の六の四 原子力規制委員会は、第三条の五第一項の申請書の提出を受けた場合には、第三条の六各号に掲げる事項の検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

()に核的制限値として記載された間隔より小さくしないものその他加工施設の保全上支障のない変更とする。

(使用前検査の申請)

第三条の五 (略)

- 2 前項の申請書に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならない。
- 3 第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通及び写し一通とする。

(機構が行う使用前検査)

第三条の六の三 法第十六条の三第三項の規定により、

原子力規制委員会が独立行政法人原子力安全基盤機構(以下「機構」という。)に行わせる検査に関する事務の一部は、第三条の六第一号から第三号までに掲げる事項について、その工事が法第十六条の二の認可を受けた設計及び方法に従って行われているかどうかについて行うものとする。

(機構が行う使用前検査の通知書等)

第三条の六の四 原子力規制委員会は、第三条の五第一項の申請書の提出を受けた場合には、第三条の六各号に掲げる事項の検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書(法第十六条の三第三

(削る)

項の規定により機構が行う検査に関する事務の一部に係るものを除く。)を定めるものとする。

2 | 原子力規制委員会は、第三条の五第一項の申請書の提出又は同条第二項の届出を受けた場合に、当該申請に係る法第十六条の三第三項の規定により、機構が行う検査に関する事務の一部については、次の各号に掲げる事項を記載した通知書により、機構に対し当該検査に関する事務の一部の実施について通知するものとする。

(削る)

3 | 前項の通知書には、次に掲げる書類の写しを添付するものとする。

(削る)

4 | 原子力規制委員会は、第二項の通知書に記載された事項を変更したときは、速やかに、その旨を機構に通知することとする。

(削る)

(使用前検査結果の通知)
第三条の六の五 法第十六条の三第四項の通知は、次の各号に掲げる事項を記載した書面によつて行うものとする。

(溶接検査の申請)

第三条の九 法第十六条の四第一項の規定により加工施

(溶接検査の申請)

第三条の九 法第十六条の四第一項の規定により加工施

設の溶接について検査を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 検査を受けようとする容器又は管の種類、主要寸法、個数、最高使用圧力、最高使用温度並びに内包する放射性物質の種類及び濃度

三 溶接施工工場の名称及び所在地

四 溶接工程表

五 検査を受けようとする事項、期日及び場所

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 溶接設備の種類及び容量、溶接部の設計及び溶接施工法（以下「溶接施工方法」という。）並びに溶接を行う者の氏名を記載した溶接明細書

二 検査を受けようとする容器又は管の構造図

三 溶接部の設計図

3 第一項の申請書又は前項の書類に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならない。

4 第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

（輸入品の溶接検査）

第三条の十三 法第十六条の四第四項の規定により溶接

設の溶接について検査を受けようとする者は、機構が法第六十五条第一項に規定する事務規程で定めるところにより、申請書を機構に提出しなければならない。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（輸入品の溶接検査）

第三条の十三 法第十六条の四第四項の規定により溶接

をした加工施設であつて輸入したものの当該溶接について検査を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならぬ。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 検査を受けようとする容器又は管の種類、主要寸法、個数、最高使用圧力、最高使用温度並びに内包する放射性物質の種類及び濃度

三 溶接施工場の名称及び所在地

四 検査を受けようとする事項、期日及び場所

2 | 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 溶接の方法に関する説明書

二 検査を受けようとする容器又は管の構造図

三 溶接部の設計図

四 溶接（第三条の八第六号に規定する容器又は管についての漏止め溶接を除く。）についての材料試験、

開先試験、溶接作業試験、非破壊試験（第三条の十第二号に規定する溶接部に関するものに限る。）

機械試験（同条第三号に規定する溶接部に関するものに限る。）及び耐圧試験又は漏えい試験の結果に

関する資料並びに溶接後熱処理の方法に関する説明書

3 | 第一項の申請書又は前項の書類に記載された事項を

をした加工施設であつて輸入したものの当該溶接について検査を受けようとする者は、機構が法第六十五条第一項に規定する事務規程で定めるところにより、申請書を機構に提出しなければならない。

（新設）

（新設）

（新設）

変更したときは、速やかに届け出なければならない。

4 第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

(溶接検査実施要領書)

第三条の十三の二 原子力規制委員会は、第三条の九第一項の申請書の提出を受けた場合には、第三条の十各号に掲げる事項の検査の方法その他必要な事項を定め、当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

2 原子力規制委員会は、第三条の十三第一項の申請書の提出を受けた場合には、法第十六条の四第四項に規定する検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

(溶接検査合格証等)

第三条の十四 原子力規制委員会は、法第十六条の四第一項又は第四項の溶接検査を行い、合格と認めたときは、溶接検査合格証を交付するとともに、その溶接をした容器又は管を刻印又はこれに代わるもので示すものとする。

(施設定期検査の申請)

2 第三条の十六 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(溶接検査合格証等)

第三条の十四 機構は、法第十六条の四第一項又は第四項の溶接検査を行い、合格と認めたときは、溶接検査合格証を交付するとともに、その溶接をした容器又は管を刻印又はこれに代わるもので示すものとする。

(施設定期検査の申請)

2 第三条の十六 (略)

3 第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

(削る)

(施設定期検査実施要領書)
第三条の十六の三 原子力規制委員会は、第三条の十六第一項の申請書の提出を受けた場合には、令第九条に規定する加工施設の性能が法第十六条の四の二に規定

3 第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通及び写し一通とする。

(機構が行う施設定期検査)

第三条の十六の二の二 法第十六条の五第三項の規定により、原子力規制委員会が機構に行わせる検査に関する事務の一部は、次に掲げる検査について行うものとする。

- 一 警報装置、非常用動力装置その他の非常用装置、安全保護回路及び連動装置（一定の条件が充足されなければ機器を作動させない装置をいう。）の作動検査
- 二 放射性廃棄物の廃棄施設の処理能力の確認検査
- 三 主要な放射線管理施設の性能の確認検査
- 四 加工施設中人が常時立ち入る場所、加工施設の使用特に入人が立ち入る場所その他放射線管理を特に必要とする場所における線量当量率及び空气中の放射性物質の濃度の確認検査
- 五 加工施設における火災及び爆発を防止する能力その他の性能の確認検査

(機構が行う施設定期検査の通知書等)

第三条の十六の三 原子力規制委員会は、第三条の十六第一項の申請書の提出を受けた場合には、令第九条に規定する加工施設の性能が法第十六条の四の二に規定

する原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合しているかどうかについての検査に關し、その検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

(削る)

する原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合しているかどうかについての検査に關し、その検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書（法第十六条の五第三項の規定により機構が行う検査に關する事務の一部に係るものを除く。）を定めるものとする。

2 | 原子力規制委員会は、第三条の十六第一項の申請書の提出又は同条第二項の届出を受けた場合に、当該申請に係る法第十六条の五第三項の規定により、機構が行う検査に關する事務の一部については、次の各号に掲げる事項を記載した通知書により、機構に対し当該検査に關する事務の一部の実施について通知するものとする。

(削る)

一～六 (略)

3 | 前項の通知書には、次に掲げる書類の写しを添付するものとする。

一・二 (略)

4 | 原子力規制委員会は、第二項の通知書に記載された事項を変更したときは、速やかに、その旨を機構に通知するものとする。

(削る)

(準用)

第三条の十六の四 第三条の六の五の規定は、法第十六条の五第一項の施設定期検査に準用する。この場合に

(削る)

において、「法第十六条の三第四項」とあるのは「法第十六条の五第四項」と読み替えるものとする。

(身分を示す証明書)

第十五条 法第二十二條第六項において準用する法第十二條第七項の身分を示す証明書は、別記様式第二によるものとし、法第二十二條の六第二項において準用する法第十二條の二第七項の身分を示す証明書は、別記様式第三によるものとし、法第六十八條第六項の身分を示す証明書は、別記様式第四によるものとする。

(身分を示す証明書)

第十五条 法第二十二條第六項において準用する法第十二條第七項の身分を示す証明書は、別記様式第二によるものとし、法第二十二條の六第二項において準用する法第十二條の二第七項の身分を示す証明書は、別記様式第三によるものとし、法第六十八條第七項の身分を示す証明書は、別記様式第四によるものとする。

様式第 4 (第 15 条関係)

(表 面)

第 号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 68 条第 6 項の規定による

(略)

(裏 面)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する

様式第 4 (第 15 条関係)

(表 面)

第 号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 68 条第 7 項の規定による

(略)

(裏 面)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する

る法律（抄）

第 68 条 原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律（原子力規制委員会又は国土交通大臣にあつては第 64 条第 3 項各号に掲げる原子力事業者等の区分（同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第 61 条の 3 第 1 項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第 5 項、第 6 項、第 8 項及び第 9 項に規定する者並びに国際特定活動実施者について）は原子力規制委員会とする。）に依つてこの法律の規定、都道府県公安委員会にあつては第 59 条第 6 項の規定）の施行に必要な限度において、その職員（都道府県公安委員会にあつては、警察職員）に、原子力事業者等（核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第 61 条の 3 第 1 項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第 5 項、第 6 項、第 8 項及び第 9 項に規定する者並びに国際特定活動実施者を含む。）の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させるこ

る法律（抄）

第 68 条 原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律（原子力規制委員会又は国土交通大臣にあつては第 64 条第 3 項各号に掲げる原子力事業者等の区分（同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第 61 条の 3 第 1 項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第 5 項、第 6 項、第 8 項及び第 9 項に規定する者並びに国際特定活動実施者について）は原子力規制委員会とする。）に依つてこの法律の規定、都道府県公安委員会にあつては第 59 条第 6 項の規定）の施行に必要な限度において、その職員（都道府県公安委員会にあつては、警察職員）に、原子力事業者等（核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第 61 条の 3 第 1 項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第 5 項、第 6 項、第 8 項及び第 9 項に規定する者並びに国際特定活動実施者を含む。）の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させるこ

とができる。

2 原子力規制委員会は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第 16 条の 4 第 1 項、第 28 条の 2 第 1 項、第 43 条の 3 の 13 第 1 項、第 43 条の 10 第 1 項、第 46 条の 2 第 1 項、第 51 条の 9 第 1 項若しくは第 55 条の 3 第 1 項に規定する施設の溶接をする者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 原子力規制委員会は、第 1 項の規定による立入検査のほか、第 16 条の 2 第 1 項、第 16 条の 3 第 1 項、第 16 条の 4 第 1 項、第 16 条の 5 第 1 項、第 22 条第 5 項、第 27 条第 1 項、第 28 条第 1 項、第 28 条の 2 第 1 項、第 29 条第 1 項、第 37 条第 5 項、第 43 条の 3 の 9 第 1 項、第 43 条の 3 の 10 第 1 項、第 43 条の 3 の 11 第 1 項、第 43 条の 3 の 12 第 1 項、第 43 条の 3 の 13 第 1 項、第 43 条の 3 の 15、第 43 条の 3 の 16 第 1 項、第 43 条の 3 の 24 第 5 項、第 43 条の 3 の 31 第 1 項、第 43 条の 8 第 1 項、第 43 条の 9 第 1 項、第 43 条の 10 第 1 項、第 43 条の 11 第 1 項、第 43 条の 20 第 5 項、第 43 条の 26 の 3 第 1 項、第 45 条第 1 項、第 46 条第 1 項、第 46 条の 2 第 1 項、第 46

とができる。

2 原子力規制委員会は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第 16 条の 4 第 1 項、第 28 条の 2 第 1 項、第 43 条の 3 の 13 第 1 項、第 43 条の 10 第 1 項、第 46 条の 2 第 1 項、第 51 条の 9 第 1 項若しくは第 55 条の 3 第 1 項に規定する施設の溶接をする者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 原子力規制委員会は、第 1 項の規定による立入検査のほか、第 16 条の 2 第 1 項、第 16 条の 3 第 1 項、第 16 条の 4 第 1 項、第 16 条の 5 第 1 項、第 22 条第 5 項、第 27 条第 1 項、第 28 条第 1 項、第 28 条の 2 第 1 項、第 29 条第 1 項、第 37 条第 5 項、第 43 条の 3 の 9 第 1 項、第 43 条の 3 の 10 第 1 項、第 43 条の 3 の 11 第 1 項、第 43 条の 3 の 12 第 1 項、第 43 条の 3 の 13 第 1 項、第 43 条の 3 の 15 第 1 項、第 43 条の 3 の 16 第 1 項、第 43 条の 3 の 24 第 5 項、第 43 条の 3 の 31 第 1 項、第 43 条の 8 第 1 項、第 43 条の 9 第 1 項、第 43 条の 10 第 1 項、第 43 条の 11 第 1 項、第 43 条の 20 第 5 項、第 43 条の 26 の 3 第 1 項、第 45 条第 1 項、第 46 条第 1 項、第 46 条の 2 第

条の2の3第1項、第50条第5項、第51条の7第1項、第51条の8第1項、第51条の9第1項、第51条の10第1項及び第51条の18第5項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、原子力施設（製錬施設及び使用施設等を除く。以下この項において同じ。）の設計若しくは工事又は原子力施設の設備の製造を行う者その他の関係者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

4 原子力規制委員会は、第1項の規定による立入検査のほか、第62条第1項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、船舶に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

5 (略)

1項、第46条の2の3第1項、第50条第5項、第51条の7第1項、第51条の8第1項、第51条の9第1項、第51条の10第1項及び第51条の18第5項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、原子力施設（製錬施設及び使用施設等を除く。以下この項において同じ。）の設計若しくは工事又は原子力施設の設備の製造を行う者その他の関係者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

4 原子力規制委員会は、第1項の規定による立入検査のほか、第62条第1項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、船舶に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

5 (略)

6 原子力規制委員会又は国土交通大臣は、第65条第1項各号に掲げる検査等事務の区分に応じ、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、機構の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関

6 前各項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

7 第1項から第5項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第78条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

三十 第68条第1項（核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分を除く。）の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第80条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

係者に質問させることができる。

7 前各項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

8～11 (略)

12 第1項から第6項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

13～20 (略)

第78条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

三十 第68条第1項（核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分を除く。）の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第80条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

十一 第 68 条第 1 項 (核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第 61 条の 3 第 1 項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第 5 項、第 6 項、第 8 項及び第 9 項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分に限る。) 、第 2 項から第 5 項まで又は第 8 項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第 81 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

二 第 78 条第 1 号、第 2 号 (試験研究炉等設置

十一 第 68 条第 1 項 (核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第 61 条の 3 第 1 項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第 5 項、第 6 項、第 8 項及び第 9 項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分に限る。) 、第 2 項から第 5 項まで又は第 13 項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第 80 条の 4 次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、50 万円以下の罰金に処する。

二 第 68 条第 6 項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第 81 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

二 第 78 条第 1 号、第 2 号 (試験研究炉等設置

者及び使用者に係る部分を除く。) 第 3 号 (試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。) 第 4 号 (試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。) 第 6 号、第 7 号、第 8 号 (試験研究炉等設置者に係る部分を除く。) 第 8 号の 2 (試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。) 第 10 号 (試験研究炉等設置者に係る部分を除く。) 第 11 号、第 12 号 (試験研究炉等設置者に係る部分を除く。) 第 13 号の 3 から第 13 号の 7 まで、第 14 号、第 15 号、第 17 号、第 18 号、第 20 号、第 21 号、第 26 号の 2 (試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。) 第 27 号の 2 から第 27 号の 4 まで、第 28 号 (試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。) 第 29 号 (試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。) 又は第 30 号 (試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。) 1 億円以下の罰金刑

三 第 77 条 (第 1 号に掲げる規定に係る部分を除く。) 第 78 条 (前号に掲げる規定に係る部分を除く。) 第 79 条又は第 80 条 各本条の罰金刑

者及び使用者に係る部分を除く。) 第 3 号 (試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。) 第 4 号 (試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。) 第 6 号、第 7 号、第 8 号 (試験研究炉等設置者に係る部分を除く。) 第 8 号の 2 (試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。) 第 10 号 (試験研究炉等設置者に係る部分を除く。) 第 11 号、第 12 号 (試験研究炉等設置者に係る部分を除く。) 第 13 号の 3 から第 13 号の 7 まで、第 14 号、第 15 号、第 17 号、第 18 号、第 20 号、第 21 号、第 26 号の 2 (試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。) 第 27 号の 2 から第 27 号の 4 まで、第 28 号 (試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。) 第 29 号 (試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。) 又は第 30 号 (試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。) 1 億円以下の罰金刑

三 第 77 条 (第 1 号に掲げる規定に係る部分を除く。) 第 78 条 (前号に掲げる規定に係る部分を除く。) 第 79 条又は第 80 条 各本条の罰金刑



核原料物質の使用に関する規則（昭和四十三年総理府令第四十六号）（第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>様式第 2（第 9 条関係） （表 面）</p> <p style="text-align: center;">第 号</p> <p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 68 条第 6 項の規定による （略）</p> <p style="text-align: center;">（裏 面）</p> <p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）</p> <p>第 68 条 原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律（原子力規制委員会又は国土交通大臣にあつては第 64 条第 3 項各号に掲げる原子力事業者等の区分（同項各号</p>	<p>様式第 2（第 9 条関係） （表 面）</p> <p style="text-align: center;">第 号</p> <p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 68 条第 7 項の規定による （略）</p> <p style="text-align: center;">（裏 面）</p> <p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）</p> <p>第 68 条 原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律（原子力規制委員会又は国土交通大臣にあつては第 64 条第 3 項各号に掲げる原子力事業者等の区分（同項各号</p>

の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第 61 条の 3 第 1 項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第 5 項、第 6 項、第 8 項及び第 9 項に規定する者並びに国際特定活動実施者についてには原子力規制委員会とする。) に応じてこの法律の規定、都道府県公安委員会にあつては第 59 条第 6 項の規定) の施行に必要な限度において、その職員 (都道府県公安委員会にあつては、警察職員) に、原子力事業者等 (核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第 61 条の 3 第 1 項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第 5 項、第 6 項、第 8 項及び第 9 項に規定する者並びに国際特定活動実施者を含む。) の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

2 ～ 5

6 前各項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければな

の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第 61 条の 3 第 1 項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第 5 項、第 6 項、第 8 項及び第 9 項に規定する者並びに国際特定活動実施者についてには原子力規制委員会とする。) に応じてこの法律の規定、都道府県公安委員会にあつては第 59 条第 6 項の規定) の施行に必要な限度において、その職員 (都道府県公安委員会にあつては、警察職員) に、原子力事業者等 (核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第 61 条の 3 第 1 項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第 5 項、第 6 項、第 8 項及び第 9 項に規定する者並びに国際特定活動実施者を含む。) の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

2 ～ 6

7 前各項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければな

らない。

7 第 1 項から第 5 項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第 80 条 次の各号のいずれかに該当する者は、100 万円以下の罰金に処する。

十一 第 68 条第 1 項（核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第 61 条の 3 第 1 項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第 5 項、第 6 項、第 8 項及び第 9 項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分に限る。）、 第 2 項から第 5 項まで又は第 8 項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第 81 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

三 第 77 条（第 1 号に掲げる規定に係る部分を

らない。

8 ～ 11 (略)

12 第 1 項から第 6 項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第 80 条 次の各号のいずれかに該当する者は、100 万円以下の罰金に処する。

十一 第 68 条第 1 項（核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第 61 条の 3 第 1 項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第 5 項、第 6 項、第 8 項及び第 9 項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分に限る。）、 第 2 項から第 5 項まで又は第 13 項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第 81 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

三 第 77 条（第 1 号に掲げる規定に係る部分を

除く。) 、 第 78 条 (前号に掲げる規定に係る部分を除く。) 、 第 79 条又は第 80 条 各本条の罰金刑

除く。) 、 第 78 条 (前号に掲げる規定に係る部分を除く。) 、 第 79 条又は第 80 条 各本条の罰金刑

使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和四十六年総理府令第十号）（第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（設計及び工事の方法の認可の申請）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。</p> <p>（変更の認可の申請）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。</p> <p>（設計及び工事の方法に係る軽微な変更）</p> <p>第四条 法第四十五条第二項ただし書きに規定する原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、設備又は機器の配置の変更であつて、当該機器の相互の間隔を申請書等（法第四十四条第一項の指定又は法第四十四条の四第一項の変更の許可に係る申請書及び法第六十二条の二第一項の規定により指定又は許可の際に付された条件を記載した書類をいう。）に核的制限値として</p>	<p>（設計及び工事の方法の認可の申請）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 第一項の申請書の提出部数は、正本一通及び写し一通とする。</p> <p>（変更の認可の申請）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項の申請書の提出部数は、正本一通及び写し一通とする。</p> <p>（設計及び工事の方法に係る軽微な変更）</p> <p>第四条 法第四十五条第二項ただし書きに規定する原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、設備又は機器の配置の変更であつて、当該機器の相互の間隔を申請書等（法第四十四条第一項の指定又は法第四十四条の四第一項の変更の許可に係る申請書及び法第六十二条の二第一項の規定により指定又は許可の際に付された条件を記載した書類をいう。第七條の十の三第三項</p>

記載された間隔より小さくしないものその他再処理施設の保全上支障のない変更とする。

(使用前検査の申請)

第五条 (略)

一～五 (略)

2 前項の申請書に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならぬ。

3 第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

第六条の三 削除

(使用前検査実施要領書)

第六条の四 原子力規制委員会は、第五条第一項の申請書の提出を受けた場合には、第六条各号に掲げる事項の検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係

第一号において同じ。)に核的制限値として記載された間隔より小さくしないものその他再処理施設の保全上支障のない変更とする。

(使用前検査の申請)

第五条 (略)

一～五 (略)

2 前項の申請書に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならぬ。

3 第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通及び写し一通とする。

(機構が行う使用前検査)

第六条の三 法第四十六条第三項において準用する法第十六条の三第三項の規定により、原子力規制委員会が独立行政法人原子力安全基盤機構(以下「機構」という。)に行わせる検査に関する事務の一部は、第六条第一号から第三号までに掲げる事項について、その工事が法第四十五条の認可を受けた設計及び方法に従って行われているかどうかについて行うものとする。

(機構が行う使用前検査の通知書等)

第六条の四 原子力規制委員会は、第五条第一項の申請書の提出を受けた場合には、第六条各号に掲げる事項の検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係

る検査実施要領書を定めるものとする。

(削る)

る検査実施要領書（法第四十六条第三項において準用する法第十六条の三第三項の規定により機構が行う検査に関する事務の一部に係るものを除く。）を定めるものとする。

2 | 原子力規制委員会は、第五条第一項の申請書の提出又は同条第二項の届出を受けた場合に、当該申請に係る法第四十六条第三項において準用する法第十六条の三第三項の規定により、機構が行う検査に関する事務の一部については、次の各号に掲げる事項を記載した通知書により、機構に対し当該検査に関する事務の一部の実施について通知するものとする。

(削る)

一〇六 (略)

3 | 前項の通知書には、次に掲げる書類の写しを添付するものとする。

(削る)

一・二 (略)

4 | 原子力規制委員会は、第二項の通知書に記載された事項を変更したときは、速やかに、その旨を機構に通知するものとする。

(削る)

(使用前検査結果の通知)

第六条の五 法第四十六条第三項において準用する法第十六条の三第四項の通知は、次の各号に掲げる事項を記載した書面によつて行うものとする。

一〇七 (略)

(溶接検査の申請)

第七条の三 法第四十六条の二第一項の規定により再処理施設の溶接について検査を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 検査を受けようとする容器又は管の種類、主要寸法、個数、最高使用圧力、最高使用温度並びに内包する放射性物質の種類及び濃度
 - 三 溶接施工場の名称及び所在地
 - 四 溶接工程表
 - 五 検査を受けようとする事項、期日及び場所
- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 溶接設備の種類及び容量、溶接部の設計及び溶接施工法（以下「溶接施工方法」という。）並びに溶接を行う者の氏名を記載した溶接明細書
 - 二 検査を受けようとする容器又は管の構造図
 - 三 溶接部の設計図
- 3 第一項の申請書又は前項の書類に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならない。
- 4 第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

(溶接検査の申請)

第七条の三 法第四十六条の二第一項の規定により再処理施設の溶接について検査を受けようとする者は、機構が法第六十五条第一項に規定する事務規程で定めるところにより、申請書を機構に提出しなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(輸入品の溶接検査)

第七条の七 法第四十六条の二第四項の規定により溶接をした再処理施設であつて輸入したものの当該溶接について検査を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならぬ。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 検査を受けようとする容器又は管の種類、主要寸法、個数、最高使用圧力、最高使用温度並びに内包する放射性物質の種類及び濃度
 - 三 溶接施行工場の名称及び所在地
 - 四 検査を受けようとする事項、期日及び場所
- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 溶接の方法に関する説明書
 - 二 検査を受けようとする容器又は管の構造図
 - 三 溶接部の設計図
 - 四 溶接(第七条の二第六号に規定する容器又は管についての漏止め溶接を除く。)についての材料試験、開先試験、溶接作業試験、非破壊試験(第七条の四第二号に規定する溶接部に関するものに限る。)、機械試験(同条第三号に規定する溶接部に関するもの)

(輸入品の溶接検査)

第七条の七 法第四十六条の二第四項の規定により溶接をした再処理施設であつて輸入したものの当該溶接について検査を受けようとする者は、機構が法第六十五条第一項に規定する事務規程で定めるところにより、申請書を機構に提出しなければならない。

(新設)

(新設)

のに限る。)及び耐圧試験又は漏えい試験の結果に関する資料並びに溶接後熱処理の方法に関する説明書

3 | 第一項の申請書又は前項の書類に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならぬ。

4 | 第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

(溶接検査実施要領書)

第七条の七の二 原子力規制委員会は、第七条の三第一項の申請書の提出を受けた場合には、第七条の四各号に掲げる事項の検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

2 | 原子力規制委員会は、第七条の七第一項の申請書の提出を受けた場合には、法第四十六条の二第四項に規定する検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

(溶接検査合格証等)

第七条の八 原子力規制委員会は、法第四十六条の二第一項又は第四項の溶接検査を行い、合格と認めたときは、溶接検査合格証を交付するとともに、その溶接をした容器又は管を刻印又はこれに代わるもので示すものとする。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(溶接検査合格証等)

第七条の八 機構は、法第四十六条の二第一項又は第四項の溶接検査を行い、合格と認めたときは、溶接検査合格証を交付するとともに、その溶接をした容器又は管を刻印又はこれに代わるもので示すものとする。

(施設定期検査の申請)

第七条の十 (略)

2 (略)

3 第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

(削る)

(施設定期検査の申請)

第七条の十 (略)

2 (略)

3 第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通及び写し一通とする。

(機構が行う施設定期検査)

第七条の十の二の二 法第四十六条の二の三第三項において準用する法第十六条の五第三項の規定により、原子力規制委員会が機構に行わせる検査に関する事務の一部は、次に掲げる検査について行うものとする。

一 警報装置、非常用動力装置その他の非常用装置、安全保護回路及び連動装置(一定の条件が充足されなければ機器を作動させない装置をいう。)の作動検査

二 放射性廃棄物の廃棄施設の処理能力の確認検査

三 主要な放射線管理施設の性能の確認検査

四 再処理施設中人が常時立ち入る場所、再処理施設の使用中特に人が立ち入る場所その他放射線管理を特に必要とする場所における線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の確認検査

五 再処理施設における火災及び爆発を防止する能力その他の性能の確認検査

(機構が行う施設定期検査の通知書等)

(施設定期検査実施要領書)

第七条の十の三 原子力規制委員会は、第七条の十第一項の申請書の提出を受けた場合には、令第二十八条に規定する再処理施設の性能が法第四十六条の二の二に規定する原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合しているかどうかについての検査に關し、その検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

(削る)

(削る)

(削る)

第七条の十の三 原子力規制委員会は、第七条の十第一項の申請書の提出を受けた場合には、令第二十八条に規定する再処理施設の性能が法第四十六条の二の二に規定する原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合しているかどうかについての検査に關し、その検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書（法第四十六条の二の三第三項において準用する法第十六条の五第三項の規定により機構が行う検査に關する事務の一部に係るものを除く。）を定めるものとする。

2 |

原子力規制委員会は、第七条の十第一項の申請書の提出又は同条第二項の届出を受けた場合に、当該申請に係る法第四十六条の二の三第三項において準用する法第十六条の五第三項の規定により、機構が行う検査に關する事務の一部については、次の各号に掲げる事項を記載した通知書により、機構に対し当該検査に關する事務の一部の実施について通知するものとする。

一 〇六

(略)

3 |

前項の通知書には、次に掲げる書類の写しを添付するものとする。

一・二二

(略)

4 |

原子力規制委員会は、第二項の通知書に記載された事項を変更したときは、速やかに、その旨を機構に通知するものとする。

(削る)

(身分を示す証明書)

第二十二條 法第五十條第六項において準用する法第十二條第七項の身分を示す証明書は、別記様式第二の二によるものとし、法第五十條の三第二項において準用する法第十二條の二第七項の身分を示す証明書は、別記様式第二の三によるものとし、法第六十八條第六項の身分を示す証明書は、別記様式第三によるものとする。

様式第3 (第22条関係)

(表 面)

第 号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第68条第6項の規定による

(準用)

第七條の十の四 第六條の五の規定は、法第四十六條の二の三第一項の施設定期検査に準用する。この場合において、「法第四十六條第三項において準用する法第十六條の三第四項」とあるのは「法第四十六條の二の二第三項において準用する法第十六條の五第四項」と読み替えるものとする。

(身分を示す証明書)

第二十二條 法第五十條第六項において準用する法第十二條第七項の身分を示す証明書は、別記様式第二の二によるものとし、法第五十條の三第二項において準用する法第十二條の二第七項の身分を示す証明書は、別記様式第二の三によるものとし、法第六十八條第七項の身分を示す証明書は、別記様式第三によるものとする。

様式第3 (第22条関係)

(表 面)

第 号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第68条第7項の規定による

(略)

(裏面)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (抄)

第 68 条 原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律（原子力規制委員会又は国土交通大臣にあつては第 64 条第 3 項各号に掲げる原子力事業者等の区分（同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第 61 条の 3 第 1 項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第 5 項、第 6 項、第 8 項及び第 9 項に規定する者並びに国際特定活動実施者について）は原子力規制委員会とする。）に依つてこの法律の規定、都道府県公安委員会にあつては第 59 条第 6 項の規定）の施行に必要な限度において、その職員（都道府県公安委員会にあつては、警察職員）に、原子力事業者等（核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第 61 条の 3 第 1 項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第 5 項、第 6 項、第 8 項及び第 9 項に規定する者並びに国際特定活

(略)

(裏面)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (抄)

第 68 条 原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律（原子力規制委員会又は国土交通大臣にあつては第 64 条第 3 項各号に掲げる原子力事業者等の区分（同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第 61 条の 3 第 1 項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第 5 項、第 6 項、第 8 項及び第 9 項に規定する者並びに国際特定活動実施者について）は原子力規制委員会とする。）に依つてこの法律の規定、都道府県公安委員会にあつては第 59 条第 6 項の規定）の施行に必要な限度において、その職員（都道府県公安委員会にあつては、警察職員）に、原子力事業者等（核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第 61 条の 3 第 1 項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第 5 項、第 6 項、第 8 項及び第 9 項に規定する者並びに国際特定活

動実施者を含む。)の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

2 原子力規制委員会は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第 16 条の 4 第 1 項、第 28 条の 2 第 1 項、第 43 条の 3 の 13 第 1 項、第 43 条の 10 第 1 項、第 46 条の 2 第 1 項、第 51 条の 9 第 1 項若しくは第 55 条の 3 第 1 項に規定する施設の溶接をする者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 原子力規制委員会は、第 1 項の規定による立入検査のほか、第 16 条の 2 第 1 項、第 16 条の 3 第 1 項、第 16 条の 4 第 1 項、第 16 条の 5 第 1 項、第 22 条第 5 項、第 27 条第 1 項、第 28 条第 1 項、第 28 条の 2 第 1 項、第 29 条第 1 項、第 37 条第 5 項、第 43 条の 3 の 9 第 1 項、第 43 条の 3 の 10 第 1 項、第 43 条の 3 の 11 第 1 項、第 43 条の 3 の 12 第 1 項、第 43 条の 3 の 13 第 1 項、第 43 条の 3 の 15、第 43 条の 3 の 16 第 1 項、第 43

動実施者を含む。)の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

2 原子力規制委員会は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第 16 条の 4 第 1 項、第 28 条の 2 第 1 項、第 43 条の 3 の 13 第 1 項、第 43 条の 10 第 1 項、第 46 条の 2 第 1 項、第 51 条の 9 第 1 項若しくは第 55 条の 3 第 1 項に規定する施設の溶接をする者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 原子力規制委員会は、第 1 項の規定による立入検査のほか、第 16 条の 2 第 1 項、第 16 条の 3 第 1 項、第 16 条の 4 第 1 項、第 16 条の 5 第 1 項、第 22 条第 5 項、第 27 条第 1 項、第 28 条第 1 項、第 28 条の 2 第 1 項、第 29 条第 1 項、第 37 条第 5 項、第 43 条の 3 の 9 第 1 項、第 43 条の 3 の 10 第 1 項、第 43 条の 3 の 11 第 1 項、第 43 条の 3 の 12 第 1 項、第 43 条の 3 の 13 第 1 項、第 43 条の 3 の 15 第 1 項、第 43 条の 3 の 16 第 1

条の3の24第5項、第43条の3の31第1項、第43条の8第1項、第43条の9第1項、第43条の10第1項、第43条の11第1項、第43条の20第5項、第43条の26の3第1項、第45条第1項、第46条第1項、第46条の2第1項、第46条の2の3第1項、第50条第5項、第51条の7第1項、第51条の8第1項、第51条の9第1項、第51条の10第1項及び第51条の18第5項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、原子力施設（製錬施設及び使用施設等を除く。以下この項において同じ。）の設計若しくは工事又は原子力施設の設備の製造を行う者その他の関係者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

4 原子力規制委員会は、第1項の規定による立入検査のほか、第62条第1項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、船舶に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

5 (略)

項、第43条の3の24第5項、第43条の3の31第1項、第43条の8第1項、第43条の9第1項、第43条の10第1項、第43条の11第1項、第43条の20第5項、第43条の26の3第1項、第45条第1項、第46条第1項、第46条の2第1項、第46条の2の3第1項、第50条第5項、第51条の7第1項、第51条の8第1項、第51条の9第1項、第51条の10第1項及び第51条の18第5項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、原子力施設（製錬施設及び使用施設等を除く。以下この項において同じ。）の設計若しくは工事又は原子力施設の設備の製造を行う者その他の関係者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

4 原子力規制委員会は、第1項の規定による立入検査のほか、第62条第1項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、船舶に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

5 (略)

6 前各項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第 78 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役若しくは 100 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

三十 第 68 条第 1 項（核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第 61 条の 3 第 1 項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第 5 項、第 6 項、第 8 項及び第 9 項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分を除く。）の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第 80 条 次の各号のいずれかに該当する者は、100 万円以下の罰金に処する。

6 原子力規制委員会又は国土交通大臣は、第 65 条第 1 項各号に掲げる検査等事務の区分に応じ、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、機構の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

7 前各項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第 78 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役若しくは 100 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

三十 第 68 条第 1 項（核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第 61 条の 3 第 1 項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第 5 項、第 6 項、第 8 項及び第 9 項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分を除く。）の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第 80 条 次の各号のいずれかに該当する者は、100 万円以下の罰金に処する。

十一 第 68 条第 1 項 (核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第 61 条の 3 第 1 項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第 5 項、第 6 項、第 8 項及び第 9 項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分に限る。) 、第 2 項から第 5 項まで又は第 8 項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第 81 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

二 第 78 条第 1 号、第 2 号 (試験研究炉等設置

十一 第 68 条第 1 項 (核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第 61 条の 3 第 1 項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第 5 項、第 6 項、第 8 項及び第 9 項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分に限る。) 、第 2 項から第 5 項まで又は第 13 項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第 80 条の 4 次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、50 万円以下の罰金に処する。

二 第 68 条第 6 項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第 81 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

二 第 78 条第 1 号、第 2 号 (試験研究炉等設置

者及び使用者に係る部分を除く。) 第 3 号 (試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。) 第 4 号 (試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。) 第 6 号、第 7 号、第 8 号 (試験研究炉等設置者に係る部分を除く。) 第 8 号の 2 (試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。) 第 10 号 (試験研究炉等設置者に係る部分を除く。) 第 11 号、第 12 号 (試験研究炉等設置者に係る部分を除く。) 第 13 号の 3 から第 13 号の 7 まで、第 14 号、第 15 号、第 17 号、第 18 号、第 20 号、第 21 号、第 26 号の 2 (試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。) 第 27 号の 2 から第 27 号の 4 まで、第 28 号 (試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。) 第 29 号 (試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。) 又は第 30 号 (試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。) 1 億円以下の罰金刑

三 第 77 条 (第 1 号に掲げる規定に係る部分を除く。) 第 78 条 (前号に掲げる規定に係る部分を除く。) 第 79 条又は第 80 条 各本条の罰金刑

者及び使用者に係る部分を除く。) 第 3 号 (試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。) 第 4 号 (試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。) 第 6 号、第 7 号、第 8 号 (試験研究炉等設置者に係る部分を除く。) 第 8 号の 2 (試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。) 第 10 号 (試験研究炉等設置者に係る部分を除く。) 第 11 号、第 12 号 (試験研究炉等設置者に係る部分を除く。) 第 13 号の 3 から第 13 号の 7 まで、第 14 号、第 15 号、第 17 号、第 18 号、第 20 号、第 21 号、第 26 号の 2 (試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。) 第 27 号の 2 から第 27 号の 4 まで、第 28 号 (試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。) 第 29 号 (試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。) 又は第 30 号 (試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。) 1 億円以下の罰金刑

三 第 77 条 (第 1 号に掲げる規定に係る部分を除く。) 第 78 条 (前号に掲げる規定に係る部分を除く。) 第 79 条又は第 80 条 各本条の罰金刑



核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十六号）（第八条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（保安のために必要な措置等） 第二条（略） 一 三（略） 四 輸入廃棄物は、次に掲げる基準に適合するものとする。 イ（略） ロ 種類（寸法、重量、強度、発熱量及び水素濃度を含む。次号二において同じ。）及び数量が、当該廃棄物管理設備において管理することができるものであること。 ハ 水（略） ニ（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（確認の申請） 第三条 法第五十八条第二項の規定により廃棄に関する確認を受けようとする者は、別記様式第一による確認申請書に、次に掲げる書類を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>一 輸入廃棄物の内容の詳細に関する説明書</p>	<p>（保安のために必要な措置等） 第二条（略） 一 三（略） 四 輸入廃棄物は、次に掲げる基準に適合するものとする。 イ（略） ロ 種類（寸法、重量、強度及び発熱量を含む。次号二において同じ。）及び数量が、当該廃棄物管理設備において管理することができるものであること。 ハ 水（略） ニ（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（確認の申請） 第三条 法第五十八条第二項の規定により廃棄に関する確認を受けようとする者は、法第六十五条第一項に規定する独立行政法人原子力安全基盤機構（以下「機構」という。）の事務規程で定めるところにより、申請書を機構に提出しなければならない。</p> <p>（新設）</p>

二 輸入廃棄物に係る封入又は固型化の方法の詳細に関する説明書

三 輸入廃棄物の強度を決定した方法に関する説明書

四 輸入廃棄物の発熱量を決定した方法に関する説明書

五 輸入廃棄物の放射能濃度を決定した方法に関する説明書

六 輸入廃棄物に係る放射性物質の閉じ込めに関する説明書

七 輸入廃棄物を廃棄する廃棄物管理設備に関する説明書

八 水素ガスが発生する場合にあつては、輸入廃棄物の水素濃度を決定した方法に関する説明書

2 前項の確認申請書の提出部数は、正本一通とする。

(廃棄に関する確認実施要領書)

第三条の二 原子力規制委員会は、前条第一項の確認申請書の提出を受けた場合には、第二条第一項第三号から第七号まで及び同条第二項に規定する事項の確認の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る確認実施要領書を定めるものとする。

(確認証の交付)

第五条 原子力規制委員会は、法第五十八条第二項に規定する確認をしたときは、確認証を交付する。

(新設)

(新設)

(確認証の交付)

第五条 機構は、法第五十八条第二項に規定する確認をしたときは、確認証を交付する。

(身分を示す証明書)
 第八条 法第六十八条第六項の身分を示す証明書は、別
 記様式第二によるものとする。

別記様式第一 (第三条関係)

(別記)
 様式第 1 (第 3 条関係)

事業所外廃棄確認申請書

通 叩
 年 月 日

原子力規制委員会 殿

住 所

氏 名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 58 条第 2 項の規定により廃棄に關する確認を次のとおり申請します。

申請者の事業の区分 (注 1)		
国 籍		
氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては 輸入廃棄物に係		

(身分を示す証明書)
 第八条 法第六十八条第七項の身分を示す証明書は、別
 記様式によるものとする。

(新設)

封入又は固型化を行った者 封入又は固型化が行われた工場又は事業所の名称及び所在地	その代表者の氏名			
輸入廃棄物の数量				
輸入廃棄物の内容等	整理番号 (注3)	輸入廃棄物の内容 (注2)	輸入廃棄物に係る封入又は固型化の方法 (注2)	
	整理番号 (注3)	輸入廃棄物の寸法	輸入廃棄物の重量	輸入廃棄物の強度
	整理番号 (注3)	輸入廃棄物の発熱量 (注4)	輸入廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの放射能濃度 (注5)	輸入廃棄物に含まれる水素濃度 (注6)
整理番号の				

表示方法	
廃棄する廃棄物管理設備を設置した廃棄物管理事業者	氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 廃棄する廃棄物管理設備を設置した事業所の名称及び所在地
廃棄する廃棄物管理設備において管理することができる廃棄物の内	封入又は固型化の方法 寸法 重量 強度 発熱量（注4） 放射性物質の種類ごとの放射能濃度（注5）

廃棄しようとする年月日	
確認を受けようとする場所	
確認を受けようとする年月日	
廃棄に従事する者の被ばくに関する措置	

- 注 1 使用者、製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、使用済燃料貯蔵事業者、又は再処理事業者の区分により記載すること。
- 2 輸入廃棄物の内容及び封入又は固型化の方法が共通のものについてはまとめて記載すること。
 - 3 輸入廃棄物それぞれにつき記載すること。
 - 4 キロワット毎本単位（有効数字を2桁）で記載すること。
 - 5 ベクレル毎トン単位及びベクレル毎本単位（いずれも有効数字2桁）で記載すること。
 - 6 水素ガスが発生するおそれがある場合に記載すること。
- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
- 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

別記様式第二（第八条関係）

別記様式（第八条関係）

様式第2 (第8条関係)

(表 面)

第 号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第68条第6項の規定による

(略)

(裏 面)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (抄)

第68条 原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律（原子力規制委員会又は国土交通大臣にあつては第64条第3項各号に掲げる原子力事業者等の区分（同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者について）は原子力規制委員会とする。）に

様式 (第8条関係)

(表 面)

第 号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第68条第7項の規定による

(略)

(裏 面)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (抄)

第68条 原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律（原子力規制委員会又は国土交通大臣にあつては第64条第3項各号に掲げる原子力事業者等の区分（同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者について）は原子力規制委員会とする。）に

の法律の規定、都道府県公安委員会にあつては第 59 条第 6 項の規定)の施行に必要な限度において、その職員(都道府県公安委員会にあつては、警察職員)に、原子力事業者等(核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第 61 条の 3 第 1 項各号のいずれかに該当する場合における該各号に規定する者、同条第 5 項、第 6 項、第 8 項及び第 9 項に規定する者並びに国際特定活動実施者を含む。)の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

2 (略)

3 原子力規制委員会は、第 1 項の規定による立入検査のほか、第 16 条の 2 第 1 項、第 16 条の 3 第 1 項、第 16 条の 4 第 1 項、第 16 条の 5 第 1 項、第 22 条第 5 項、第 27 条第 1 項、第 28 条第 1 項、第 28 条の 2 第 1 項、第 29 条第 1 項、第 37 条第 5 項、第 43 条の 3 の 9 第 1 項、第 43 条の 3 の 10 第 1 項、第 43 条の 3 の 11 第 1 項、第 43 条の 3 の 12 第 1 項、第 43 条の 3 の 13 第 1 項、第 43 条の 3 の 15、第 43 条の 3 の 16 第 1 項、第 43

の法律の規定、都道府県公安委員会にあつては第 59 条第 6 項の規定)の施行に必要な限度において、その職員(都道府県公安委員会にあつては、警察職員)に、原子力事業者等(核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第 61 条の 3 第 1 項各号のいずれかに該当する場合における該各号に規定する者、同条第 5 項、第 6 項、第 8 項及び第 9 項に規定する者並びに国際特定活動実施者を含む。)の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

2 (略)

3 原子力規制委員会は、第 1 項の規定による立入検査のほか、第 16 条の 2 第 1 項、第 16 条の 3 第 1 項、第 16 条の 4 第 1 項、第 16 条の 5 第 1 項、第 22 条第 5 項、第 27 条第 1 項、第 28 条第 1 項、第 28 条の 2 第 1 項、第 29 条第 1 項、第 37 条第 5 項、第 43 条の 3 の 9 第 1 項、第 43 条の 3 の 10 第 1 項、第 43 条の 3 の 11 第 1 項、第 43 条の 3 の 12 第 1 項、第 43 条の 3 の 13 第 1 項、第 43 条の 3 の 15 第 1 項、第 43 条の 3 の 16 第 1

条の3の24第5項、第43条の3の31第1項、第43条の8第1項、第43条の9第1項、第43条の10第1項、第43条の11第1項、第43条の20第5項、第43条の26の3第1項、第45条第1項、第46条第1項、第46条の2第1項、第46条の2の3第1項、第50条第5項、第51条の7第1項、第51条の8第1項、第51条の9第1項、第51条の10第1項及び第51条の18第5項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、原子力施設（製錬施設及び使用施設等を除く。以下この項において同じ。）の設計若しくは工事又は原子力施設の設備の製造を行う者その他の関係者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

4 原子力規制委員会は、第1項の規定による立入検査のほか、第62条第1項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、船舶に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

5 (略)

項、第43条の3の24第5項、第43条の3の31第1項、第43条の8第1項、第43条の9第1項、第43条の10第1項、第43条の11第1項、第43条の20第5項、第43条の26の3第1項、第45条第1項、第46条第1項、第46条の2第1項、第46条の2の3第1項、第50条第5項、第51条の7第1項、第51条の8第1項、第51条の9第1項、第51条の10第1項及び第51条の18第5項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、原子力施設（製錬施設及び使用施設等を除く。以下この項において同じ。）の設計若しくは工事又は原子力施設の設備の製造を行う者その他の関係者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

4 原子力規制委員会は、第1項の規定による立入検査のほか、第62条第1項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、船舶に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

5 (略)

6 前各項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

7 第1項から第5項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

8～15 (略)

第78条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

三十 第68条第1項(核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分を除く。)の規定による立入り、

6 原子力規制委員会又は国土交通大臣は、第65条第1項各号に掲げる検査等事務の区分に応じ、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、機構の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

7 前各項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

8～11 (略)

12 第1項から第6項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

13～20 (略)

第78条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

三十 第68条第1項(核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分を除く。)の規定による立入り、

検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第 80 条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

十一 第 68 条第 1 項（核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第 61 条の 3 第 1 項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第 5 項、第 6 項、第 8 項及び第 9 項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分に限る。）第 2 項から第 5 項まで又は第 8 項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第 80 条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

十一 第 68 条第 1 項（核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第 61 条の 3 第 1 項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第 5 項、第 6 項、第 8 項及び第 9 項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分に限る。）第 2 項から第 5 項まで又は第 13 項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第 80 条の 4 次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、50万円以下の罰金に処する。

二 第 68 条第 6 項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第 81 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に

第 81 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に

閉して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

二 第 78 条第 1 号、第 2 号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第 3 号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第 4 号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第 6 号、第 7 号、第 8 号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第 8 号の 2（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第 10 号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第 11 号、第 12 号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第 13 号の 3 から第 13 号の 7 まで、第 14 号、第 15 号、第 17 号、第 18 号、第 20 号、第 21 号、第 26 号の 2（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第 27 号の 2 から第 27 号の 4 まで、第 28 号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第 29 号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）又は第 30 号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。） 1 億円以下の罰金刑

閉して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

二 第 78 条第 1 号、第 2 号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第 3 号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第 4 号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第 6 号、第 7 号、第 8 号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第 8 号の 2（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第 10 号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第 11 号、第 12 号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第 13 号の 3 から第 13 号の 7 まで、第 14 号、第 15 号、第 17 号、第 18 号、第 20 号、第 21 号、第 26 号の 2（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第 27 号の 2 から第 27 号の 4 まで、第 28 号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第 29 号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）又は第 30 号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。） 1 億円以下の罰金刑

三 第 77 条（第 1 号に掲げる規定に係る部分を
除く。） 、 第 78 条（前号に掲げる規定に係る
部分を除く。） 、 第 79 条又は第 80 条 各本条
の罰金刑

三 第 77 条（第 1 号に掲げる規定に係る部分を
除く。） 、 第 78 条（前号に掲げる規定に係る
部分を除く。） 、 第 79 条又は第 80 条 各本条
の罰金刑

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）（第九条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（運搬に関する確認の申請）</p> <p>第十九条 法第五十九条第二項の規定により、運搬に関する確認を受けようとする者は、令第四十八条の表第一号に該当する場合にあつては別記様式第一（簡易運搬に係る確認を受けようとする場合にあつては、別記様式第二）による確認申請書に次の各号に掲げる書類、同表第二号に該当する場合にあつては別記様式第一による確認申請書に第一号から第五号までに掲げる書類及び特定核燃料物質を収納する容器について講じられる当該特定核燃料物質の防護のための措置に関する説明書を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>一 七（略）</p> <p>二・三（略）</p> <p>4 第一項の確認申請書の提出部数は、正本一通とする。</p> <p>（削る）</p>	<p>（運搬に関する確認の申請）</p> <p>第十九条 法第五十九条第二項の規定により、運搬に関する確認（<u>独立行政法人原子力安全基盤機構</u>（以下「機構」という。）が行うものを除く。）を受けようとする者は、令第四十八条の表第一号に該当する場合にあつては別記様式第一（簡易運搬に係る確認を受けようとする場合にあつては、別記様式第二）による確認申請書に次の各号に掲げる書類、同表第二号に該当する場合にあつては別記様式第一による確認申請書に第一号から第五号までに掲げる書類及び特定核燃料物質を収納する容器について講じられる当該特定核燃料物質の防護のための措置に関する説明書を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>一 七（略）</p> <p>二・三（略）</p> <p>4 第一項の確認申請書の提出部数は、正本及び副本各一通とする。</p> <p>5 <u>機構が行う法第五十九条第二項に規定する確認を受けようとする者は、法第六十五条第一項に規定する事務規程で定めるところにより、申請書を機構に提出し</u></p>

(運搬に関する確認実施要領書)

第十九条の二 原子力規制委員会は、前条第一項の確認申請書の提出を受けた場合には、第三条から第十七条までに定める技術上の基準に適合することについての確認の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る確認実施要領書を定めるものとする。

(運搬確認証の交付)

第二十条 原子力規制委員会は、法第五十九条第二項に規定する確認をしたときは、運搬確認証を交付する。

(容器承認の申請)

第二十一条 (略)

2 (略)

3 第一項の容器承認申請書の提出部数は、正本一通とする。

(承認容器として使用する期間の更新)

第二十三条 (略)

2・3 (略)

4 第二項の承認容器使用期間更新申請書の提出部数は、正本一通とする。

なければならぬ。

(新設)

(運搬確認証の交付)

第二十条 原子力規制委員会又は機構は、法第五十九条第二項に規定する確認をしたときは、運搬確認証を交付する。

(容器承認の申請)

第二十一条 (略)

2 (略)

3 第一項の容器承認申請書の提出部数は、正本及び副本各一通とする。

(承認容器として使用する期間の更新)

第二十三条 (略)

2・3 (略)

4 第二項の承認容器使用期間更新申請書の提出部数は、正本及び副本各一通とする。

(容器承認書の変更の届出等)

第二十四条 (略)

2・3 (略)

4 前三項の届出書の提出部数は、正本一通とする。

(事故故障等の報告)

第二十五条 法第六十二条の三の規定により、法第五十七条の九に規定する原子力事業者等(以下単に「原子力事業者等」という。)は、核燃料物質等の運搬において、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。

一 三 (略)

(身分を示す証明書)

第二十七条 法第六十八条第六項の身分を示す証明書は、別記様式第八によるものとする。

別記様式第一 (第十九条関係)

様式第1 (第19条関係)

車両運搬確認申請書

(略)

(容器承認書の変更の届出等)

第二十四条 (略)

2・3 (略)

4 前三項の届出書の提出部数は、正本及び副本各一通とする。

(事故故障等の報告)

第二十五条 法第六十二条の三の規定により、法第五十八条第一項に規定する原子力事業者等(以下単に「原子力事業者等」という。)は、核燃料物質等の運搬において、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。

一 三 (略)

(身分を示す証明書)

第二十七条 法第六十八条第七項の身分を示す証明書は、別記様式第八によるものとする。

別記様式第一 (第十九条関係)

様式第1 (第19条関係)

車両運搬確認申請書

(略)

原子力事業者等の区分 (注1)		
運搬しようとする核燃料物質等の種類、性状及び量 (注2)		
運搬の目的 (注3)		
運搬予定時期		
核燃料輸送物の種類 (注4)	核燃料輸送物の総重量 (注5)	
		収納する核燃料物質等
		重量 (注5)
放射能の量 (注6)		
使用する輸送容器 (注7)	名称及び個数	
	承認容器登録番号 (注8)	

原子力事業者等の区分 (注1)		
運搬しようとする核燃料物質等の種類、性状及び量 (注2)		
運搬の目的 (注3)		
運搬予定時期		
核燃料輸送物の種類 (注4)	核燃料輸送物の総重量 (注5)	
		収納する核燃料物質等
		重量 (注5)
放射能の量 (注6)		
使用する輸送容器 (注7)	名称	
	外形寸法 (注8)	

説明

容器承認書の 年月日及び番 号 (注 8)	
承認容器とし て使用する期 間 (注 8)	
外形寸法 (注 9)	
重量 (注 5)	
核分裂性輸送物にあつては輸 送制限個数	
積載方法又は混載の別	

注 1 法第 57 条の 9 に規定する原子力事業者等 (以下「原子力事業者等」という。) 又は原子力事業者等から運搬を委託された者の別を記載すること。運搬を委託された者にあつては、委託者の名称及び原子力事業者等の区分を併記すること。

説明

重量 (注 5)	
核分裂性輸送物にあつては輸 送制限個数	
積載方法又は混載の別	

注 1 法第 58 条第 1 項に規定する原子力事業者等 (以下「原子力事業者等」という。) 又は原子力事業者等から運搬を委託された者の別を記載すること。運搬を委託された者にあつては、委託者の名称及び原子力事業者等の区分を併記すること。

2～7 (略)

8 承認容器を使用する場合には記載すること。

9 (略)

備考 1・2 (略)

別記様式第二(第十九条関係)

様式第 2 (第 19 条関係)

簡易運搬確認申請書

(略)

原子力事業者等の区分 (注 1)	
運搬しようとする核燃料物質等の種類、性状及び量 (注 2)	
運搬の目的 (注 3)	
運搬予定時期	
核燃料輸送物の種類 (注 4)	
核燃料輸送物の総重量	

2～7 (略)

(新設)

8 (略)

備考 1・2 (略)

別記様式第二(第十九条関係)

様式第 2 (第 19 条関係)

簡易運搬確認申請書

(略)

原子力事業者等の区分 (注 1)	
運搬しようとする核燃料物質等の種類、性状及び量 (注 2)	
運搬の目的 (注 3)	
運搬予定時期	
核燃料輸送物の種類 (注 4)	
核燃料輸送物の総重量	

(注5)		核燃料物質等 放射能の量 (注6)	使用する輸送容器 (注7)	核燃料輸送物に関する説明
承認容器登録番号 (注8)				
容器承認書の年月日及び番号 (注8)				
承認容器として使用する期間 (注8)				
外形寸法 (注9)				
重量 (注5)				

(注5)		核燃料物質等 放射能の量 (注6)	使用する輸送容器 (注7)	核燃料輸送物に関する説明
外形寸法 (注8)				
重量 (注5)				
核分裂性輸送物にあつては輸送制限個数				
使用する運搬機器の種類 (注9)				
運搬機器への積付け方法 (注10)				
携行する書面及び携行器具				

核分裂性輸送物にあつては 輸送制限個数	
使用する運搬機器の種類 (注10)	
運搬機器への積付け方法 (注11)	
運搬する 方法 に明 に明	携行する書面及び携行器具 等

注1 法第57条の9に規定する原子力事業者等（以下「原子力事業者等」という。）又は原子力事業者等から運搬を委託された者の別を記載すること。運搬を委託された者にあつては、委託者の名称及び原子力事業者等の区分を併記すること。

2～7 (略)

8 承認容器を使用する場合には記載すること。

9～11 (略)

備考1・2 (略)

別記様式第八（第二十七条関係）

等	
---	--

注1 法第58条第1項に規定する原子力事業者等（以下「原子力事業者等」という。）又は原子力事業者等から運搬を委託された者の別を記載すること。運搬を委託された者にあつては、委託者の名称及び原子力事業者等の区分を併記すること。

2～7 (略)

8～10 (略)

備考1・2 (略)

別記様式第八（第二十七条関係）

様式第 8 (第 27 条関係)

(表 面)

第 号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 68 条第 6 項による

(略)

(裏 面)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (抄)

第 68 条 原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律 (原子力規制委員会又は国土交通大臣にあつては第 64 条第 3 項各号に掲げる原子力事業者等の区分 (同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第 61 条の 3 第 1 項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第 5 項、第 6 項、第 8 項及び第 9 項に規定する者並びに国際特定活動実施者について) は原子力規制委員会とする。) に応じこ

様式第 8 (第 27 条関係)

(表 面)

第 号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 68 条第 7 項による

(略)

(裏 面)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (抄)

第 68 条 原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律 (原子力規制委員会又は国土交通大臣にあつては第 64 条第 3 項各号に掲げる原子力事業者等の区分 (同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第 61 条の 3 第 1 項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第 5 項、第 6 項、第 8 項及び第 9 項に規定する者並びに国際特定活動実施者について) は原子力規制委員会とする。) に応じこ

の法律の規定、都道府県公安委員会にあつては第 59 条第 6 項の規定)の施行に必要な限度において、その職員(都道府県公安委員会にあつては、警察職員)に、原子力事業者等(核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第 61 条の 3 第 1 項各号のいずれかに該当する場合における該各号に規定する者、同条第 5 項、第 6 項、第 8 項及び第 9 項に規定する者並びに国際特定活動実施者を含む。)の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

2 ～ 5 (略)

6 前各項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければな

の法律の規定、都道府県公安委員会にあつては第 59 条第 6 項の規定)の施行に必要な限度において、その職員(都道府県公安委員会にあつては、警察職員)に、原子力事業者等(核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第 61 条の 3 第 1 項各号のいずれかに該当する場合における該各号に規定する者、同条第 5 項、第 6 項、第 8 項及び第 9 項に規定する者並びに国際特定活動実施者を含む。)の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

2 ～ 5 (略)

6 原子力規制委員会又は国土交通大臣は、第 65 条第 1 項各号に掲げる検査等事務の区分に応じ、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、機構の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

7 前各項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければな

らない。

7 第 1 項から第 5 項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

8 ～ 15 (略)

第 78 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役若しくは 100 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

三十 第 68 条第 1 項 (核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第 61 条の 3 第 1 項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第 5 項、第 6 項、第 8 項及び第 9 項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分を除く。) の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

らない。

8 ～ 11 (略)

12 第 1 項から第 6 項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

13 ～ 20 (略)

第 78 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役若しくは 100 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

三十 第 68 条第 1 項 (核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第 61 条の 3 第 1 項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第 5 項、第 6 項、第 8 項及び第 9 項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分を除く。) の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第 80 条の 4 次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、50 万円以下の罰金に処する。

二 第 68 条第 6 項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述

第 81 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

二 第 78 条第 1 号、第 2 号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第 3 号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第 4 号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第 6 号、第 7 号、第 8 号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第 8 号の 2（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第 10 号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第 11 号、第 12 号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第 13 号の 3 から第 13 号の 7 まで、第 14 号、第 15 号、第 17 号、第 18 号、第 20 号、第 21 号、第 26 号の 2（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第 27 号の 2 から第 27 号の 4 まで、第 28 号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第 29 号（試験研究炉等設置者

をしたとき。

第 81 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

二 第 78 条第 1 号、第 2 号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第 3 号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第 4 号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第 6 号、第 7 号、第 8 号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第 8 号の 2（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第 10 号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第 11 号、第 12 号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第 13 号の 3 から第 13 号の 7 まで、第 14 号、第 15 号、第 17 号、第 18 号、第 20 号、第 21 号、第 26 号の 2（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第 27 号の 2 から第 27 号の 4 まで、第 28 号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第 29 号（試験研究炉等設置者

及び使用者に係る部分を除く。)又は第 30 号
(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分
を除く。) 1 億円以下の罰金刑
三 第 77 条 (第 1 号に掲げる規定に係る部分
を除く。)、第 78 条 (前号に掲げる規定に係る
部分を除く。)、第 79 条又は第 80 条 各本条
の罰金刑

及び使用者に係る部分を除く。)又は第 30 号
(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分
を除く。) 1 億円以下の罰金刑
三 第 77 条 (第 1 号に掲げる規定に係る部分
を除く。)、第 78 条 (前号に掲げる規定に係る
部分を除く。)、第 79 条又は第 80 条 各本条
の罰金刑

改正案	現行
<p>（使用前検査の申請） 第十五条（略） 2、4（略） 5 第一項の申請書及び第三項の書類の提出部数は、正本一通とする。</p> <p>（使用前検査の実施） 第十六条 使用前検査は、次の表の上欄に掲げる工事の工程において、原子力施設検査官が同表の下欄に掲げる検査事項（同表第一号の下欄に掲げる検査事項については、可搬型の機械又は器具に係る検査事項を除く。）について行うものとする。</p> <p>（略）</p>	<p>（使用前検査の申請） 第十五条（略） 2、4（略） 5 第一項の申請書及び第三項の書類の提出部数は、正本一通及び写し一通とする。</p> <p>（使用前検査の実施） 第十六条 使用前検査は、次の表の上欄に掲げる工事の工程において、<u>原子力施設検査官</u>（<u>法第四十三条の三の十一第三項において準用する法第十六条の三第三項の規定に基づき独立行政法人原子力安全基盤機構</u>（以下「<u>機構</u>」という。）が使用前検査に関する事務の一部を行う場合にあつては、<u>機構の検査員</u>（<u>法第六十六条の資格を有する者をいう。以下同じ。</u>））が同表の下欄に掲げる検査事項（同表第一号の下欄に掲げる検査事項については、可搬型の機械又は器具に係る検査事項を除く。）について行うものとする。</p> <p>（略）</p> <p>（<u>機構が行う使用前検査等</u>）</p>

第十八条 削除

第十八条 法第四十三条の三の十一第三項において準用する法第十六条の三第三項の規定により原子力規制委員会が機構に行わせる検査に関する事務の一部は、次に掲げるものとする。

一（四）（略）

2 前項の規定にかかわらず、発電用原子炉施設の構造、材料その他の関係により原子力規制委員会が自ら検査を行う必要があると認めた場合は、当該発電用原子炉施設に係る検査は、原子力規制委員会が自ら行うものとする。

3 原子力規制委員会は、前項の検査を行う必要があると認めた場合には、機構に対し、その旨を通知するものとする。

4 機構は、次条第二項の通知に基づき、第一項の検査の方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。

（使用前検査実施要領書）

第十九条 原子力規制委員会は、第十五条第一項の申請書の提出を受けた場合には、第十六条の表の下欄に掲げる検査事項の検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

（機構が行う使用前検査の通知書等）

第十九条 原子力規制委員会は、第十五条第一項の申請書の提出を受けた場合には、第十六条の表の下欄に掲げる検査事項の検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書（法第四十三条の三の十一第三項において準用する法第十六条の三第三項の規定により機構が行う検査に関する事務の一部に係るものを除く。）を定めるものとする。

(削る)

(削る)

(削る)

第二十条 削除

(燃料体検査の申請)
第二十三条 (略)
2・3 (略)

2 原子力規制委員会は、第十五条第一項の申請書の提出又は同条第三項の書類の提出を受けた場合に、当該申請に係る法第四十三条の三の十一第三項の規定において準用する法第十六条の三第三項の規定により、機構が行う検査に関する事務の一部については、次に掲げる事項を記載した通知書により、機構に対し当該検査に関する事務の一部の実施について通知するものとする。

一〇六 (略)

3 前項の通知書には、次に掲げる書類の写しを添付するものとする。

一〇二 (略)

4 原子力規制委員会は、第二項の通知書に記載された事項を変更したときは、速やかに、その旨を機構に通知するものとする。

(使用前検査結果の通知)

第二十条 法第四十三条の三の十一第三項において準用する法第十六条の三第四項の通知は、次に掲げる事項を記載した書面によって行うものとする。

一〇七 (略)

(燃料体検査の申請)
第二十三条 (略)
2・3 (略)

4 第一項の申請書及び前項の書類の提出部数は、正本
一通とする。

(燃料体検査の実施)

第二十四条 法第四十三条の三の十二第一項の原子力規制委員会規則で定める加工の工程は、次の表の上欄に掲げるものとし、当該加工の工程ごとに、原子力施設検査官が同表の下欄に掲げる検査事項について行うものとする。

(略)

第二十七条 削除

4 第一項の申請書及び前項の書類の提出部数は、正本
一通及び写し一通とする。

(燃料体検査の実施)

第二十四条 法第四十三条の三の十二第一項の原子力規制委員会規則で定める加工の工程は、次の表の上欄に掲げるものとし、当該加工の工程ごとに、原子力施設検査官(法第四十三条の三の十二第六項の規定に基づき機構が法第四十三条の三の十二第一項の検査に関する事務の一部を行う場合にあつては、機構の検査員)が同表の下欄に掲げる検査事項について行うものとする。

(略)

(機構が行う燃料体検査及び輸入燃料体検査等)

第二十七条 法第四十三条の三の十二第六項の規定により原子力規制委員会が機構に行わせる検査に関する事務の一部は、次に掲げるものとする。

一(三) (略)

2 前項の規定にかかわらず、燃料体の構造、材料その他の関係により原子力規制委員会が自ら検査を行う必要があると認められた場合は、当該燃料体に係る検査は、原子力規制委員会が自ら行うものとする。

3 原子力規制委員会は、前項の検査を行う必要があると認められた場合には、機構に対し、その旨を通知するも

(燃料体検査実施要領書)

第二十八条 原子力規制委員会は、第二十三条第一項の申請書の提出を受けた場合には、第二十四条の表の下欄に掲げる検査事項の検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

(削る)

(削る)

(削る)

のとす。

4 | 機構は、次条第二項又は第三十三条第二項の通知に基づき、第一項の検査の方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。

(機構が行う燃料体検査の通知書等)

第二十八条 原子力規制委員会は、第二十三条第一項の申請書の提出を受けた場合には、第二十四条の表の下欄に掲げる検査事項の検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書（法第四十三条の三の十二第六項の規定により機構が行う検査に関する事務の一部に係るものを除く。）を定めるものとする。

2 | 原子力規制委員会は、第二十三条第一項の申請書の提出又は同条第三項の書類の提出を受けた場合に、当該申請に係る法第四十三条の三の十二第六項の規定により、機構が行う検査に関する事務の一部については、次に掲げる事項を記載した通知書により、機構に対し当該検査に関する事務の一部の実施について通知するものとする。

一五 (略)

3 | 前項の通知書には、次に掲げる書類の写しを添付するものとする。

一・二 (略)

4 | 原子力規制委員会は、第二項の通知書に記載された

第二十九条 削除

(輸入燃料体検査の実施)

第三十二条 法第四十三条の三の十二第四項の検査（検査を受ける燃料体の燃料材にウラン・プルトニウム混合酸化物を含む場合を除く。）は、原子力施設検査官が前条第一項に規定する申請書及び同条第二項の添付書類並びに同条第四項に規定する書類の内容を審査し、当該申請に係る燃料体を目視により確認することにより行うものとする。

2 (略)

(輸入燃料体検査実施要領書)

第三十三条 原子力規制委員会は、第三十一条第一項又は第三項の申請書の提出を受けた場合には、法第四十

事項を変更したときは、速やかに、その旨を機構に通知するものとする。

(燃料体検査結果及び輸入燃料体検査結果の通知)

第二十九条 法第四十三条の三の十二第七項の通知は、次に掲げる事項を記載した書面によって行うものとする。

一 六 (略)

(輸入燃料体検査の実施)

第三十二条 法第四十三条の三の十二第四項の検査（検査を受ける燃料体の燃料材にウラン・プルトニウム混合酸化物を含む場合を除く。）は、原子力施設検査官（法第四十三条の三の十二第六項の規定に基づき機構が同条第四項の検査に関する事務の一部を行う場合にあっては、機構の検査員。次項において同じ。）が前条第一項に規定する申請書及び同条第二項の添付書類並びに同条第四項に規定する書類の内容を審査し、当該申請に係る燃料体を目視により確認することにより行うものとする。

2 (略)

(機構が行う輸入燃料体検査の通知書等)

第三十三条 原子力規制委員会は、第三十一条第一項又は第三項の申請書の提出を受けた場合には、法第四十

三条の三の十二第四項に規定する検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

(削る)

(削る)

(削る)

(溶接事業者検査の記録)

第三十七条 (略)

2 溶接事業者検査の結果の記録は、前項第一号から第六号までに掲げる事項については、当該検査に係る原子炉容器等の存続する期間保存するものとし、同項第

三条の三の十二第四項に規定する検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書(法第四十三條の三の十二第六項の規定により機構が行う検査に関する事務の一部に係るものを除く。)を定めるものとする。

2 | 原子力規制委員会は、第三十一条第一項若しくは第三項の申請書の提出又は同条第四項の書類の提出を受けた場合に、当該申請に係る法第四十三條の三の十二第六項の規定により、機構が行う検査に関する事務の一部については、次に掲げる事項を記載した通知書により、機構に対し当該検査に関する事務の一部の実施について通知するものとする。

一(六) (略)

3 | 前項の通知書には、第三十一条第一項の申請書及び同条第二項の書類、同条第三項の申請書及び書類又は同条第四項の書類の写しを添付するものとする。

4 | 原子力規制委員会は、第二項の通知書に記載された事項を変更したときは、速やかに、その旨を機構に通知するものとする。

(溶接事業者検査の記録)

第三十七条 (略)

2 溶接事業者検査の結果の記録は、前項第一号から第六号までに掲げる事項については、当該検査に係る原子炉容器等の存続する期間保存するものとし、同項第

七号から第十一号までに掲げる事項については、当該溶接事業者検査を行った後最初の法第四十三条の三の十三第六項の通知を受けるまでの期間保存するものとする。

(溶接安全管理審査の申請)

第三十九条 法第四十三条の三の十三第三項の審査（以下「溶接安全管理審査」という。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 審査を受けようとする組織の名称及び所在地
- 三 溶接事業者検査の実施場所
- 四 溶接事業者検査を行う原子炉容器等の概要
- 五 審査の実施方法及び実施時期
- 六 審査を受けようとする溶接事業者検査の項目
- 七 審査を受けようとする期日

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。ただし、第四十一条第一号に規定する組織であつて、耐圧試験を行う時期に受ける審査及び溶接をした原子炉容器等であつて輸入したものについて受ける審査に係る場合には第一号に掲げる事項を説明する書類を、同条第一号に規定する組

七号から第十一号までに掲げる事項については、当該溶接事業者検査を行った後最初の法第四十三条の三の十三第七項の通知を受けるまでの期間保存するものとする。

(溶接安全管理審査の申請)

第三十九条 法第四十三条の三の十三第三項の審査（以下「溶接安全管理審査」という。）を受けようとする者は、機構が法第六十五条第一項に規定する事務規程で定めるところにより、申請書を機構に提出しなければならない。

(新設)

(新設)

組織であつて、通知を受けた日から三年を経過した日以降三月を超えない時期に受ける審査及び同条第二号に規定する組織として受ける審査に係る場合には第三号に掲げる事項を説明する書類を添付することを要しない。

一 溶接事業者検査に関する規程

二 溶接事業者検査の組織

三 溶接部の設計及び溶接施工法並びに溶接を行う者の知識及び技能

3 第一項の申請書又は前項の書類に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならぬ。

4 第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

(溶接安全管理審査の実施方法)

第四十条 (略)

(溶接安全管理審査の実施時期)

第四十一条 法第四十三条の三の十三第三項の原子力規制委員会規則で定める時期は、次のとおりとする。

一 直近の法第四十三条の三の十三第六項の通知(この号に規定する耐圧試験に係る通知であつて、溶接事業者検査の実施につき十分な体制がとられていると評定された組織に係るものを除く。以下この条において単に「通知」という。)において、溶接事業

(新設)

(新設)

(溶接安全管理審査の実施)

第四十条 (略)

(溶接安全管理審査の実施時期)

第四十一条 法第四十三条の三の十三第三項の原子力規制委員会規則で定める時期は、次のとおりとする。

一 直近の法第四十三条の三の十三第七項の通知(この号に規定する耐圧試験に係る通知であつて、溶接事業者検査の実施につき十分な体制がとられていると評定された組織に係るものを除く。以下この条において単に「通知」という。)において、溶接事業

者検査の実施につき十分な体制がとられていると評定された組織であつて、当該通知を受けた日から三年を超えない時期に溶接事業者検査を行ったものについては、耐圧試験を行う時期及び当該通知を受けた日から三年を経過した日以降三月を超えない時期

二・三 (略)

第四十三条 削除

(施設定期検査の申請)

第四十六条 (略)

2 6 (略)

7 第一項又は第三項の申請書及び第四項の書類の提出部数は、正本一通とする。

(施設定期検査の実施)

第四十七条 施設定期検査は、次に掲げる事項のうち、前条第二項各号に掲げる事項を説明する書類において記載された定期事業者検査に係る事項について、施設定期検査を受ける者が行う定期事業者検査に原子力施設検査官が立ち会い、又はその定期事業者検査の記録

者検査の実施につき十分な体制がとられていると評定された組織であつて、当該通知を受けた日から三年を超えない時期に溶接事業者検査を行ったものについては、耐圧試験を行う時期及び当該通知を受けた日から三年を経過した日以降三月を超えない時期

二・三 (略)

(溶接安全管理審査結果の通知)

第四十三条 法第四十三条の三の十三第五項の通知は、次に掲げる事項を記した書面によつて行うものとする。

一 三 (略)

(施設定期検査の申請)

第四十六条 (略)

2 6 (略)

7 第一項又は第三項の申請書及び第四項の書類の提出部数は、正本一通及び写し一通とする。

(施設定期検査の実施)

第四十七条 施設定期検査は、次に掲げる事項のうち、前条第二項各号に掲げる事項を説明する書類において記載された定期事業者検査に係る事項について、施設定期検査を受ける者が行う定期事業者検査に原子力施設検査官(法第四十三条の三の十五第二項において準

を確認することにより行うものとする。

- 一 五 (略)
- 二 (略)

第五十条 削除

用する法第十六条の五第三項の規定に基づき機構が施設定期検査に関する事務の一部を行う場合において、は、機構の検査員。次項において同じ。が立ち会い、又はその定期事業者検査の記録を確認することにより行うものとする。

- 一 五 (略)
- 二 (略)

(機構が行う施設定期検査等)

第五十条 法第四十三条の三の十五第二項の原子力規制委員会規則で定める特定重要発電用原子炉施設は、原子炉本体、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、原子炉冷却系統施設、計測制御系統施設(発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く)、放射性廃棄物の廃棄施設(排気筒を除く)、放射線管理施設、原子炉格納施設及び非常用電源設備とする。

2 前項の規定にかかわらず、廃止措置の対象となる特定重要発電用原子炉施設については、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設及び非常用電源設備のうち、核燃料物質の取扱い又は貯蔵に係るものとする。

3 法第四十三条の三の十五第二項において準用する法第十六条の五第三項の規定により原子力規制委員会が機構に行わせる検査に関する事務の一部は、次に掲げるものとする。

一〇三 (略)

4 前項の規定にかかわらず、廃止措置対象施設については、法第四十三條の三の十五第二項において準用する法第十六條の五第三項の規定により原子力規制委員会が機構に行わせる検査に関する事務の一部は、次に掲げるものとする。

一〇三 (略)

5 前二項の規定にかかわらず、特定重要発電用原子炉施設の構造、材料その他の関係により原子力規制委員会が自ら検査を行う必要があると認めた場合は、当該特定重要発電用原子炉施設に係る検査は、原子力規制委員会が自ら行うものとする。

6 原子力規制委員会は、前項の検査を行う必要があると認めた場合には、機構に対し、その旨を通知するものとする。

7 機構は、次条第二項の通知に基づき、第三項又は第四項の検査の方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。

(施設定期検査実施要領書)

第五十一条 原子力規制委員会は、第四十六條第一項又は第三項の申請書の提出を受けた場合には、第四十七條第一項各号又は第二項各号に掲げる事項について行うべき検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

(機構が行う施設定期検査の通知書等)

第五十一条 原子力規制委員会は、第四十六條第一項又は第三項の申請書の提出を受けた場合には、第四十七條第一項各号又は第二項各号に掲げる事項について行うべき検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書（法第四十三條の三の十五第二

(削る)

項において準用する法第十六条の五第三項の規定により機構が行う検査に関する事務の一部に係るものを除く。)を定めるものとする。

2 | 原子力規制委員会は、第四十六条第一項若しくは第三項の申請書の提出又は同条第四項の書類の提出を受けた場合に、当該申請に係る法第四十三条の三の十五第二項において準用する法第十六条の五第三項の規定により、機構が行う検査に関する事務の一部については、次に掲げる事項を記載した通知書により、機構に対し当該検査に関する事務の一部の実施について通知するものとする。

(削る)

一六 (略)

3 | 前項の通知書には、第四十六条第一項の申請書及び同条第二項の書類若しくは同条第三項の申請書又は同条第四項の書類(保守管理の目標又は実施に関する計画を変更した場合にあっては同条第五項に規定する書類を含み、定期事業者検査に係る判定方法を変更した場合にあっては同条第六項に規定する書類を含む。)の写しを添付するものとする。

(削る)

4 | 原子力規制委員会は、第二項の通知書に記載された事項を変更したときは、速やかに、その旨を機構に通知するものとする。

(施設定期検査結果の通知)

第五十二条 法第四十三条の三の十五第二項において準

第五十二条 削除

(定期安全管理審査の申請)

第五十九条 法第四十三条の三の十六第四項の審査（以下「定期安全管理審査」という。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を希望する審査開始日の一月前までに原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 定期事業者検査を行う発電用原子炉施設の施設番号

三 審査を受けようとする定期事業者検査の範囲

四 定期事業者検査の主な実施場所

五 審査を受けようとする期日

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。

一 定期事業者検査の計画

二 定期事業者検査に関する規程

三 定期事業者検査の要領書

3 第一項の申請書又は前項の書類に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならぬ。

4 第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部

用する法第十六条の五第四項の通知は、次に掲げる事項を記載した書面によって行うものとする。
一〇七 (略)

(定期安全管理審査の申請)

第五十九条 法第四十三条の三の十六第四項の審査（以下「定期安全管理審査」という。）を受けようとする者は、機構が法第六十五条第一項に規定する事務規程で定めるところにより、申請書を機構に提出しなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

数は、正本一通とする。

(定期安全管理審査の対象となる事項)

第六十一条 (略)

2 直近の法第四十三条の三の十六第六項において準用する法第四十三条の三の十三第六項の通知において定期事業者検査の実施につき十分な体制がとられていると評定された組織については、前項の規定にかかわらず、同項第二号及び第三号の規定を適用しない。

第六十二条 削除

(定期安全管理審査結果の通知)

第六十一条 (略)

2 直近の法第四十三条の三の十六第六項において準用する法第四十三条の三の十三第七項の通知において定期事業者検査の実施につき十分な体制がとられていると評定された組織については、前項の規定にかかわらず、同項第二号及び第三号の規定を適用しない。

(定期安全管理審査結果の通知)

第六十二条 法第四十三条の三の十六第六項において準用する法第四十三条の三の十三第五項の通知は、次に掲げる事項を記した書面によって行うものとする。

一(三) (略)

2 原子力規制委員会は、法第四十三条の三の十六第六項において準用する法第四十三条の三の十三第七項の通知(機構が行った法第四十三条の三の十六第四項の規定による審査の結果に基づく同条第六項において準用する法第四十三条の三の十三第六項の評定の結果に限る。)の写し一通を機構に送付するものとする。

(合併及び分割の認可の申請)

第六十五条 (略)

2 (略)

(合併の認可の申請)

第六十五条 (略)

2 (略)

3 第一項の申請書の提出部数は、正本一通及び写し一通とする。

(許可の取消し)

第六十六条 法第四十三条の三の二十第一項に規定する期間は、法第四十三条の三の五第一項の許可を受けた日から五年とする。

(記録)

第六十七条 法第四十三条の三の二十一の規定による記録は、発電用原子炉ごとに、次表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従って記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存しておかなければならない。

記録事項	記録すべき場合	保存期間
一～八 (略) 九 廃止措置に係る工事の方法、時期及び対象となる発電用原子炉施設の設備の名称	法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けた廃止措置計画に記載された工事	第七項に定める期間

3 第一項の申請書の提出部数は、正本及び副本各一通とする。

(許可の取消し)

第六十六条 法第四十三条の三の二十第一項に規定する期間は、法第二十三条第一項の許可を受けた日から五年とする。

(記録)

第六十七条 法第四十三条の三の二十一の規定による記録は、発電用原子炉ごとに、次表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従って記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存しておかなければならない。

記録事項	記録すべき場合	保存期間
一～八 (略) 九 廃止措置記録 イ 廃止措置に係る工事の方法、時期及び対象となる発電用原子炉施設の設備の名称	法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けた廃止措置計画に記載	第七項に定める期間

<p>(削る)</p>	<p>の各工程の終了の都度</p> <p>(削る)</p>	<p>(削る)</p>
-------------	-------------------------------	-------------

十〇十三 (略)

2 前項に規定する記録事項について直接測定することが困難な場合においては、当該事項を推定することができる記録をもつてその事項の記録に代えることができる。

3 〇6 (略)

7 第一項の表第五号子及びり、第六号、第九号並びに

<p>十〇十三 (略)</p> <p>の氏名</p> <p>日及び測定をした者</p> <p>果、測定方法、測定</p> <p>物質の数量の測定結</p> <p>物に含まれる放射性</p> <p>物質の密度及び当該</p> <p>表面における放射性</p> <p>廃棄物を除く。)の</p> <p>い生じる物(放射性</p> <p>備から当該工事に伴</p> <p>うち管理区域内の設</p> <p>原子炉施設の設備の</p> <p>の対象となる発電用</p> <p>イに規定する工事</p>	<p>載された工事</p> <p>の各工程の終</p> <p>了の都度</p> <p>測定の都度</p>	<p>第七項に定</p> <p>める期間</p>
--	--	--------------------------

2 前項に規定する記録事項について直接測定することが困難な場合においては、当該事項を推定することができる記録をもつてその事項の記録に代えることができる。

3 〇6 (略)

7 第一項の表第五号子及びり、第六号、第九号イ及び

第十二号の記録の保存期間は、法第四十三条の三の十三第三項において準用する法第十二条の六第八項の確認を受けるまでの期間とする。

(線量等に関する措置)

第七十九条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、放射線業務従事者の線量等に関し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 (略)

二 放射線業務従事者の呼吸する空気中の放射性物質の濃度が原子力規制委員会の定める濃度限度を超えないようにすること。

2 (略)

(発電用原子炉施設の保守管理)

第八十一条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉の運転中及び運転停止中における発電用原子炉施設の保全のために行う点検、試験、検査、補修、取替え、改造その他の必要な措置(以下「保守管理」という。)に関し、発電用原子炉ごとに、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 三 (略)

四 前号に規定する保守管理の目標を達成するため、

口並びに第十二号の記録の保存期間は、法第四十三条の三の二第三項において準用する法第十二条の六第八項の確認を受けるまでの期間とする。

(線量等に関する措置)

第七十九条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、放射線業務従事者の線量等に関し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 (略)

二 放射線業務従事者の呼吸する空気中の放射線物質の濃度が原子力規制委員会の定める濃度限度を超えないようにすること。

2 (略)

(発電用原子炉施設の保守管理)

第八十一条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉の運転中及び運転停止中における発電用原子炉施設の保全のために行う点検、試験、検査、補修、取替え、改造その他の必要な措置(以下「保守管理」という。)に関し、発電用原子炉ごとに、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 三 (略)

四 前号に規定する保守管理の目標を達成するため、

次の事項を定めた保守管理の実施に関する計画を策定し、当該計画に従って保守管理を実施すること。

イ (略)

ロ 発電用原子炉施設の点検、試験、検査、補修、取替え及び改造等（以下この号において「点検等」という。）の方法、実施頻度並びに時期（発電用原子炉の運転中及び運転停止中の区別を含む）（法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けたものを除く。）（。）に関すること。

ハ～ヘ (略)

五～七 (略)

2 (略)

（発電用原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価

第八十二条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、運転を開始した日以後三十年を経過していない発電用原子炉に係る発電用原子炉施設について、発電用原子炉の運転を開始した日以後三十年を経過する日までに、原子力規制委員会が定める発電用原子炉施設の安全を確保する上で重要な機器及び構造物（以下「安全上重要な機器等」という。）並びに次に掲げる機器及び構造物の経年劣化に関する技術的な評価を行い、この評価の結果に基づき、十年間に実施すべき当該発電用原子炉施設についての保

次の事項を定めた保守管理の実施に関する計画を策定し、当該計画に従って保守管理を実施すること。

イ (略)

ロ 発電用原子炉施設の点検、試験、検査、補修、取替え及び改造等（以下この号において「点検等」という。）の方法、実施頻度並びに時期（発電用原子炉の運転中及び運転停止中の区別を含む）（法第四十三条の三の二十二第二項の認可を受けたものを除く。）（。）に関すること。

ハ～ヘ (略)

五～七 (略)

2 (略)

（発電用原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価

第八十二条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、運転を開始した日以後三十年を経過していない発電用原子炉に係る発電用原子炉施設について、発電用原子炉の運転を開始した日以後三十年を経過する日までに、原子力規制委員会が定める発電用原子炉施設の安全を確保する上で重要な機器及び構造物（以下「安全上重要な機器等」という。）並びに次に掲げる機器及び構造物の経年劣化に関する技術的な評価を行い、この評価の結果に基づき、十年間に実施すべき当該発電用原子炉施設についての保

守管理に関する方針を策定しなければならない。ただし、動作する機能を有する機器及び構造物に関し、発電用原子炉施設の供用に伴う劣化の状況が的確に把握される箇所については、この限りでない。

一〇十五 (略)

十六 設置許可基準規則第四十三条第二項に規定する常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物(以下「常設重大事故等対処設備に属する機器等」という。)

2〇5 (略)

(工場又は事業所において行われる運搬)

第八十八条 (略)

2 前項の場合において、特別の理由により同項第三号及び第四号に掲げる措置の全部又は一部を講ずることが著しく困難なときは、原子力規制委員会の承認を受けた措置を講ずることをもって、これらに代えることができる。ただし、当該運搬物の表面における線量当量率が原子力規制委員会の定める線量当量率を超えるときは、この限りでない。

3〇4

(工場又は事業所において行われる廃棄)

第九十条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置

守管理に関する方針を策定しなければならない。ただし、動作する機能を有する機器及び構造物に関し、発電用原子炉施設の供用に伴う劣化の状況が的確に把握される箇所については、この限りでない。

一〇十五 (略)

十六 設置許可基準規則第四十三条第二項に規定する常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物(以下「常設重大事故等対処設備に属する機器等」という。)

2〇5 (略)

(工場又は事業所において行われる運搬)

第八十八条 (略)

2 前項の場合において、特別の理由により同項第三号及び第四号に掲げる措置の全部又は一部を講ずることが著しく困難なときは、原子力規制委員会の承認を受けた措置を講ずることをもって、これらに代えることができる。ただし、当該運搬物の表面における線量当量率が原子力規制委員会の定める線量当量率を超えるときは、この限りでない。

3〇4

(工場又は事業所において行われる廃棄)

第九十条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置

した工場又は事業所において行われる放射性廃棄物の廃棄に関し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一～五 (略)

六 液体状の放射性廃棄物は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

イ 排水施設によって排出すること。

ロ 障害防止の効果を持った廃液槽に保管廃棄すること。

ハ 容器に封入し、又は容器と一体的に固型化して障害防止の効果を持った保管廃棄施設に保管廃棄すること。

ニ 障害防止の効果を持った焼却設備において焼却すること。

ホ 障害防止の効果を持った固型化設備で固型化すること。

七～十 (略)

十一 第六号ハの方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を障害防止の効果を持った保管廃棄施設に保管廃棄するときは、次によること。

イ・ロ (略)

八 放射性廃棄物を封入し、又は固型化した放射性廃棄物と一体化した容器には、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、当該放射性廃棄物に関して第六十七条の規定に基づき記録された内容と照合

した工場又は事業所において行われる放射性廃棄物の廃棄に関し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一～十 (略)

六 液体状の放射性廃棄物は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

イ 排水施設によって排出すること。

ロ 障害防止の効果を持った廃液槽に保管廃棄すること。

ハ 容器に封入し、又は容器と一体的に固型化して障害防止の効果を持った保管廃棄施設に保管廃棄すること。

ニ 障害防止の効果を持った焼却設備において焼却すること。

ホ 障害防止の効果を持った固型化設備で固型化すること。

七～十 (略)

十一 第六号ハの方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を障害防止の効果を持った保管廃棄施設に保管廃棄するときは、次によること。

イ・ロ (略)

八 放射性廃棄物を封入し、又は固型化した放射性廃棄物と一体化した容器には、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、当該放射性廃棄物に関して第七条の規定に基づき記録された内容と照合でき

できるような整理番号を表示すること。

十二 固体状の放射性廃棄物は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

イ 障害防止の効果を持った焼却設備において焼却すること。

ロ 容器に封入し、又は容器と一体的に固型化して障害防止の効果を持った保管廃棄施設に保管廃棄すること。

ハ 口の方法により廃棄することが著しく困難な大型機械等の放射性廃棄物又は放射能の時間による減衰を必要とする放射性廃棄物については、障害防止の効果を持った保管廃棄施設に保管廃棄すること。

十三 〓十五 (略)

(防護措置)

第九十一条 (略)

2 前項の表第一号から第六号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置は、次に掲げるとおりとする。

一 〓十二 (略)

十三 中央制御室及び特定重大事故等対処施設(設置許可基準規則第二条第二項第十二号に規定する特定重大事故等対処施設をいう。以下この項及び第九十六条第一項において同じ。)に属する緊急時制御室については、次に掲げる措置を講ずること。

るような整理番号を表示すること。

十二 固体状の放射性廃棄物は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

イ 障害防止の効果を持った焼却設備において焼却すること。

ロ 容器に封入し、又は容器と一体的に固型化して障害防止の効果を持った保管廃棄施設に保管廃棄すること。

ハ 口の方法により廃棄することが著しく困難な大型機械等の放射性廃棄物又は放射能の時間による減衰を必要とする放射性廃棄物については、障害防止の効果を持った保管廃棄施設に保管廃棄すること。

十三 〓十五 (略)

(防護措置)

第九十一条 (略)

2 前項の表第一号から第六号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置は、次に掲げるとおりとする。

一 〓十二 (略)

十三 中央制御室及び特定重大事故等対処施設(設置許可基準規則第二条第二項第十二号に規定する特定重大事故等対処施設をいう。以下この項及び第九十六条第一項において同じ。)に属する緊急時制御室については、次に掲げる措置を講ずること。

イ・ロ (略)

十四(二十九) (略)

3 (略)

(事故故障等の報告)

第三百三十四条 法第六十二条の三の規定により、発電用原子炉設置者(旧発電用原子炉設置者等を含む。以下次条及び第三百三十六条において同じ。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。

一・二 (略)

三 発電用原子炉設置者が、安全上重要な機器等又は常設重大事故等対処設備に属する機器等の点検を行つた場合において、当該安全上重要な機器等が技術基準規則第十七条若しくは第十八条に定める基準に適合していないと認められたとき、当該常設重大事故等対処設備に属する機器等が技術基準規則第五十五条若しくは第五十六条に定める基準に適合していないと認められたとき又は発電用原子炉施設の安全を確保するために必要な機能を有していないと認められたとき。

四(十四) (略)

イ・ロ (略)

十四(二十九) (略)

3 (略)

(事故故障等の報告)

第三百三十四条 法第六十二条の三の規定により、発電用原子炉設置者(旧発電用原子炉設置者等を含む。以下次条及び第三百三十六条において同じ。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。

一・二 (略)

三 発電用原子炉設置者が、安全上重要な機器等又は常設重大事故等対処設備(設置許可基準規則第二条第二項第十四号に規定する常設重大事故対処設備をいう。以下同じ。)の点検を行つた場合において、当該安全上重要な機器等が技術基準規則第十七条若しくは第十八条に定める基準に適合していないと認められたとき、当該常設重大事故等対処設備に属する機器等が技術基準規則第五十五条若しくは第五十六条に定める基準に適合していないと認められたとき又は発電用原子炉施設の安全を確保するために必要な機能を有していないと認められたとき。

四(十四) (略)

(身分を示す証明書)

第三百三十八条 法第四十三条の三の二十四第六項において準用する法第十二条第七項の身分を示す証明書は、様式第三によるものとし、法第四十三条の三の二十七第二項において準用する法第十二条の二第七項の身分を示す証明書は、様式第四によるものとし、法第六十八条第六項の身分を示す証明書は、様式第五によるものとする。

(フレキシブルディスクの記録方式)

第四百十一条 第三百二十九条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。

- 一 一三三 (略)
- 二 (略)

様式第 5 (第 138 条関係)

(表 面)

第 号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 68 条第 6 項の規定による

(略)

(身分を示す証明書)

第三百三十八条 法第四十三条の三の二十四第六項において準用する法第十二条第七項の身分を示す証明書は、様式第三によるものとし、法第四十三条の二第二項において準用する法第十二条の二第七項の身分を示す証明書は、様式第四によるものとし、法第六十八条第七項の身分を示す証明書は、様式第五によるものとする。

(フレキシブルディスクの記録方式)

第四百十一条 第二十七条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従ってなければならない。

- 一 一三三 (略)
- 二 (略)

様式第 5 (第 138 条関係)

(表 面)

第 号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 68 条第 7 項の規定による

(略)

(裏面)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (抄)

第 68 条 原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律 (原子力規制委員会又は国土交通大臣にあつては第 64 条第 3 項各号に掲げる原子力事業者等の区分 (同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第 61 条の 3 第 1 項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第 5 項、第 6 項、第 8 項及び第 9 項に規定する者並びに国際特定活動実施者について) は原子力規制委員会とする。) に応じてこの法律の規定、都道府県公安委員会にあつては第 59 条第 6 項の規定) の施行に必要な限度において、その職員 (都道府県公安委員会にあつては、警察職員) に、原子力事業者等 (核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第 61 条の 3 第 1 項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第 5 項、第 6 項、第 8 項及び第 9 項に規定する者並びに国際特定活動実施者を含む。) の事務所又は工場若しくは

(裏面)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (抄)

第 68 条 原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律 (原子力規制委員会又は国土交通大臣にあつては第 64 条第 3 項各号に掲げる原子力事業者等の区分 (同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第 61 条の 3 第 1 項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第 5 項、第 6 項、第 8 項及び第 9 項に規定する者並びに国際特定活動実施者について) は原子力規制委員会とする。) に応じてこの法律の規定、都道府県公安委員会にあつては第 59 条第 6 項の規定) の施行に必要な限度において、その職員 (都道府県公安委員会にあつては、警察職員) に、原子力事業者等 (核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第 61 条の 3 第 1 項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第 5 項、第 6 項、第 8 項及び第 9 項に規定する者並びに国際特定活動実施者を含む。) の事務所又は工場若しくは

事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

2 原子力規制委員会は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第 16 条の 4 第 1 項、第 28 条の 2 第 1 項、第 43 条の 3 の 13 第 1 項、第 43 条の 10 第 1 項、第 46 条の 2 第 1 項、第 51 条の 9 第 1 項若しくは第 55 条の 3 第 1 項に規定する施設の溶接をする者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 原子力規制委員会は、第 1 項の規定による立入検査のほか、第 16 条の 2 第 1 項、第 16 条の 3 第 1 項、第 16 条の 4 第 1 項、第 16 条の 5 第 1 項、第 22 条第 5 項、第 27 条第 1 項、第 28 条第 1 項、第 28 条の 2 第 1 項、第 29 条第 1 項、第 37 条第 5 項、第 43 条の 3 の 9 第 1 項、第 43 条の 3 の 10 第 1 項、第 43 条の 3 の 11 第 1 項、第 43 条の 3 の 12 第 1 項、第 43 条の 3 の 13 第 1 項、第 43 条の 3 の 15、第 43 条の 3 の 16 第 1 項、第 43 条の 3 の 24 第 5 項、第 43 条の 3 の 31 第 1 項、

事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

2 原子力規制委員会は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第 16 条の 4 第 1 項、第 28 条の 2 第 1 項、第 43 条の 3 の 13 第 1 項、第 43 条の 10 第 1 項、第 46 条の 2 第 1 項、第 51 条の 9 第 1 項若しくは第 55 条の 3 第 1 項に規定する施設の溶接をする者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 原子力規制委員会は、第 1 項の規定による立入検査のほか、第 16 条の 2 第 1 項、第 16 条の 3 第 1 項、第 16 条の 4 第 1 項、第 16 条の 5 第 1 項、第 22 条第 5 項、第 27 条第 1 項、第 28 条第 1 項、第 28 条の 2 第 1 項、第 29 条第 1 項、第 37 条第 5 項、第 43 条の 3 の 9 第 1 項、第 43 条の 3 の 10 第 1 項、第 43 条の 3 の 11 第 1 項、第 43 条の 3 の 12 第 1 項、第 43 条の 3 の 13 第 1 項、第 43 条の 3 の 15 第 1 項、第 43 条の 3 の 16 第 1 項、第 43 条の 3 の 24 第 5 項、第 43 条の 3 の 31 第 1 項、

第 43 条の 8 第 1 項、第 43 条の 9 第 1 項、第 43 条の 10 第 1 項、第 43 条の 11 第 1 項、第 43 条の 20 第 5 項、第 43 条の 26 の 3 第 1 項、第 45 条第 1 項、第 46 条第 1 項、第 46 条の 2 第 1 項、第 46 条の 2 の 3 第 1 項、第 50 条第 5 項、第 51 条の 7 第 1 項、第 51 条の 8 第 1 項、第 51 条の 9 第 1 項、第 51 条の 10 第 1 項及び第 51 条の 18 第 5 項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、原子力施設（製錬施設及び使用施設等を除く。以下この項において同じ。）の設計若しくは工事又は原子力施設の設備の製造を行う者その他の関係者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

4 原子力規制委員会は、第 1 項の規定による立入検査のほか、第 62 条第 1 項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、船舶に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原燃料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

第 1 項、第 43 条の 8 第 1 項、第 43 条の 9 第 1 項、第 43 条の 10 第 1 項、第 43 条の 11 第 1 項、第 43 条の 20 第 5 項、第 43 条の 26 の 3 第 1 項、第 45 条第 1 項、第 46 条第 1 項、第 46 条の 2 第 1 項、第 46 条の 2 の 3 第 1 項、第 50 条第 5 項、第 51 条の 7 第 1 項、第 51 条の 8 第 1 項、第 51 条の 9 第 1 項、第 51 条の 10 第 1 項及び第 51 条の 18 第 5 項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、原子力施設（製錬施設及び使用施設等を除く。以下この項において同じ。）の設計若しくは工事又は原子力施設の設備の製造を行う者その他の関係者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

4 原子力規制委員会は、第 1 項の規定による立入検査のほか、第 16 条の 2 第 1 項、第 16 条の 3 第 1 項、第 16 条の 4 第 1 項、第 16 条の 5 第 1 項、第 22 条第 5 項、第 27 条第 1 項、第 28 条第 1 項、第 28 条の 2 第 1 項、第 29 条第 1 項、第 37 条第 5 項、第 62 条第 1 項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、船舶に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度

<p>5 (略)</p> <p>6 前各項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。</p> <p>7 第1項から第6項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p> <p>8～15 (略)</p> <p>第78条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>三十 第68条第1項（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号のい</p>	<p>の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 原子力規制委員会又は国土交通大臣は、第65条第1項各号に掲げる検査等事務の区分に応じ、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、<u>機構の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。</u></p> <p>7 前各項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。</p> <p>8～11 (略)</p> <p>12 原子力規制委員会又は国土交通大臣は、第65条第1項各号に掲げる検査等事務の区分に応じ第1項から第6項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p> <p>第78条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>三十 第68条第1項（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号のい</p>
---	---

ずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分を除く。)の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは回避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第80条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

十一 第68条第1項(核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分に限る。)、第2項から第5項まで又は第8項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは回避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

ずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分を除く。)の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは回避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第80条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

十一 第68条第1項(核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分に限る。)、第2項から第5項まで又は第13項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは回避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第80条の4 次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、50万円以下の罰金に処する。

二 第68条第6項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは回避し、又は質

第 81 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

二 第 78 条第 1 号、第 2 号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第 3 号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第 4 号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第 6 号、第 7 号、第 8 号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第 8 号の 2（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第 10 号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第 11 号、第 12 号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第 13 号の 3 から第 13 号の 7 まで、第 14 号、第 15 号、第 17 号、第 18 号、第 20 号、第 21 号、第 26 号の 2（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第 27 号の 2 から第 27 号の 4 まで、第 28 号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部

問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第 81 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

二 第 78 条第 1 号、第 2 号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第 3 号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第 4 号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第 6 号、第 7 号、第 8 号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第 8 号の 2（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第 10 号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第 11 号、第 12 号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第 13 号の 3 から第 13 号の 7 まで、第 14 号、第 15 号、第 17 号、第 18 号、第 20 号、第 21 号、第 26 号の 2（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第 27 号の 2 から第 27 号の 4 まで、第 28 号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部

分を除く。) 第 29 号 (試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。) 又は第 30 号 (試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。) 1 億円以下の罰金刑

三 第 77 条 (第 1 号に掲げる規定に係る部分を除く。) 第 78 条 (前号に掲げる規定に係る部分を除く。) 第 79 条又は第 80 条 各本条の罰金刑

分を除く。) 第 29 号 (試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。) 又は第 30 号 (試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。) 1 億円以下の罰金刑

三 第 77 条 (第 1 号に掲げる規定に係る部分を除く。) 第 78 条 (前号に掲げる規定に係る部分を除く。) 第 79 条又は第 80 条 各本条の罰金刑

船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年運輸省令第七十号）（第十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

			改 正 案				現 行
五 イ 等 保 守 記 録 試 験 研 究 用 原 子 炉 施 設	(略)	記録事項	第十九条 法第三十四条の規定による記録は、試験研究用等原子炉ごとに、次表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従つて記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存して置かなければならない。	第十九条 法第三十四条の規定による記録は、試験研究用等原子炉ごとに、次表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従つて記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存して置かなければならない。	(記録)	記録すべき場合	
	(略)	(略)					保存期間
	(略)	(略)					
五 イ 等 保 守 記 録 試 験 研 究 用 原 子 炉 施 設	(略)	記録事項	第十九条 法第三十四条の規定による記録は、試験研究用等原子炉ごとに、次表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従つて記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存して置かなければならない。	第十九条 法第三十四条の規定による記録は、試験研究用等原子炉ごとに、次表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従つて記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存して置かなければならない。	(記録)	記録すべき場合	
	(略)	(略)					保存期間
	(略)	(略)					

<p>2 7 (略)</p> <p>(管理区域への立入制限等) 第二十条 法第三十五条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者及び外国原子力船運航者（以下「試験研究用等原子炉設置者等」という。）は、管理区域、</p>	<p>(略)</p>	<p>の巡視及び点検の状況並びにその担当者の氏名（法第四十三条の三の二第二項の認可を受けた試験研究用等原子炉にあつては点検の状況を除く。）</p>
	<p>(略)</p>	
	<p>(略)</p>	

<p>2 7 (略)</p> <p>(管理区域への立入制限等) 第二十条 法第三十五条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者及び外国原子力船運航者（以下「原子炉設置者等」という。）は、管理区域、保全区域及</p>	<p>(略)</p>	<p>の巡視及び点検の状況並びにその担当者の氏名（法第四十三条の三の二第二項の認可を受けた試験研究用等原子炉あつては点検の状況を除く。）</p>
	<p>(略)</p>	
	<p>(略)</p>	

保全区域及び周辺監視区域を定め、これらの区域においてそれぞれ次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 三 (略)

(試験研究用等原子炉施設の巡視及び点検)

第二十二條 法第三十五條第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者等は、毎日一回以上、従業者に試験研究用等原子炉施設について巡視させ、次の各号に掲げる施設及び設備について点検を行わせなければならない。

一 三 (略)

2 (略)

(試験研究用等原子炉施設の施設定期自主検査)

第二十三條 法第三十五條第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者等は、次の各号に掲げる検査に関する措置を講じなければならない。

一 二 (略)

2 (略)

(試験研究用等原子炉の運転)

第二十四條 法第三十五條第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者等は、次の各号に掲げる試験研究用等原子炉の運転に関する措置を講じなければならない。

び周辺監視区域を定め、これらの区域においてそれぞれ次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 三 (略)

(試験研究用等原子炉施設の巡視及び点検)

第二十二條 法第三十五條第一項の規定により、原子炉設置者等は、毎日一回以上、従業者に試験研究用等原子炉施設について巡視させ、次の各号に掲げる施設及び設備について点検を行わせなければならない。

一 三 (略)

2 (略)

(試験研究用等原子炉施設の施設定期自主検査)

第二十三條 法第三十五條第一項の規定により、原子炉設置者等は、次の各号に掲げる検査に関する措置を講じなければならない。

一 二 (略)

2 (略)

(試験研究用等原子炉の運転)

第二十四條 法第三十五條第一項の規定により、原子炉設置者等は、次の各号に掲げる試験研究用等原子炉の運転に関する措置を講じなければならない。

い。

一〇七 (略)

(原子力船等内の運搬)

第二十五条 法第三十五条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者等は、原子力船等において行われる核燃料物質等の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一〇十 (略)

2・3 (略)

4 試験研究用等原子炉設置者等は、核燃料物質等の運搬に関し、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）第三条から第十七条まで及び核燃料物質等車両運搬規則（昭和五十三年運輸省令第七十二号）第三条から第十九条までに規定する運搬の技術上の基準に従つて保安のために必要な措置を講じた場合には、第一項の規定にかかわらず、原子力船等において、当該核燃料物質等の運搬を行うことができる。

(貯蔵)

第二十六条 法第三十五条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者等は、次の各号に掲げる核燃料物質の貯蔵に関する措置を講じなければならない。

一〇五 (略)

一〇七 (略)

(原子力船等内の運搬)

第二十五条 法第三十五条第一項の規定により、原子炉設置者等は、原子力船等において行われる核燃料物質等の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一〇十 (略)

2・3 (略)

4 原子炉設置者等は、核燃料物質等の運搬に関し、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）第三条から第十七条まで及び核燃料物質等車両運搬規則（昭和五十三年運輸省令第七十二号）第三条から第十九条までに規定する運搬の技術上の基準に従つて保安のために必要な措置を講じた場合には、第一項の規定にかかわらず、原子力船等において、当該核燃料物質等の運搬を行うことができる。

(貯蔵)

第二十六条 法第三十五条第一項の規定により、原子炉設置者等は、次の各号に掲げる核燃料物質の貯蔵に関する措置を講じなければならない。

一〇五 (略)

(原子力船等内の廃棄)

第二十七条 法第三十五条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者等は、原子力船等において行われる放射性廃棄物の廃棄に関し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 一十四 (略)

(防護措置)

第二十七条の二 法第三十五条第二項の規定により、試験研究用等原子炉設置者等は、次の表の上欄に掲げる特定核燃料物質の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる措置を講じなければならない。

(略)

2 一四 (略)

5 試験研究用等原子炉設置者等は、第二項(第三項(第一項の表第四号八の特定核燃料物質及び照射された同号八であつて照射直後にその表面から一米ートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時以下であつた特定核燃料物質以外のものを取り扱う場合に限る。))及び前項(同表第八号八及び二の特定核燃料物質並びに照射された同号八及び二であつて照射直後にその表面から一米ートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時以下であつた特定核燃料物質以外のものを取り扱う場合に限る。))において準用する場合を含む。の

(原子力船等内の廃棄)

第二十七条 法第三十五条第一項の規定により、原子炉設置者等は、原子力船等において行われる放射性廃棄物の廃棄に関し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 一十四 (略)

(防護措置)

第二十七条の二 法第三十五条第二項の規定により、原子炉設置者等は、次の表の上欄に掲げる特定核燃料物質の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる措置を講じなければならない。

(略)

2 一四 (略)

5 原子炉設置者等は、第二項(第三項(第一項の表第四号八の特定核燃料物質及び照射された同号八であつて照射直後にその表面から一米ートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時以下であつた特定核燃料物質以外のものを取り扱う場合に限る。))及び前項(同表第八号八及び二の特定核燃料物質並びに照射された同号八及び二であつて照射直後にその表面から一米ートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時以下であつた特定核燃料物質以外のものを取り扱う場合に限る。))において準用する場合を含む。の措置につい

措置について、原子力規制委員会が別に定める妨害破壊行為等の脅威に対応したものとしなければならぬ。

6 試験研究用等原子炉設置者等は、第二項（第三項及び第四項において準用する場合を含む。）及び第四項の措置について、定期的に評価を行うとともに、当該評価の結果に基づき必要な改善を行わなければならない。

（危険時の措置）

第三十六条 法第六十四条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者等は、原子力船等において次の各号に掲げる応急の措置を講じなければならない。

一 六 （略）

て、原子力規制委員会が別に定める妨害破壊行為等の脅威に対応したものとしなければならぬ。

6 原子炉設置者等は、第二項（第三項及び第四項において準用する場合を含む。）及び第四項の措置について、定期的に評価を行うとともに、当該評価の結果に基づき必要な改善を行わなければならない。

（危険時の措置）

第三十六条 法第六十四条第一項の規定により、原子炉設置者等は、原子力船等において次の各号に掲げる応急の措置を講じなければならない。

一 六 （略）

核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第一号）（第十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（廃棄物埋設施設等に係る第二種廃棄物埋設に関する確認の申請）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 前項の申請書の提出部数は、正本一通とする。</p> <p>第六条の二 削除</p> <p>（廃棄物埋設施設等に係る第二種廃棄物埋設に関する確認実施要領書）</p>	<p>（廃棄物埋設施設等に係る第二種廃棄物埋設に関する確認の申請）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 前項の申請書の提出部数は、正本一通及び写し一通とする。</p> <p>（機構が行う廃棄物埋設施設等に係る第二種廃棄物埋設に関する確認）</p> <p>第六条の二 法第五十一条の六第三項の規定により、原子力規制委員会が独立行政法人原子力安全基盤機構（以下「機構」という。）に行わせる確認に関する事務の一部は、前条第一項第一号から第五号まで及び第七号（廃棄物埋設地に設置される設備のうち排水管に係るものを除く。）、同条第二項並びに第三項の廃棄物埋設施設等の技術上の基準に適合しているかどうかについて行うものとする。</p> <p>（機構が行う廃棄物埋設施設等に係る第二種廃棄物埋設に関する確認の通知書等）</p>

第六条の三 原子力規制委員会は、第四条第一項の申請書の提出を受けた場合には、第五条各号に掲げる事項の確認の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る確認実施要領書を定めるものとする。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

第六条の三 原子力規制委員会は、第四条第一項の申請書の提出を受けた場合には、第五条各号に掲げる事項の確認の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る確認実施要領書（法第五十一条の六第三項の規定により機構が行う確認に関する事務の一部に係るものを除く。）を定めるものとする。

2 | 原子力規制委員会は、第四条第一項の申請書の提出を受けた場合であつて、確認に関する事務の一部を機構が行う場合には、次の各号に掲げる事項を記載した通知書により、機構に対し通知するものとする。

一〇六 (略)

3 | 前項の通知書には、次に掲げる書類の写しを添付するものとする。

一〇二 (略)

4 | 原子力規制委員会は、第二項の通知書に記載された事項を変更したときは、速やかに、その旨を機構に通知するものとする。

(廃棄物埋設施設等に係る第二種廃棄物埋設に関する確認結果の通知)

第六条の四 法第五十一条の六第四項の通知は、次の各号に掲げる事項を記載した書面によつて行うものとする。

一〇七 (略)

(埋設しようとする放射性廃棄物等に係る第二種廃棄物埋設に関する確認の申請)

第七条 法第五十一条の六第二項の規定により、埋設しようとする放射性廃棄物等に係る第二種廃棄物埋設に関する確認を受けようとする者は、次の各号に掲げる放射性廃棄物の区分に応じ、当該各号に定める申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 廃棄体 別記様式第二による申請書
- 二 コンクリート等廃棄物 別記様式第三による申請書

2 | 前項各号の申請書には、廃棄体を埋設する場合にあつては次に掲げる書類、コンクリート等廃棄物を埋設する場合にあつては第一号及び第四号に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 埋設する放射性廃棄物に関する説明書
- 二 放射性廃棄物を封入し、又は固型化する容器の強度及び密封性に関する説明書
- 三 放射性廃棄物を容器に固型化する場合にあつては、固型化材料の品質に関する説明書
- 四 放射性廃棄物の放射能濃度を測定した方法その他放射性廃棄物の放射能濃度を決定した方法に関する説明書
- 五 次条第二項第五号の規定に係る廃棄体の強度を測定した方法その他これらの強度を決定した方法及びその結果に関する説明書

(埋設しようとする放射性廃棄物等に係る第二種廃棄物埋設に関する確認の申請)

第七条 法第五十一条の六第二項の規定により、埋設しようとする放射性廃棄物等に係る第二種廃棄物埋設に関する確認を受けようとする者は、機構が法第六十五条第一項に規定する事務規程で定めるところにより、申請書を機構に提出しなければならない。

(新設)
(新設)

(新設)

3 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

(埋設しようとする放射性廃棄物等に係る第二種廃棄物埋設に関する確認の実施要領書)

第八条の二 原子力規制委員会は、第七条第一項の申請書の提出を受けた場合には、前条各号に掲げる事項の確認の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る確認実施要領書を定めるものとする。

(確認証の交付)

第九条 原子力規制委員会は、法第五十一条の六第一項又は第二項の確認(第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。)をしたときは、当該申請に係る確認証を交付する。

(削る)

(変更等の届出)

第十一条 法第五十一条の五第二項又は法第五十一条の十三第二項の規定による届出に係る書類(第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。)の提出部数は、正本一通及び写し一通とする。

2 法第五十一条の十一の規定による届出に係る書類(第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。)の提出

(新設)

(新設)

(確認証の交付)

第九条 原子力規制委員会は、法第五十一条の六第一項の確認(第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。)をしたときは、当該申請に係る確認証を交付する。

2 機構は、法第五十一条の六第二項に規定する確認

第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。)をしたときは、確認証を交付する。

(変更等の届出)

第十一条 法第五十一条の五第二項、法第五十一条の十一又は法第五十一条の十三第二項の規定による届出に係る書類(第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。)の提出部数は、正本一通及び写し一通とする。

(新設)

部数は、正本一通とする。

(保安規定)

第二十条 (略)

2 (略)

5 第一項(前項において準用する場合を含む。)の申請書の提出部数は、正本一通とする。

(廃棄物取扱主任者の選任等)

第二十二條 (略)

2 (略)

3 法第五十一条の二十第二項の規定による届出に係る書類(第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。)の提出部数は、正本一通とする。

(報告の徴収)

第二十七條 (略)

2 第一項の報告書の提出部数は、正本一通とする。

(身分を示す証明書)

第二十八條 第二種廃棄物埋設事業者に対する検査について、法第五十一条の十八第六項において準用する法第十二条第七項の身分を示す証明書は、別記様式第五の二によるものとし、法第五十一条の二十三第二項に

(保安規定)

第二十条 (略)

2 (略)

5 第一項(前項において準用する場合を含む。)の申請書の提出部数は、正本一通及び写し一通とする。

(廃棄物取扱主任者の選任等)

第二十二條 (略)

2 (略)

3 法第五十一条の二十第二項の規定による届出に係る書類(第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。)の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

(報告の徴収)

第二十七條 (略)

2 第一項の報告書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

(身分を示す証明書)

第二十八條 第二種廃棄物埋設事業者に対する検査について、法第五十一条の十八第六項において準用する法第十二条第七項の身分を示す証明書は、別記様式第五の二によるものとし、法第五十一条の二十三第二項に

において準用する法第十二条の二第七項の身分を示す証明書は、別記様式第五の三によるものとし、法第六十八条第六項の身分を示す証明書は、別記様式第六によるものとする。

様式第二（第七条関係）

様式第2（第七条関係）				
廃棄物施設確認申請書（廃棄体用）				
原子力規制委員会 殿				
年 月 日				
住 所				
氏 名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）印				
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第51条の6第2項の規定により廃棄物施設に関する確認を次のとおり申請します。				
事業所	名 称			
	所 在 地			
廃 棄 体 の 数 量				
放射性廃棄物の発生場	整理番号 （注2）	放射性廃棄物の発生場所	放射性廃棄物の種類	容器に封入し、又は容器に固型化した方法

において準用する法第十二条の二第七項の身分を示す証明書は、別記様式第五の三によるものとし、法第六十八条第七項の身分を示す証明書は、別記様式第六によるものとする。

様式第二 削除

所、種類及び容器に封入し、又は容器に固型化した方法 (注1)	整理番号 (注2)	重量 (注3)	廃棄体に含まれる放射性物質の種類ごとの放射能量 (注4)	廃棄体に含まれる放射性物質の種類ごとの放射能量濃度 (注5)	廃棄体の表面の放射性物質の密度 (注6)	耐荷重強度	廃棄体の健全性を損なうおそれのある	著しい破壊の有無	放射性廃棄物を示す標識

うおそれのある物質及び著しい破損の有無並びに廃棄体に付ける標識 (注7)	る物質の有無		
標識及び整理番号の表示方法			
埋設しようとする年月日			
確認を受けようとする場所			
確認を受けようとする年月日			

- 注1 放射性廃棄物の発生場所、放射性廃棄物の種類及び容器に封入し、又は容器に固型化した方法が共通の廃棄体についてはまとめて記載すること。
- 2 廃棄体のそれぞれにつき記載すること。
 - 3 キログラム単位で記載すること。
 - 4 ヘクトレル単位 (有効数字2桁) で記載すること。
 - 5 ヘクトレル毎トン単位 (有効数字2桁) で記載すること。
 - 6 ヘクトレル毎平方センチメートル単位 (有効数字2桁) で記載すること。
 - 7 廃棄体の健全性を損なうおそれのある物質の有無、著しい破損の有無及び放射性廃棄物を示す標識が共通の廃棄体についてはまとめて記載すること。

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
- 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式第三（第七条関係）

様式第 3（第七条関係）

廃棄物埋設確認申請書（コンクリート等廃棄物用）

年 月 日

原子力規制委員会 殿

住 所

氏 名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名） 印

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 5 1 条の 6 第 2 項の規定により廃棄物埋設に関する確認を次のとおり申請します。

事業所	名 称	
	所 在 地	
コンクリート等廃棄物の数量		
コンクリート等廃棄物の種類	区 分	放射性廃棄物の発生場所
		放射性廃棄物の種類

様式第三 削除

(注1)			
放射性物質の有無	区分	重量	放射性物質の種類ごとの放射エネルギー及び放射能濃度
爆発性の物質の有無			放射性物質の種類ごとの放射エネルギー及び放射能濃度
			放射性物質の種類ごとの放射エネルギー及び放射能濃度
当該コンクリート等廃棄物に関して本申請書に記載された事項と照合できる措置の内容			
埋設しようとする年月日			
確認を受けようとする場所			

確認を受けようとする年月日

注 1 放射性廃棄物の発生場所及び放射性廃棄物の種類が共通のものについてはまとめて記載すること。

2 ヘクトリル単位（有効数字 2 桁）で記載すること。

3 ヘクトリル毎トンの単位（有効数字 2 桁）で記載すること。

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

別記様式第六（第二十八条関係）

別記様式第 6（第 28 条関係）

（表 面）

第 号
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 68 条第 6 項の規定による

（略）

（裏 面）

別記様式第六（第二十八条関係）

別記様式第 6（第 28 条関係）

（表 面）

第 号
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 68 条第 7 項の規定による

（略）

（裏 面）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

第 68 条 原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律（原子力規制委員会又は国土交通大臣にあつては第 64 条第 3 項各号に掲げる原子力事業者等の区分（同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第 61 条の 3 第 1 項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第 5 項、第 6 項、第 8 項及び第 9 項に規定する者並びに国際特定活動実施者について）は原子力規制委員会とする。）に依つては第 59 条第 6 項の規定）の施行に必要な限度において、その職員（都道府県公安委員会にあつては、警察職員）に、原子力事業者等（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第 61 条の 3 第 1 項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第 5 項、第 6 項、第 8 項及び第 9 項に規定する者並びに国際特定活動実施者を含む。）の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

第 68 条 原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律（原子力規制委員会又は国土交通大臣にあつては第 64 条第 3 項各号に掲げる原子力事業者等の区分（同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第 61 条の 3 第 1 項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第 5 項、第 6 項、第 8 項及び第 9 項に規定する者並びに国際特定活動実施者について）は原子力規制委員会とする。）に依つては第 59 条第 6 項の規定）の施行に必要な限度において、その職員（都道府県公安委員会にあつては、警察職員）に、原子力事業者等（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第 61 条の 3 第 1 項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第 5 項、第 6 項、第 8 項及び第 9 項に規定する者並びに国際特定活動実施者を含む。）の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、

核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

2 (略)

3 原子力規制委員会は、第1項の規定による立入検査のほか、第16条の2第1項、第16条の3第1項、第16条の4第1項、第16条の5第1項、第22条第5項、第27条第1項、第28条第1項、第28条の2第1項、第29条第1項、第37条第5項、第43条の3の9第1項、第43条の3の10第1項、第43条の3の11第1項、第43条の3の12第1項、第43条の3の13第1項、第43条の3の15、第43条の3の16第1項、第43条の3の24第5項、第43条の3の31第1項、第43条の8第1項、第43条の9第1項、第43条の10第1項、第43条の11第1項、第43条の20第5項、第43条の26の3第1項、第45条第1項、第46条第1項、第46条の2第1項、第46条の2の3第1項、第50条第5項、第51条の7第1項、第51条の8第1項、第51条の9第1項、第51条の10第1項及び第51条の18第5項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、原子力施設（製錬施設及び使用施設等を除く。以下この項において同じ。）の設計若しくは工事又は原子力施設の設備の製造を行う者その他

核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

2 (略)

3 原子力規制委員会は、第1項の規定による立入検査のほか、第16条の2第1項、第16条の3第1項、第16条の4第1項、第16条の5第1項、第22条第5項、第27条第1項、第28条第1項、第28条の2第1項、第29条第1項、第37条第5項、第43条の3の9第1項、第43条の3の10第1項、第43条の3の11第1項、第43条の3の12第1項、第43条の3の13第1項、第43条の3の15第1項、第43条の3の16第1項、第43条の3の24第5項、第43条の3の31第1項、第43条の8第1項、第43条の9第1項、第43条の10第1項、第43条の11第1項、第43条の20第5項、第43条の26の3第1項、第45条第1項、第46条第1項、第46条の2第1項、第46条の2の3第1項、第50条第5項、第51条の7第1項、第51条の8第1項、第51条の9第1項、第51条の10第1項及び第51条の18第5項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、原子力施設（製錬施設及び使用施設等を除く。以下この項において同じ。）の設計若しくは工事又は原子力施設の設備の製造を行

の関係者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

4 原子力規制委員会は、第1項の規定による立入検査のほか、第62条第1項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、船舶に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

5 (略)

6 前各項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

7 第1項から第5項までの規定による権限は、

う者その他の関係者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

4 原子力規制委員会は、第1項の規定による立入検査のほか、第62条第1項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、船舶に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

5 (略)

6 原子力規制委員会又は国土交通大臣は、第65条第1項各号に掲げる検査等事務の区分に応じ、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、機構の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

7 前各項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

8～11 (略)

12 第1項から第6項までの規定による権限は、

犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

8～15 (略)

第 78 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役若しくは 100 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

三十 第 68 条第 1 項（核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第 61 条の 3 第 1 項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第 5 項、第 6 項、第 8 項及び第 9 項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分を除く。）の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第 80 条 次の各号のいずれかに該当する者は、100 万円以下の罰金に処する。

十一 第 68 条第 1 項（核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第 61 条の 3 第 1 項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第 5 項、第 6 項、第 8 項及び第 9 項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分に限る。）第 2 項から第 5 項まで又は第 8 項の規定による立入り、検査若

犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

13～20 (略)

第 78 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役若しくは 100 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

三十 第 68 条第 1 項（核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第 61 条の 3 第 1 項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第 5 項、第 6 項、第 8 項及び第 9 項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分を除く。）の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第 80 条 次の各号のいずれかに該当する者は、100 万円以下の罰金に処する。

十一 第 68 条第 1 項（核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第 61 条の 3 第 1 項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第 5 項、第 6 項、第 8 項及び第 9 項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分に限る。）第 2 項から第 5 項まで又は第 13 項の規定による立入り、検査若

しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第 81 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第 78 条第 1 号、第 2 号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第 3 号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第 4 号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第 6 号、第 7 号、第 8 号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第 8 号の 2（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第 10

しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第 80 条の 4 次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、50 万円以下の罰金に処する。

一 第 68 条第 6 項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第 81 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第 78 条第 1 号、第 2 号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第 3 号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第 4 号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第 6 号、第 7 号、第 8 号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第 8 号の 2（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第 10

号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。
）第 11 号、第 12 号（試験研究炉等設置者に
係る部分を除く。）、第 13 号の 3 から第 13 号
の 7 まで、第 14 号、第 15 号、第 17 号、第 18
号、第 20 号、第 21 号、第 26 号の 2（試験研
究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。
）、第 27 号の 2 から第 27 号の 4 まで、第 28
号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部
分を除く。）、第 29 号（試験研究炉等設置者
及び使用者に係る部分を除く。）又は第 30 号
（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分
を除く。） 1 億円以下の罰金刑

三 第 77 条（第 1 号に掲げる規定に係る部分を
除く。）、第 78 条（前号に掲げる規定に係る
部分を除く。）、第 79 条又は第 80 条 各本条
の罰金刑

号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。
）第 11 号、第 12 号（試験研究炉等設置者に
係る部分を除く。）、第 13 号の 3 から第 13 号
の 7 まで、第 14 号、第 15 号、第 17 号、第 18
号、第 20 号、第 21 号、第 26 号の 2（試験研
究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。
）、第 27 号の 2 から第 27 号の 4 まで、第 28
号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部
分を除く。）、第 29 号（試験研究炉等設置者
及び使用者に係る部分を除く。）又は第 30 号
（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分
を除く。） 1 億円以下の罰金刑

三 第 77 条（第 1 号に掲げる規定に係る部分を
除く。）、第 78 条（前号に掲げる規定に係る
部分を除く。）、第 79 条又は第 80 条 各本条
の罰金刑

核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第四十七号）
 （第十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（設計及び工事の方法の認可の申請）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。</p> <p>（変更の認可の申請）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。</p> <p>（使用前検査の申請）</p> <p>第七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。</p>	<p>（設計及び工事の方法の認可の申請）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 第一項の申請書の提出部数は、正本一通及び写し一通とする。</p> <p>（変更の認可の申請）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項の申請書の提出部数は、正本一通及び写し一通とする。</p> <p>（使用前検査の申請）</p> <p>第七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通及び写し一通とする。</p> <p>（機構が行う使用前検査）</p>

第九条の二 削除

(使用前検査実施要領書)
第九条の三 原子力規制委員会は、第七条第一項の申請書の提出を受けた場合（特定廃棄物管理施設に係るものに限る。）には、第八条各号に掲げる事項の検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

第九条の二 法第五十一条の八第三項において準用する

法第十六条の三第三項の規定により、原子力規制委員会が独立行政法人原子力安全基盤機構（以下「機構」という。）に行わせる検査に関する事務の一部（特定廃棄物管理施設に係るものに限る。）は、第八条第一号から第三号までに掲げる事項についての検査及び同条第四号に掲げる事項について行う検査のうち次に掲げる検査について行うものとする。

- 一 非常用電源装置その他の非常用装置及び連動装置（一定の条件が充足されなければ機器を作動させない装置をいう。以下同じ。）の作動検査
- 二 放射性廃棄物の廃棄施設の処理能力の確認検査
- 三 主要な放射線管理施設の性能の確認検査
- 四 廃棄物管理施設中人が常時立ち入る場所、廃棄物管理施設の使用中に人が立ち入る場所その他放射線管理を特に必要とする場所における線量当量率及び空气中の放射性物質の濃度の確認検査

(機構が行う使用前検査の通知書等)
第九条の三 原子力規制委員会は、第七条第一項の申請書の提出を受けた場合（特定廃棄物管理施設に係るものに限る。）には、第八条各号に掲げる事項の検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書（法第五十一条の八第三項において準用する法第十六条の三第三項の規定により機構が行う検査に

(削る)

関する事務の一部に係るものを除く。)を定めるものとする。

2 | 原子力規制委員会は、第七条第一項の申請書の提出又は同条第二項の届出を受けた場合(特定廃棄物管理施設に係るものに限る。)であつて、検査に関する事務の一部を機構が行う場合には、次の各号に掲げる事項を記載した通知書により、機構に対し通知するものとする。

(削る)

一〇六 (略)

3 | 前項の通知書には、次に掲げる書類の写しを添付するものとする。

一〇二 (略)

(削る)

4 | 原子力規制委員会は、第二項の通知書に記載された事項を変更したときは、速やかに、その旨を機構に通知するものとする。

(削る)

(使用前検査結果の通知)

第九条の四 法第五十一条の八第三項において準用する法第十六条の三第四項の通知(特定廃棄物管理施設に係るものに限る。)は、次の各号に掲げる事項を記載した書面によつて行うものとする。

一〇七 (略)

(溶接検査の申請)

第十二条 法第五十一条の九第一項の規定により特定廃

(溶接検査の申請)

第十二条 法第五十一条の九第一項の規定により特定廃

棄物管理施設の溶接について検査を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 検査を受けようとする容器又は管の種類、主要寸法、個数、最高使用圧力、最高使用温度並びに内包する放射性物質の種類及び濃度
 - 三 溶接施工場の名称及び所在地
 - 四 溶接工程表
 - 五 検査を受けようとする事項、期日及び場所
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 溶接設備の種類及び容量、溶接部の設計及び溶接施工法（以下「溶接施工方法」という。）並びに溶接を行う者の氏名を記載した溶接明細書
 - 二 検査を受けようとする容器又は管の構造図
 - 三 溶接部の設計図
 - 3 第一項の申請書又は前項の書類に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならない。
 - 4 第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

（溶接の方法の認可）

棄物管理施設の溶接について検査を受けようとする者は、機構が法第六十五条第一項に規定する事務規程で定めるところにより、申請書を機構に提出しなければならない。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（溶接の方法の認可）

第十五条 (略)

2・3 (略)

4 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

(輸入品の溶接検査)

第十六条 法第五十一条の九第四項の規定により溶接をした特定廃棄物管理施設であつて輸入したものの当該溶接について検査を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならぬ。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 検査を受けようとする容器又は管の種類、主要寸法、個数、最高使用圧力、最高使用温度並びに内包する放射性物質の種類及び濃度

三 溶接施工場の名称及び所在地

四 検査を受けようとする事項、期日及び場所

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 溶接の方法に関する説明書

二 検査を受けようとする容器又は管の構造図

三 溶接部の設計図

四 溶接(第十一条第三号に掲げる容器又は管についての漏止め溶接を除く。)についての材料試験、開

第十五条 (略)

2・3 (略)

4 第一項の申請書の提出部数は、正本一通及び写し一通とする。

(輸入品の溶接検査)

第十六条 法第五十一条の九第四項の規定により溶接をした特定廃棄物管理施設であつて輸入したものの当該溶接について検査を受けようとする者は、機構が法第六十五条第一項に規定する事務規程で定めるところにより、申請書を機構に提出しなければならない。

(新設)

(新設)

- 先試験、溶接作業試験、非破壊試験（第十三条第二号に掲げる溶接部に関するものに限る。）、機械試験（同条第三号に掲げる溶接部に関するものに限る。）及び耐圧試験又は漏えい試験（同条第四号に規定する溶接部に関するものに限る。）の結果に関する資料並びに溶接後熱処理の方法に関する説明書
- 3 | 第一項の申請書又は前項の書類に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならぬ。
- 4 | 第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

（溶接検査実施要領書）

- 第十六条の二 原子力規制委員会は、第十二条第一項の申請書の提出を受けた場合には、第十三条各号に掲げる事項の検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

- 2 | 原子力規制委員会は、第十六条第一項の申請書の提出を受けた場合には、法第五十一条の九第四項に規定する検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

（溶接検査合格証等）

- 第十七条 原子力規制委員会は、法第五十一条の九第一項又は第四項の溶接検査（特定廃棄物管理施設に係るものに限る。）を行い、合格と認めたときは、溶接検

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（溶接検査合格証等）

- 第十七条 機構は、法第五十一条の九第一項又は第四項の溶接検査（特定廃棄物管理施設に係るものに限る。）を行い、合格と認めたときは、溶接検査合格証を交

査合格証を交付するとともに、その溶接をした容器又は管を刻印又はこれに代わるもので示すものとする。

(施設定期検査の申請)

第十九条 (略)

2 (略)

3 第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

第二十条の二 削除

付するとともに、その溶接をした容器又は管を刻印又はこれに代わるもので示すものとする。

(施設定期検査の申請)

第十九条 (略)

2 (略)

3 第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通及び写し一通とする。

(機構が行う施設定期検査)

第二十条の二 法第五十一条の十第三項において準用する法第十六条の五第三項の規定により、原子力規制委員会が機構に行わせる検査に関する事務の一部(令第三十五条第二号に掲げる特定廃棄物管理施設に係るものに限り)は、次に掲げる検査について行うものとする。

一 非常用電源装置その他の非常用装置及び連動装置の作動検査

二 放射性廃棄物の廃棄施設の処理能力の確認検査

三 主要な放射線管理施設の性能の確認検査

四 廃棄物管理施設中人が常時立ち入る場所、廃棄物管理施設の使用中に人が立ち入る場所その他放射線管理を特に必要とする場所における線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の確認検査

五 廃棄物管理施設における火災を防止する能力その

他の性能の確認検査

(施設定期検査実施要領書)

第二十条の三 原子力規制委員会は、第十九条第一項の申請書の提出を受けた場合には、令第三十五条第二号に規定する特定廃棄物管理施設の性能が法第五十一条の九の二に規定する原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合しているかどうかについての検査に關し、その検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

(機構が行う施設定期検査の通知書等)

第二十条の三 原子力規制委員会は、第十九条第一項の申請書の提出を受けた場合には、令第三十五条第二号に規定する特定廃棄物管理施設の性能が法第五十一条の九の二に規定する原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合しているかどうかについての検査に關し、その検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書（法第五十一条の十第三項において準用する法第十六条の五第三項の規定により機構が行う検査に關する事務の一部に係るものを除く。）を定めるものとする。

(削る)

2 | 原子力規制委員会は、第十九条第一項の申請書の提出又は同条第二項の届出を受けた場合（令第三十五条

第二号に掲げる特定廃棄物管理施設に係るものに限る。）であつて、検査に關する事務の一部を機構が行う場合には、次の各号に掲げる事項を記載した通知書により、機構に対し通知するものとする。

一～六 (略)

(削る)

3 | 前項の通知書には、次に掲げる書類の写しを添付するものとする。

一・二 (略)

(削る)

4 | 原子力規制委員会は、第二項の通知書に記載された事項を変更したときは、速やかに、その旨を機構に通

知するものとする。

(準用)

第二十条の四 第九条の四の規定は、法第五十一条の十
第一項の施設定期検査(令第三十五条第二号に掲げる
特定廃棄物管理施設に係るものに限る。以下同じ。)
に準用する。この場合において、「法第五十一条の八
第三項において準用する法第十六条の三第四項」とあ
るのは「法第五十一条の十第三項において準用する法
第十六条の五第四項」と読み替えるものとする。

(変更等の届出)

第二十四条 法第五十一条の五第二項、法第五十一条の
十一又は法第五十一条の十三第二項の規定による届出
に係る書類(廃棄物管理の事業に係るものに限る。)
の提出部数は、正本一通及び写し一通とする。

(新設)

2 法第五十一条の十一の規定による届出に係る書類の
提出部数は、正本一通とする。

(保安規定)

第三十四条 (略)

2・3 (略)

4 第一項(前項において準用する場合を含む。)の申
請書の提出部数は、正本一通とする。

(削る)

(変更等の届出)
第二十四条 法第五十一条の五第二項又は法第五十一条
の十三第二項の規定による届出に係る書類(廃棄物管
理の事業に係るものに限る。)の提出部数は、正本一
通及び写し一通とする。

2 法第五十一条の十一の規定による届出に係る書類の
提出部数は、正本一通とする。

(保安規定)

第三十四条 (略)

2・3 (略)

4 第一項(前項において準用する場合を含む。)の申
請書の提出部数は、正本一通とする。

(廃棄物取扱主任者の選任等)

第三十五条 (略)

2 (略)

3 法第五十一条の二十第二項の規定による届出に係る書類(廃棄物管理の事業に係るものに限る。)の提出部数は、正本一通とする。

(身分を示す証明書)

第四十一条 廃棄物管理事業者に対する検査について、法第五十一条の十八第六項において準用する法第十二条第七項の身分を示す証明書は、別記様式第一の二によるものとし、法第五十一条の二十三第二項において準用する法第十二条の二第七項の身分を示す証明書は、別記様式第一の三によるものとし、法第六十八条第六項の身分を示す証明書は、別記様式第二によるものとする。

別記様式第2 (第41条関係)

(表 面)

第 号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第68条第6項の規定による

(廃棄物取扱主任者の選任等)

第三十五条 (略)

2 (略)

3 法第五十一条の二十第二項の規定による届出に係る書類(廃棄物管理の事業に係るものに限る。)の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

(身分を示す証明書)

第四十一条 廃棄物管理事業者に対する検査について、法第五十一条の十八第六項において準用する法第十二条第七項の身分を示す証明書は、別記様式第一の二によるものとし、法第五十一条の二十三第二項において準用する法第十二条の二第七項の身分を示す証明書は、別記様式第一の三によるものとし、法第六十八条第七項の身分を示す証明書は、別記様式第二によるものとする。

別記様式第2 (第41条関係)

(表 面)

第 号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第68条第7項の規定による

(略)

(裏面)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (抄)

第 68 条 原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律 (原子力規制委員会又は国土交通大臣にあつては第 64 条第 3 項各号に掲げる原子力事業者等の区分 (同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第 61 条の 3 第 1 項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第 5 項、第 6 項、第 8 項及び第 9 項に規定する者並びに国際特定活動実施者) については原子力規制委員会とする。) に応じてこの法律の規定、都道府県公安委員会にあつては第 59 条第 6 項の規定) の施行に必要な限度において、その職員 (都道府県公安委員会にあつては、警察職員) に、原子力事業者等 (核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第 61 条の 3 第 1 項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第 5 項、第 6 項、第 8 項及び第 9 項に規定する者並びに国際特定活

(略)

(裏面)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (抄)

第 68 条 原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律 (原子力規制委員会又は国土交通大臣にあつては第 64 条第 3 項各号に掲げる原子力事業者等の区分 (同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第 61 条の 3 第 1 項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第 5 項、第 6 項、第 8 項及び第 9 項に規定する者並びに国際特定活動実施者) については原子力規制委員会とする。) に応じてこの法律の規定、都道府県公安委員会にあつては第 59 条第 6 項の規定) の施行に必要な限度において、その職員 (都道府県公安委員会にあつては、警察職員) に、原子力事業者等 (核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第 61 条の 3 第 1 項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第 5 項、第 6 項、第 8 項及び第 9 項に規定する者並びに国際特定活

動実施者を含む。)の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

2 原子力規制委員会は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第16条の4第1項、第28条の2第1項、第43条の3の13第1項、第43条の10第1項、第46条の2第1項、第51条の9第1項若しくは第55条の3第1項に規定する施設の溶接をする者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 原子力規制委員会は、第1項の規定による立入検査のほか、第16条の2第1項、第16条の3第1項、第16条の4第1項、第16条の5第1項、第22条第5項、第27条第1項、第28条第1項、第28条の2第1項、第29条第1項、第37条第5項、第43条の3の9第1項、第43条の3の10第1項、第43条の3の11第1項、第43条の3の12第1項、第43条の3の13第1項、第43条の3の15、第43条の3の16第1項、第43条の3の24第5項、第43条の3の31第1項、

動実施者を含む。)の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

2 原子力規制委員会は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第16条の4第1項、第28条の2第1項、第43条の3の13第1項、第43条の10第1項、第46条の2第1項、第51条の9第1項若しくは第55条の3第1項に規定する施設の溶接をする者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 原子力規制委員会は、第1項の規定による立入検査のほか、第16条の2第1項、第16条の3第1項、第16条の4第1項、第16条の5第1項、第22条第5項、第27条第1項、第28条第1項、第28条の2第1項、第29条第1項、第37条第5項、第43条の3の9第1項、第43条の3の10第1項、第43条の3の11第1項、第43条の3の12第1項、第43条の3の13第1項、第43条の3の15第1項、第43条の3の16第1項、第43条の3の24第5項、第43条の3の31

第 43 条の 8 第 1 項、第 43 条の 9 第 1 項、第 43 条の 10 第 1 項、第 43 条の 11 第 1 項、第 43 条の 20 第 5 項、第 43 条の 26 の 3 第 1 項、第 45 条第 1 項、第 46 条第 1 項、第 46 条の 2 第 1 項、第 46 条の 2 の 3 第 1 項、第 50 条第 5 項、第 51 条の 7 第 1 項、第 51 条の 8 第 1 項、第 51 条の 9 第 1 項、第 51 条の 10 第 1 項及び第 51 条の 18 第 5 項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、原子力施設（製錬施設及び使用施設等を除く。以下この項において同じ。）の設計若しくは工事又は原子力施設の設備の製造を行う者その他の関係者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

4 原子力規制委員会は、第 1 項の規定による立入検査のほか、第 62 条第 1 項の規定の施行に必要ない限において、その職員に、船舶に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

5 (略)

第 1 項、第 43 条の 8 第 1 項、第 43 条の 9 第 1 項、第 43 条の 10 第 1 項、第 43 条の 11 第 1 項、第 43 条の 20 第 5 項、第 43 条の 26 の 3 第 1 項、第 45 条第 1 項、第 46 条第 1 項、第 46 条の 2 第 1 項、第 46 条の 2 の 3 第 1 項、第 50 条第 5 項、第 51 条の 7 第 1 項、第 51 条の 8 第 1 項、第 51 条の 9 第 1 項、第 51 条の 10 第 1 項及び第 51 条の 18 第 5 項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、原子力施設（製錬施設及び使用施設等を除く。以下この項において同じ。）の設計若しくは工事又は原子力施設の設備の製造を行う者その他の関係者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

4 原子力規制委員会は、第 1 項の規定による立入検査のほか、第 62 条第 1 項の規定の施行に必要ない限において、その職員に、船舶に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

5 (略)

6 原子力規制委員会又は国土交通大臣は、第 65

6 前各項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

7 第1項から第5項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

8～15 (略)

第78条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

三十 第68条第1項(核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分を除く。)の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌

第1項各号に掲げる検査等事務の区分に応じ、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、機構の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

7 前各項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

8～11 (略)

12 第1項から第6項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

13～20 (略)

第78条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

三十 第68条第1項(核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分を除く。)の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌

避け、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第 80 条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

十一 第 68 条第 1 項（核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第 61 条の 3 第 1 項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第 5 項、第 6 項、第 8 項及び第 9 項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分に限る。）、第 2 項から第 5 項まで又は第 8 項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

避け、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第 80 条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

十一 第 68 条第 1 項（核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第 61 条の 3 第 1 項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第 5 項、第 6 項、第 8 項及び第 9 項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分に限る。）、第 2 項から第 5 項まで又は第 13 項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第 80 条の 4 次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、50万円以下の罰金に処する。

二 第 68 条第 6 項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第 81 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をした

第 81 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をした

ときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

二 第 78 条第 1 号、第 2 号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第 3 号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第 4 号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第 6 号、第 7 号、第 8 号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第 8 号の 2（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第 10 号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第 11 号、第 12 号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第 13 号の 3 から第 13 号の 7 まで、第 14 号、第 15 号、第 17 号、第 18 号、第 20 号、第 21 号、第 26 号の 2（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第 27 号の 2 から第 27 号の 4 まで、第 28 号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第 29 号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）又は第 30 号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。） 1 億円以下の罰金刑

三 第 77 条（第 1 号に掲げる規定に係る部分を

ときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

二 第 78 条第 1 号、第 2 号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第 3 号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第 4 号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第 6 号、第 7 号、第 8 号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第 8 号の 2（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第 10 号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第 11 号、第 12 号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第 13 号の 3 から第 13 号の 7 まで、第 14 号、第 15 号、第 17 号、第 18 号、第 20 号、第 21 号、第 26 号の 2（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第 27 号の 2 から第 27 号の 4 まで、第 28 号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第 29 号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）又は第 30 号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。） 1 億円以下の罰金刑

三 第 77 条（第 1 号に掲げる規定に係る部分を

除く。) 、 第 78 条 (前号に掲げる規定に係る部分を除く。) 、 第 79 条又は第 80 条 各本条の罰金刑

除く。) 、 第 78 条 (前号に掲げる規定に係る部分を除く。) 、 第 79 条又は第 80 条 各本条の罰金刑

特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（平成四年総理府令第四号）
 （第十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（処理施設及び廃棄施設） 第十一条（略）</p> <p>2 放射性廃棄物を処理する設備は、受け入れる放射性廃棄物を処理するために必要な能力を有するように施設しなければならない。</p>	<p>（処理施設及び廃棄施設） 第十一条（略） （新設）</p>

改 正 案	現 行
<p>（変更の許可の申請）</p> <p>第五条 令第二十條の三の変更の許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。</p> <p>一 令第二十條の三第三号の変更の内容については、法第四十三條の三の五第二項第三号の発電用原子炉の熱出力の変更に係る場合にあつては、連続最大熱出力を記載し、法第四十三條の三の五第二項第五号の発電用原子炉施設の位置、構造及び設備の変更に係る場合にあつては、第三條第一項第二号に掲げる区分によつて記載し、法第四十三條の三の五第二項第八号の使用済燃料の処分の方法の変更に係る場合にあつては、その売渡し、貸付け、返還等の相手方及びその方法又はその廃棄の方法を記載し、法第四十三條の三の五第二項第九号の発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項の変更に係る場合にあつては、第三條第一項第六号に掲げる事項を記載し、法第四十三條の三の五第二項第十号の発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項の変更に係る場合にあ</p>	<p>（変更の許可の申請）</p> <p>第五条 令第二十條の三の変更の許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。</p> <p>一 令第二十條の三第三号の変更の内容については、法第四十三條の三の五第二項第三号の発電用原子炉の熱出力の変更に係る場合にあつては、連続最大熱出力を記載し、法第四十三條の三の五第二項第五号の発電用原子炉施設の位置、構造及び設備の変更に係る場合にあつては、第三條第一項第二号に掲げる事故の区分に応じそれぞれ同号イからハまでに定める事項を記載し、法第四十三條の三の五第二項第八号の使用済燃料の処分の方法の変更に係る場合にあつては、その売渡し、貸付け、返還等の相手方及びその方法又はその廃棄の方法を記載し、法第四十三條の三の五第二項第九号の発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項の変更に係る場合にあつては、第三條第一項第六号に掲げる事項を記載し、法第四十三條の三の五第二項第十号の発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体</p>

つては、第三条第一項第七号に掲げる事故の区分に応じそれぞれ同号イから八までに定める事項を記載すること。

二 (略)

2 法第四十三条の三の五第二項第二号から第五号まで、第九号又は第十号に掲げる事項の変更に係る令第二十条の三の許可の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 一十 (略)

3 (略)

(使用前検査の申請)

第十五条 (略)

2 一 4 (略)

5 第一項の申請書及び第三項の書類の提出部数は、正本一通とする。

(使用前検査の実施)

第十六条 使用前検査は、次の表の上欄に掲げる工事の工程において、原子力施設検査官が同表の下欄に掲げる検査事項(同表第一号の下欄に掲げる検査事項については、可搬型の機械又は器具に係る検査事項を除く。)について行うものとする。

制の整備に関する事項の変更に係る場合にあつては、第三条第一項第七号に掲げる事故の区分に応じそれぞれ同号イから八までに定める事項を記載すること。

二 (略)

2 法第四十三条の三の五第二項第二号から第五号まで、第九号又は第十号に掲げる事項の変更に係る令第二十条の三の許可の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 一十 (略)

3 (略)

(使用前検査の申請)

第十五条 (略)

2 一 4 (略)

5 第一項の申請書及び第三項の書類の提出部数は、正本一通及び写し一通とする。

(使用前検査の実施)

第十六条 使用前検査は、次の表の上欄に掲げる工事の工程において、原子力施設検査官(法第四十三条の三の十一第三項において準用する法第十六条の三第三項の規定に基づき独立行政法人原子力安全基盤機構(以下「機構」という。))が使用前検査に関する事務の一部を行う場合にあつては、機構の検査員(法第六十六

(略)

第十八条 削除

条の資格を有する者をいう。以下同じ。)が同表の下欄に掲げる検査事項(同表第一号の下欄に掲げる検査事項については、可搬型の機械又は器具に係る検査事項を除く。)について行うものとする。

(略)

(機構が行う使用前検査等)

第十八条 法第四十三条の三の十一第三項において準用する法第十六条の三第三項の規定により原子力規制委員会が機構に行わせる検査に関する事務の一部は、次に掲げるものとする。

一(四) (略)

2 前項の規定にかかわらず、発電用原子炉施設の構造、材料その他の関係により原子力規制委員会が自ら検査を行う必要があると認められた場合は、当該発電用原子炉施設に係る検査は、原子力規制委員会が自ら行うものとする。

3 原子力規制委員会は、前項の検査を行う必要があると認められた場合には、機構に対し、その旨を通知するものとする。

4 機構は、次条第二項の通知に基づき、第一項の検査の方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。

(機構が行う使用前検査の通知書等)

(使用前検査実施要領書)

第十九条 原子力規制委員会は、第十五条第一項の申請書の提出を受けた場合には、第十六条の表の下欄に掲げる検査事項の検査の方法その他必要な事項を定め、当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

(削る)

(削る)

(削る)

第二十条 削除

第十九条 原子力規制委員会は、第十五条第一項の申請書の提出を受けた場合には、第十六条の表の下欄に掲げる検査事項の検査の方法その他必要な事項を定め、当該申請に係る検査実施要領書（法第四十三条の三の十一第三項において準用する法第十六条の三第三項の規定により機構が行う検査に関する事務の一部に係るものを除く。）を定めるものとする。

2 | 原子力規制委員会は、第十五条第一項の申請書の提出又は同条第三項の書類の提出を受けた場合に、当該申請に係る法第四十三条の三の十一第三項の規定において準用する法第十六条の三第三項の規定により、機構が行う検査に関する事務の一部については、次に掲げる事項を記載した通知書により、機構に対し当該検査に関する事務の一部の実施について通知するものとする。

一六 (略)

3 | 前項の通知書には、次に掲げる書類の写しを添付するものとする。

一・二 (略)

4 | 原子力規制委員会は、第二項の通知書に記載された事項を変更したときは、速やかに、その旨を機構に通知するものとする。

(使用前検査結果の通知)

第二十条 法第四十三条の三の十一第三項において準用

する法第十六条の三四項の通知は、次に掲げる事項を記載した書面によって行うものとする。
一七 (略)

(燃料体検査の申請)

第二十三条 (略)

2・3 (略)

4 第一項の申請書及び前項の書類の提出部数は、正本一通とする。

(燃料体検査の実施)

第二十四条 法第四十三条の三の十二第一項の原子力規制委員会規則で定める加工の工程は、次の表の上欄に掲げるものとし、当該加工の工程ごとに、原子力施設検査官が同表の下欄に掲げる検査事項について行うものとする。

(略)

(燃料体の設計の認可)

第二十六条 (略)

2 (略)

3 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

(燃料体検査の申請)

第二十三条 (略)

2・3 (略)

4 第一項の申請書及び前項の書類の提出部数は、正本一通及び写し一通とする。

(燃料体検査の実施)

第二十四条 法第四十三条の三の十二第一項の原子力規制委員会規則で定める加工の工程は、次の表の上欄に掲げるものとし、当該加工の工程ごとに、原子力施設検査官(法第四十三条の三の十二第六項の規定に基づき機構が法第四十三条の三の十二第一項の検査に関する事務の一部を行う場合にあつては、機構の検査員)が同表の下欄に掲げる検査事項について行うものとする。

(略)

(燃料体の設計の認可)

第二十六条 (略)

2 (略)

3 第一項の申請書の提出部数は、正本一通及び写し一

第二十七条 削除

(燃料体検査実施要領書)
第二十八条 原子力規制委員会は、第二十三条第一項の申請書の提出を受けた場合には、第二十四条の表の下欄に掲げる検査事項の検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

通とする。

(機構が行う燃料体検査)

第二十七条 法第四十三条の三の十二第六項の規定により原子力規制委員会が機構に行わせる検査に関する事務の一部は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

2 | 前項の規定にかかわらず、燃料体の構造、材料その他の関係により原子力規制委員会が自ら検査を行う必要があると認めた場合は、当該燃料体に係る検査は、原子力規制委員会が自ら行うものとする。

3 | 原子力規制委員会は、前項の検査を行う必要があると認めた場合には、機構に対し、その旨を通知するものとする。

4 | 機構は、次条第二項の通知に基づき、第一項の検査の方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。

(機構が行う燃料体検査の通知書等)

第二十八条 原子力規制委員会は、第二十三条第一項の申請書の提出を受けた場合には、第二十四条の表の下欄に掲げる検査事項の検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書（法第四十三条の三の十二第六項の規定により機構が行う検査に関する事務の一部に係るものを除く。）を定めるものとする。

(削る)

2 | 原子力規制委員会は、第二十三条第一項の申請書の提出又は同条第三項の書類の提出を受けた場合に、当該申請に係る法第四十三条の三の十二第六項の規定により、機構が行う検査に関する事務の一部については、次に掲げる事項を記載した通知書により、機構に対し当該検査に関する事務の一部の実施について通知するものとする。

(削る)

3 | 前項の通知書には、次に掲げる書類の写しを添付するものとする。

(削る)

一・二 | (略)

4 | 原子力規制委員会は、第二項の通知書に記載された事項を変更したときは、速やかに、その旨を機構に通知するものとする。

第二十九条 削除

(燃料体検査結果の通知)

第二十九条 法第四十三条の三の十二第七項の通知は、次に掲げる事項を記載した書面によって行うものとする。

一〇六 | (略)

(溶接事業者検査の記録)

第三十三条 (略)

2 溶接事業者検査の結果の記録は、前項第一号から第

(溶接事業者検査の記録)

第三十三条 (略)

2 溶接事業者検査の結果の記録は、前項第一号から第

六号までに掲げる事項については、当該検査に係る原子炉容器等の存続する期間保存するものとし、同項第七号から第十一号までに掲げる事項については、当該溶接事業者検査を行った後最初の法第四十三条の三の十三第六項の通知を受けるまでの期間保存するものとする。

(溶接安全管理審査の申請)

第三十五条 法第四十三条の三の十三第三項の審査（以下「溶接安全管理審査」という。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 審査を受けようとする組織の名称及び所在地
 - 三 溶接事業者検査の実施場所
 - 四 溶接事業者検査を行う原子炉容器等の概要
 - 五 審査の実施方法及び実施時期
 - 六 審査を受けようとする溶接事業者検査の項目
 - 七 審査を受けようとする期日
- 2 前項の申請書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。ただし、第三十七条第一号に規定する組織であって耐圧試験を行う時期に受ける審査及び溶接をした原子炉容器等であって輸入した

六号までに掲げる事項については、当該検査に係る原子炉容器等の存続する期間保存するものとし、同項第七号から第十一号までに掲げる事項については、当該溶接事業者検査を行った後最初の法第四十三条の三の十三第七項の通知を受けるまでの期間保存するものとする。

(溶接安全管理審査の申請)

第三十五条 法第四十三条の三の十三第三項の審査（以下「溶接安全管理審査」という。）を受けようとする者は、機構が法第六十五条第一項に規定する事務規程で定めるところにより、申請書を機構に提出しなければならない。

(新設)

(新設)

ものについて受ける審査に係る場合には第一号に掲げる事項を説明する書類を、同条第一号に規定する組織であつて、通知を受けた日から三年を経過した日以降三月を超えない時期に受ける審査及び同条第二号に規定する組織として受ける審査に係る場合には第三号に掲げる事項を説明する書類を添付することを要しない。

一 溶接事業者検査に関する規程

二 溶接事業者検査の組織

三 溶接部の設計及び溶接施工法並びに溶接を行う者の知識及び技能

3 第一項の申請書又は前項の書類に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならぬ。

4 第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

(溶接安全管理審査の実施方法)

第三十六条 (略)

(溶接安全管理審査の実施時期)

第三十七条 法第四十三條の三の十三第三項の原子力規制委員会規則で定める時期は、次のとおりとする。

一 直近の法第四十三條の三の十三第六項の通知(この号に規定する耐圧試験に係る通知であつて、溶接事業者検査の実施につき十分な体制がとられている

(新設)

(新設)

(新設)

(溶接安全管理審査の実施)

第三十六条 (略)

(溶接安全管理審査の実施時期)

第三十七条 法第四十三條の三の十三第三項の原子力規制委員会規則で定める時期は、次のとおりとする。

一 直近の法第四十三條の三の十三第七項の通知(この号に規定する耐圧試験に係る通知であつて、溶接事業者検査の実施につき十分な体制がとられている

と評定された組織に係るものを除く。以下この条において単に「通知」という。）において、溶接事業者検査の実施につき十分な体制がとられていると評定された組織であつて、当該通知を受けた日から三年を超えない時期に溶接事業者検査を行ったものについては、耐圧試験を行う時期及び当該通知を受けた日から三年を経過した日以降三月を超えない時期

二・三 (略)

第三十九条 削除

- (施設定期検査の申請)
- 第四十二条 (略)
- 2～5 (略)
- 6 第一項又は第三項の申請書及び第四項の書類の提出部数は、正本一通とする。

(施設定期検査の実施)

第四十三条 施設定期検査は、次に掲げる事項のうち、前条第二項各号に掲げる事項を説明する書類において

と評定された組織に係るものを除く。以下この条において単に「通知」という。）において、溶接事業者検査の実施につき十分な体制がとられていると評定された組織であつて、当該通知を受けた日から三年を超えない時期に溶接事業者検査を行ったものについては、耐圧試験を行う時期及び当該通知を受けた日から三年を経過した日以降三月を超えない時期

二・三 (略)

(溶接安全管理審査結果の通知)

第三十九条 法第四十三条の三の十三第五項の通知は、次に掲げる事項を記した書面によつて行うものとする。

一～三 (略)

- (施設定期検査の申請)
- 第四十二条 (略)
- 2～5 (略)
- 6 第一項又は第三項の申請書及び第四項の書類の提出部数は、正本一通及び写し一通とする。

(施設定期検査の実施)

第四十三条 施設定期検査は、次に掲げる事項のうち、前条第二項各号に掲げる事項を説明する書類において

記載された定期事業者検査に係る事項について、施設定期検査を受ける者が行う定期事業者検査に原子力施設検査官が立ち会い、又はその定期事業者検査の記録を確認することにより行うものとする。

一～三 (略)

2 (略)

第四十六条 削除

記載された定期事業者検査に係る事項について、施設定期検査を受ける者が行う定期事業者検査に原子力施設検査官（法第四十三条の三の十五第二項において準用する法第十六条の五第三項の規定に基づき機構が施設定期検査に関する事務の一部を行う場合にあつては、機構の検査員。次項において同じ。）が立ち会い、又はその定期事業者検査の記録を確認することにより行うものとする。

一～三 (略)

2 (略)

(機構が行う施設定期検査等)

第四十六条 法第四十三条の三の十五第二項の原子力規制委員会規則で定める特定重要発電用原子炉施設は、原子炉本体、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、原子炉冷却系統施設、計測制御系統施設（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。）、放射性廃棄物の廃棄施設（排気筒を除く。）、放射線管理施設、原子炉格納施設及び非常用電源設備とする。

2 前項の規定にかかわらず、廃止措置対象施設については、法第四十三条の三の十五第二項の原子力規制委員会規則で定める特定重要発電用原子炉施設は、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設及び非常用電源設備のうち核燃料物質の取扱い又は貯蔵に係るものとする。

3 | 法第四十三条の三の十五第二項において準用する法
第十六条の五第三項の規定により機構が行う検査に關
する事務の一部は、第四十三条第一項第一号に掲げる
ものとする。

4 | 前項の規定にかかわらず、廃止措置対象施設につい
ては、法第四十三条の三の十五第二項において準用す
る法第十六条の五第三項の規定により原子力規制委員
会が機構に行わせる検査に関する事務の一部は、次に
掲げるものとする。

一〇三 (略)

5 | 前二項の規定にかかわらず、特定重要発電用原子炉
施設の構造、材料その他の関係により原子力規制委員
会が自ら検査を行う必要があると認めた場合は、当該
特定重要発電用原子炉施設に係る検査は、原子力規制
委員会が自ら行うものとする。

6 | 原子力規制委員会は、前項の検査を行う必要がある
と認めた場合には、機構に対し、その旨を通知するも
のとする。

7 | 機構は、次条第二項の通知に基づき、第三項又は第
四項の検査の方法その他必要な事項を定めた検査実施
要領書を定めるものとする。

(施設定期検査実施要領書)

第四十七条 原子力規制委員会は、第四十二条第一項又
は第三項の申請書の提出を受けた場合には、第四十三

(機構が行う施設定期検査の通知書等)

第四十七条 原子力規制委員会は、第四十二条第一項又
は第三項の申請書の提出を受けた場合には、第四十三

条第一項各号又は第二項各号に掲げる事項について行うべき検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

(削る)

(削る)

(削る)

条第一項又は第二項各号に掲げる施設に係る施設定期検査について行うべき検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書（法第四十三条の三の十五第二項において準用する法第十六条の五第三項の規定により機構が行う検査に関する事務の一部に係るものを除く。）を定めるものとする。

2 |

原子力規制委員会は、第四十二条第一項若しくは第三項の申請書の提出又は同条第四項の書類の提出を受けた場合に、当該申請に係る法第四十三条の三の十五第二項において準用する法第十六条の五第三項の規定により、機構が行う検査に関する事務の一部については、次に掲げる事項を記載した通知書により、機構に対し当該検査に関する事務の一部の実施について通知するものとする。

一〇六 (略)

3 |

前項の通知書には、第四十二条第一項の申請書及び同条第二項の書類若しくは同条第三項の申請書又は同条第四項の書類（保守管理の目標又は実施に関する計画を変更した場合にあっては同条第五項に規定する書類を含み、定期事業者検査に係る判定方法を変更した場合にあっては同条第六項に規定する書類を含む。）の写しを添付するものとする。

4 |

原子力規制委員会は、第二項の通知書に記載された事項を変更したときは、速やかに、その旨を機構に通知するものとする。

第四十八条 削除

(定期安全管理審査の申請)

第五十四条 法第四十三条の三の十六第四項の審査（以下「定期安全管理審査」という。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を希望する審査開始日の一月前までに原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 定期事業者検査を行う発電用原子炉施設の施設番号
 - 三 審査を受けようとする定期事業者検査の範囲
 - 四 定期事業者検査の主な実施場所
 - 五 審査を受けようとする期日
- 2 前項の申請書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。
- 一 定期事業者検査の計画
 - 二 定期事業者検査に関する規程
 - 三 定期事業者検査の要領書

(施設定期検査結果の通知)

第四十八条 法第四十三条の三の十五第二項において準用する法第十六条の五第四項の通知は、次に掲げる事項を記載した書面によって行うものとする。

一 七 (略)

(定期安全管理審査の申請)

第五十四条 法第四十三条の三の十六第四項の審査（以下「定期安全管理審査」という。）を受けようとする者は、機構が法第六十五条第一項に規定する事務規程で定めるところにより、申請書を機構に提出しなければならない。

(新設)

(新設)

- 3 第一項の申請書又は前項の書類に記載された事項を
変更したときは、速やかに届け出なければならぬ。
- 4 第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部
数は、正本一通とする。

(定期安全管理審査の対象となる事項)

- 第五十六条 法第四十三条の三の十六第五項の原子力規
制委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。
- 一 検査において協力した事業者がある場合には、当
該事業者の管理に関する事項
 - 二 検査記録の管理に関する事項
 - 三 検査に係る教育訓練に関する事項
- 2 直近の法第四十三条の三の十六第六項において準用
する法第四十三条の三の十三第六項の通知において定
期事業者検査の実施につき十分な体制がとられている
と評定された組織については、前項の規定にかかわら
ず、同項第二号及び第三号の規定を適用しない。

第五十七条 削除

(新設)

(新設)

(定期安全管理審査の対象となる事項)

- 第五十六条 法第四十三条の三の十六第五項の原子力規
制委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。
- 一 検査において協力した事業者がある場合には、当
該事業者の管理に関する事項
 - 二 検査記録の管理に関する事項
 - 三 検査に係る教育訓練に係る事項
- 2 直近の法第四十三条の三の十六第六項において準用
する法第四十三条の三の十三第七項の通知において定
期事業者検査の実施につき十分な体制がとられている
と評定された組織については、前項の規定にかかわら
ず、同項第二号及び第三号の規定を適用しない。

(定期安全管理審査結果の通知)

第五十七条 法第四十三条の三の十六第六項において準
用する法第四十三条の三の十三第五項の通知は、次に
掲げる事項を記した書面によって行うものとする。

一 三 (略)

2 原子力規制委員会は、法第四十三条の三の十六第六
項において準用する法第四十三条の三の十三第七項の

通知（機構が行った法第四十三條の三の十六第四項の規定による審査の結果に基づく同條第六項において準用する法第四十三條の三の十三第六項の評定の結果に限る。）の写し一通を機構に送付するものとする。

（発電用原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価

）
第七十七條 法第四十三條の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、運転を開始した日以後三十年を経過していない発電用原子炉に係る発電用原子炉施設について、発電用原子炉の運転を開始した日以後三十年を経過する日までに、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 発電用原子炉施設の安全を確保する機能を有する機器及び構造物並びに研開炉設置許可基準規則第四十三條第二項に規定する常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物（以下「常設重大事故等対処設備に属する機器等」という。）の経年劣化に関する技術的な評価を行うこと。

二
（略）
2
5
（略）

通知（機構が行った法第四十三條の三の十六第四項の規定による審査の結果に基づく同條第六項において準用する法第四十三條の三の十三第六項の評定の結果に限る。）の写し一通を機構に送付するものとする。

（発電用原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価

）
第七十七條 法第四十三條の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、運転を開始した日以後三十年を経過していない発電用原子炉に係る発電用原子炉施設について、発電用原子炉の運転を開始した日以後三十年を経過する日までに、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 発電用原子炉施設の安全を確保する機能を有する機器及び構造物、研究開発段階発電用原子炉及びその附属設備の位置、構造及び設備の基準を定める規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第九号。以下「研開炉設置許可基準」という。）第二條第二項第十号に規定する重大事故等対処設備（同規則第三十九條第一項に規定する常設設備に限る。）を設置する同規則第二條第二項第十号に規定する重大事故等対処施設に属する機器及び構造物の経年劣化に関する技術的な評価を行うこと。

二
（略）
2
5
（略）

(保安規定)

第八十七条 (略)

2 (略)

3 法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けようとする者は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第四十三条の三の二十四第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも同様とする。

一〇十六 (略)

十七 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること(廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。)

十八〇二十七 (略)

4・5 (略)

(核物質防護規定)

第九十一条 法第四十三条の三の二十七第一項の規定による核物質防護規定の認可を受けようとする者は、工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について核物質防護規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制

(保安規定)

第八十七条 (略)

2 (略)

3 法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けようとする者は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第四十三条の三の二十四第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも同様とする。

一〇十六 (略)

十七 火災発生時における発電用原子炉施設(廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合を除く。)

十八〇二十七 (略)

4・5 (略)

(核物質防護規定)

第九十一条 法第四十三条の三の二十七第一項の規定による核物質防護規定の認可を受けようとする者は、工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について核物質防護規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制

委員会に提出しなければならない。

一 関係法令及び核物質防護規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。

二（十八）（略）

十九 発電用原子炉施設に係る特定核燃料物質の防護（核物質防護規定の遵守状況を含む。）に関する記録に関すること。

別表第三（略）

様式第5（第133条関係）

（表 面）

第 号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第68条第6項の規定による

（略）

（裏 面）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する

委員会に提出しなければならない。

一 関係法令及び核物質防護規定の認可を受けようとする遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。

二（十八）（略）

十九 発電用原子炉施設に係る特定核燃料物質の防護（核物質防護規定の認可を受けようとする遵守状況を含む。）に関する記録に関すること。

別表三（略）

様式第5（第133条関係）

（表 面）

第 号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第68条第7項の規定による

（略）

（裏 面）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する

る法律（抄）

第 68 条 原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律（原子力規制委員会又は国土交通大臣にあつては第 64 条第 3 項各号に掲げる原子力事業者等の区分（同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第 61 条の 3 第 1 項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第 5 項、第 6 項、第 8 項及び第 9 項に規定する者並びに国際特定活動実施者について）は原子力規制委員会とする。）に依つてこの法律の規定、都道府県公安委員会にあつては第 59 条第 6 項の規定）の施行に必要な限度において、その職員（都道府県公安委員会にあつては、警察職員）に、原子力事業者等（核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第 61 条の 3 第 1 項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第 5 項、第 6 項、第 8 項及び第 9 項に規定する者並びに国際特定活動実施者を含む。）の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させるこ

る法律（抄）

第 68 条 原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律（原子力規制委員会又は国土交通大臣にあつては第 64 条第 3 項各号に掲げる原子力事業者等の区分（同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第 61 条の 3 第 1 項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第 5 項、第 6 項、第 8 項及び第 9 項に規定する者並びに国際特定活動実施者について）は原子力規制委員会とする。）に依つてこの法律の規定、都道府県公安委員会にあつては第 59 条第 6 項の規定）の施行に必要な限度において、その職員（都道府県公安委員会にあつては、警察職員）に、原子力事業者等（核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第 61 条の 3 第 1 項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第 5 項、第 6 項、第 8 項及び第 9 項に規定する者並びに国際特定活動実施者を含む。）の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させるこ

とができる。

2 原子力規制委員会は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第 16 条の 4 第 1 項、第 28 条の 2 第 1 項、第 43 条の 3 の 13 第 1 項、第 43 条の 10 第 1 項、第 46 条の 2 第 1 項、第 51 条の 9 第 1 項若しくは第 55 条の 3 第 1 項に規定する施設の溶接をする者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 原子力規制委員会は、第 1 項の規定による立入検査のほか、第 16 条の 2 第 1 項、第 16 条の 3 第 1 項、第 16 条の 4 第 1 項、第 16 条の 5 第 1 項、第 22 条第 5 項、第 27 条第 1 項、第 28 条第 1 項、第 28 条の 2 第 1 項、第 29 条第 1 項、第 37 条第 5 項、第 43 条の 3 の 9 第 1 項、第 43 条の 3 の 10 第 1 項、第 43 条の 3 の 11 第 1 項、第 43 条の 3 の 12 第 1 項、第 43 条の 3 の 13 第 1 項、第 43 条の 3 の 15、第 43 条の 3 の 16 第 1 項、第 43 条の 3 の 24 第 5 項、第 43 条の 3 の 31 第 1 項、第 43 条の 8 第 1 項、第 43 条の 9 第 1 項、第 43 条の 10 第 1 項、第 43 条の 11 第 1 項、第 43 条の 20 第 5 項、第 43 条の 26 の 3 第 1 項、第 45 条第 1 項、第 46 条第 1 項、第 46 条の 2 第 1 項、第 46

とができる。

2 原子力規制委員会は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第 16 条の 4 第 1 項、第 28 条の 2 第 1 項、第 43 条の 3 の 13 第 1 項、第 43 条の 10 第 1 項、第 46 条の 2 第 1 項、第 51 条の 9 第 1 項若しくは第 55 条の 3 第 1 項に規定する施設の溶接をする者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 原子力規制委員会は、第 1 項の規定による立入検査のほか、第 16 条の 2 第 1 項、第 16 条の 3 第 1 項、第 16 条の 4 第 1 項、第 16 条の 5 第 1 項、第 22 条第 5 項、第 27 条第 1 項、第 28 条第 1 項、第 28 条の 2 第 1 項、第 29 条第 1 項、第 37 条第 5 項、第 43 条の 3 の 9 第 1 項、第 43 条の 3 の 10 第 1 項、第 43 条の 3 の 11 第 1 項、第 43 条の 3 の 12 第 1 項、第 43 条の 3 の 13 第 1 項、第 43 条の 3 の 15 第 1 項、第 43 条の 3 の 16 第 1 項、第 43 条の 3 の 24 第 5 項、第 43 条の 3 の 31 第 1 項、第 43 条の 8 第 1 項、第 43 条の 9 第 1 項、第 43 条の 10 第 1 項、第 43 条の 11 第 1 項、第 43 条の 20 第 5 項、第 43 条の 26 の 3 第 1 項、第 45 条第 1 項、第 46 条第 1 項、第 46 条の 2 第

条の2の3第1項、第50条第5項、第51条の7第1項、第51条の8第1項、第51条の9第1項、第51条の10第1項及び第51条の18第5項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、原子力施設（製錬施設及び使用施設等を除く。以下この項において同じ。）の設計若しくは工事又は原子力施設の設備の製造を行う者その他の関係者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

4 原子力規制委員会は、第1項の規定による立入検査のほか、第62条第1項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、船舶に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

5 (略)

1項、第46条の2の3第1項、第50条第5項、第51条の7第1項、第51条の8第1項、第51条の9第1項、第51条の10第1項及び第51条の18第5項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、原子力施設（製錬施設及び使用施設等を除く。以下この項において同じ。）の設計若しくは工事又は原子力施設の設備の製造を行う者その他の関係者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

4 原子力規制委員会は、第1項の規定による立入検査のほか、第62条第1項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、船舶に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

5 (略)

6 原子力規制委員会又は国土交通大臣は、第65条第1項各号に掲げる検査等事務の区分に応じ、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、機構の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関

6 前各項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

7 第1項から第5項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第78条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

三十 第68条第1項（核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分を除く。）の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第80条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

十一 第68条第1項（核原料物質使用者、国際

係者に質問させることができる。

7 前各項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

8～11 (略)

12 第1項から第6項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第78条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

三十 第68条第1項（核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分を除く。）の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第80条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

十一 第68条第1項（核原料物質使用者、国際

規制物質資使用者、第 61 条の 3 第 1 項各号のい
ずれかに該当する場合における当該各号に規
定する者、同条第 5 項、第 6 項、第 8 項及び
第 9 項に規定する者並びに国際特定活動実施
者に係る部分に限る。) 、第 2 項から第 5 項
まで又は第 8 項の規定による立入り、検査若
しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、
又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽
の陳述をした者

第 81 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理
人その他の従業者が、その法人又は人の業務に
関して次の各号に掲げる規定の違反行為をした
ときは、行為者を罰するほか、その法人に対し
て当該各号に定める罰金刑を、その人に対して
各本条の罰金刑を科する。

二 第 78 条第 1 号、第 2 号 (試験研究炉等設置
者及び使用者に係る部分を除く。) 、第 3 号

規制物質資使用者、第 61 条の 3 第 1 項各号のい
ずれかに該当する場合における当該各号に規
定する者、同条第 5 項、第 6 項、第 8 項及び
第 9 項に規定する者並びに国際特定活動実施
者に係る部分に限る。) 、第 2 項から第 5 項
まで又は第 13 項の規定による立入り、検査若
しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、
又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽
の陳述をした者

第 80 条の 4 次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、50 万円以下の罰金に処する。

二 第 68 条第 6 項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第 81 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理
人その他の従業者が、その法人又は人の業務に
関して次の各号に掲げる規定の違反行為をした
ときは、行為者を罰するほか、その法人に対し
て当該各号に定める罰金刑を、その人に対して
各本条の罰金刑を科する。

二 第 78 条第 1 号、第 2 号 (試験研究炉等設置
者及び使用者に係る部分を除く。) 、第 3 号

(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第4号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第6号、第7号、第8号(試験研究炉等設置者に係る部分を除く。)、第8号の2(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第10号(試験研究炉等設置者に係る部分を除く。)、第11号、第12号(試験研究炉等設置者に係る部分を除く。)、第13号の3から第13号の7まで、第14号、第15号、第17号、第18号、第20号、第21号、第26号の2(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第27号の2から第27号の4まで、第28号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第29号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、又は第30号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)) 1億円以下の罰金刑

三 第77条(第1号に掲げる規定に係る部分を除く。)、第78条(前号に掲げる規定に係る部分を除く。)、第79条又は第80条 各本条の罰金刑

(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第4号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第6号、第7号、第8号(試験研究炉等設置者に係る部分を除く。)、第8号の2(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第10号(試験研究炉等設置者に係る部分を除く。)、第11号、第12号(試験研究炉等設置者に係る部分を除く。)、第13号の3から第13号の7まで、第14号、第15号、第17号、第18号、第20号、第21号、第26号の2(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第27号の2から第27号の4まで、第28号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第29号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、又は第30号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)) 1億円以下の罰金刑

三 第77条(第1号に掲げる規定に係る部分を除く。)、第78条(前号に掲げる規定に係る部分を除く。)、第79条又は第80条 各本条の罰金刑

[

使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（平成十二年通商産業省令第百十二号）（第十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（設計及び工事の方法の認可の申請）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。</p> <p>（変更の認可の申請）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。</p> <p>（使用前検査の申請）</p> <p>第七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。</p>	<p>（設計及び工事の方法の認可の申請）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 第一項の申請書の提出部数は、正本一通及び写し一通とする。</p> <p>（変更の認可の申請）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項の申請書の提出部数は、正本一通及び写し一通とする。</p> <p>（使用前検査の申請）</p> <p>第七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通及び写し一通とする。</p> <p>（機構が行う使用前検査）</p> <p>第九条の二 法第四十三条の九第三項において準用する</p>
<p>第九条の二 削除</p>	<p>（機構が行う使用前検査）</p> <p>第九条の二 法第四十三条の九第三項において準用する</p>

法第十六条の三第三項の規定により、原子力規制委員会が独立行政法人原子力安全基盤機構（以下「機構」という。）に行わせる検査に関する事務の一部は、第八条第一号から第三号までに掲げる事項について、その工事が法第四十三条の八の認可を受けた設計及び方法に従って行われているかどうかについて行うものとする。

（使用前検査実施要領書）

第九条の三 原子力規制委員会は、第七条第一項の申請書の提出を受けた場合には、第八条各号に掲げる事項の検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

（削る）

（機構が行う使用前検査の通知書等）

2 | 第九条の三 原子力規制委員会は、第七条第一項の申請書の提出を受けた場合には、第八条各号に掲げる事項の検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書（法第四十三条の九第三項において準用する法第十六条の三第三項の規定により機構が行う検査に関する事務の一部に係るものを除く。）を定めるものとする。

3 | 原子力規制委員会は、第七条第一項の申請書の提出又は同条第二項の届出を受けた場合に、当該申請に係る法第四十三条の九第三項において準用する法第十六条の三第三項の規定により、機構が行う検査に関する事務の一部については、次の各号に掲げる事項を記載した通知書により、機構に対し当該検査に関する事務の一部の実施について通知するものとする。

一六（略）

3 | 前項の通知書には、次に掲げる書類の写しを添付す

（削る）

(削る)

(削る)

(溶接検査の申請)

第十二条 法第四十三条の十第一項の規定により使用済燃料貯蔵施設の溶接について検査を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 検査を受けようとする容器又は管の種類、主要寸法、個数、最高使用圧力、最高使用温度並びに内包する放射性物質の種類及び濃度

三 溶接施工場の名称及び所在地

四 溶接工程表

るものとする。

一・二 (略)

4 原子力規制委員会は、第二項の通知書に記載された事項を変更したときは、速やかに、その旨を機構に通知するものとする。

(使用前検査結果の通知)

第九条の四 法第四十三条の九第三項において準用する法第十六条の三第四項の通知は、次の各号に掲げる事項を記載した書面によって行うものとする。

一〜七 (略)

(溶接検査の申請)

第十二条 法第四十三条の十第一項の規定により使用済燃料貯蔵施設の溶接について検査を受けようとする者は、機構が法第六十五条第一項に規定する事務規程で定めるところにより、申請書を機構に提出しなければならない。

(新設)

- 五 検査を受けようとする事項、期日及び場所
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 溶接設備の種類及び容量、溶接部の設計及び溶接
 施工法（以下「溶接施工方法」という。）並びに溶
 接を行う者の氏名を記載した溶接明細書
- 二 検査を受けようとする容器又は管の構造図
- 三 溶接部の設計図
- 3 第一項の申請書又は前項の書類に記載された事項を
 変更したときは、速やかに届け出なければならぬ。
- 4 第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部
 数は、正本一通とする。
- （輸入品の溶接検査）
- 第十六条 法第四十三条の十第四項の規定により溶接を
 した使用済燃料貯蔵施設であつて輸入したものの当該
 溶接について検査を受けようとする者は、次に掲げる
 事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しな
 ければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、そ
 の代表者の氏名
- 二 検査を受けようとする容器又は管の種類、主要寸
 法、個数、最高使用圧力、最高使用温度並びに内包
 する放射性物質の種類及び濃度
- 三 溶接施工工場の名称及び所在地

- （新設）
- （新設）
- （新設）
- （輸入品の溶接検査）
- 第十六条 法第四十三条の十第四項の規定により溶接を
 した使用済燃料貯蔵施設であつて輸入したものの当該
 溶接について検査を受けようとする者は、機構が法第
 六十五条第一項に規定する事務規程で定めるところに
 より、申請書を機構に提出しなければならない。
- （新設）

<p>四 検査を受けようとする事項、期日及び場所</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 溶接の方法に関する説明書</p> <p>二 検査を受けようとする容器又は管の構造図</p> <p>三 溶接部の設計図</p> <p>四 溶接（第十一条第二号に掲げる容器又は管についての漏止め溶接を除く。）についての材料試験、開先面試験、開先試験、溶接作業試験、非破壊試験（第十三条第二号に掲げる溶接部に関するものに限る。）、機械試験（同条第三号に掲げる溶接部に関するものに限る。）及び耐圧試験又は漏えい試験（第十一条第二号に掲げる容器又は管についての漏止め溶接を除く。）の結果に関する資料並びに溶接後熱処理の方法に関する説明書</p>	<p>（新設）</p>
<p>3 第一項の申請書又は前項の書類に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならぬ。</p> <p>4 第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。</p>	<p>（新設）</p> <p>（新設）</p>
<p>（溶接検査実施要領書）</p> <p>第十六条の二 原子力規制委員会は、第十二条第一項の申請書の提出を受けた場合には、第十三条各号に掲げる事項の検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。</p>	<p>（新設）</p>

2 原子力規制委員会は、第十六条第一項の申請書の提出を受けた場合には、法第四十三条の十第四項に規定する検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

(溶接検査合格証等)

第十七条 原子力規制委員会は、法第四十三条の十第一項又は第四項の溶接検査を行い、合格と認めたときは、溶接検査合格証を交付するとともに、その溶接をした容器又は管を刻印又はこれに代わるものとする。

(施設定期検査の申請)

第十九条 (略)

2 (略)

3 第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

第二十条の二 削除

(新設)

(溶接検査合格証等)

第十七条 機構は、法第四十三条の十第一項又は第四項の溶接検査を行い、合格と認めたときは、溶接検査合格証を交付するとともに、その溶接をした容器又は管を刻印又はこれに代わるものとする。

(施設定期検査の申請)

第十九条 (略)

2 (略)

3 第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通及び写し一通とする。

(機構が行う施設定期検査)

第二十条の二 法第四十三条の十一第三項において準用する法第十六条の五第三項の規定により、原子力規制委員会が機構に行わせる検査に関する事務の一部は、次に掲げる検査について行うものとする。

- 一 警報装置その他の非常用装置及び連動装置(一定の条件が充足されなければ機器を作動させない装置

(施設定期検査実施要領書)

第二十条の三 原子力規制委員会は、第十九条第一項の申請書の提出を受けた場合には、令第二十四条に規定する使用済燃料貯蔵施設の性能が法第四十三条の十の二に規定する原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合しているかどうかについての検査に関し、その検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

(削る)

をいう。)の作動検査

- 二 放射性廃棄物の廃棄施設の処理能力の確認検査
- 三 主要な放射線管理施設の性能の確認検査
- 四 使用済燃料貯蔵施設中人が常時立ち入る場所、使用済燃料貯蔵施設の使用中专に人が立ち入る場所その他放射線管理を特に必要とする場所における線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の確認検査

(機構が行う施設定期検査の通知書)

第二十条の三 原子力規制委員会は、第十九条第一項の申請書の提出を受けた場合には、令第二十四条に規定する使用済燃料貯蔵施設の性能が法第四十三条の十の二に規定する原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合しているかどうかについての検査に関し、その検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書(法第四十三条の十一第三項において準用する法第十六条の五第三項の規定により機構が行う検査に関する事務の一部に係るものを除く。)を定めるものとする。

2

原子力規制委員会は、第十九条第一項の申請書の提出又は同条第二項の届出を受けた場合に、当該申請に係る法第四十三条の十一第三項において準用する法第十六条の五第三項の規定により、機構が行う検査に関する事務の一部については、次の各号に掲げる事項を記載した通知書により、機構に対し当該検査に関する

(削る)

(削る)

(削る)

(変更等の届出)

第二十五条 法第四十三条の七第二項又は法第四十三条の十五第二項の規定による届出に係る書類の提出部数は、正本一通及び写し一通とする。

2 | 法第四十三条の十二の規定による届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

(身分を示す証明書)

事務の一部の実施について通知するものとする。

一〇六 (略)

3 | 前項の通知書には、次に掲げる書類の写しを添付するものとする。

一・二 (略)

4 | 原子力規制委員会は、第二項の通知書に記載された事項を変更したときは、速やかに、その旨を機構に通知するものとする。

(準用)

第二十条の四 第九条の四の規定は、法第四十三条の十一第一項の施設定期検査に準用する。この場合において、「法第四十三条の九第三項において準用する法第四十三条の三第四項」とあるのは「法第四十三条の十一第三項において準用する法第十六条の五第四項」と読み替えるものとする。

(変更等の届出)

第二十五条 法第四十三条の七第二項、法第四十三条の十二又は法第四十三条の十五第二項の規定による届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

(新設)

(身分を示す証明書)

第四十九条 法第四十三条の二十第六項において準用する法第十二条第七項の身分を示す証明書は、様式第三によるものとし、法第四十三条の二十五第二項において準用する法第十二条の二第七項の身分を示す証明書は、様式第三の二によるものとし、法第六十八条第六項の身分を示す証明書は、様式第四によるものとする。

第四十九条 法第四十三条の二十第六項において準用する法第十二条第七項の身分を示す証明書は、様式第三によるものとし、法第四十三条の二十五第二項において準用する法第十二条の二第七項の身分を示す証明書は、様式第三の二によるものとし、法第六十八条第七項の身分を示す証明書は、様式第四によるものとする。

様式第 4 (第 49 条関係) (表 面)	第 号 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 68 条第 6 項の規定による (略)
(裏 面)	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (抄) 第 68 条 原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律 (原子力規制委員会又は国土交通大臣にあつては第 64 条第 3 項

様式第 4 (第 49 条関係) (表 面)	第 号 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 68 条第 7 項の規定による (略)
(裏 面)	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (抄) 第 68 条 原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律 (原子力規制委員会又は国土交通大臣にあつては第 64 条第 3 項

各号に掲げる原子力事業者等の区分（同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第 61 条の 3 第 1 項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第 5 項、第 6 項、第 8 項及び第 9 項に規定する者並びに国際特定活動実施者については原子力規制委員会とする。）に依つてこの法律の規定、都道府県公安委員会にあつては第 59 条第 6 項の規定）の施行に必要な限度において、その職員（都道府県公安委員会にあつては、警察職員）に、原子力事業者等（核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第 61 条の 3 第 1 項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第 5 項、第 6 項、第 8 項及び第 9 項に規定する者並びに国際特定活動実施者を含む。）の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

2 原子力規制委員会は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第 16 条の 4 第 1 項、第 28 条の 2 第 1 項、第 43 条の 3 の 13 第 1

各号に掲げる原子力事業者等の区分（同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第 61 条の 3 第 1 項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第 5 項、第 6 項、第 8 項及び第 9 項に規定する者並びに国際特定活動実施者については原子力規制委員会とする。）に依つてこの法律の規定、都道府県公安委員会にあつては第 59 条第 6 項の規定）の施行に必要な限度において、その職員（都道府県公安委員会にあつては、警察職員）に、原子力事業者等（核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第 61 条の 3 第 1 項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第 5 項、第 6 項、第 8 項及び第 9 項に規定する者並びに国際特定活動実施者を含む。）の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

2 原子力規制委員会は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第 16 条の 4 第 1 項、第 28 条の 2 第 1 項、第 43 条の 3 の 13 第 1

項、第 43 条の 10 第 1 項、第 46 条の 2 第 1 項、第 51 条の 9 第 1 項若しくは第 55 条の 3 第 1 項に規定する施設の溶接をする者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 原子力規制委員会は、第 1 項の規定による立入検査のほか、第 16 条の 2 第 1 項、第 16 条の 3 第 1 項、第 16 条の 4 第 1 項、第 16 条の 5 第 1 項、第 22 条第 5 項、第 27 条第 1 項、第 28 条第 1 項、第 28 条の 2 第 1 項、第 29 条第 1 項、第 37 条第 5 項、第 43 条の 3 の 9 第 1 項、第 43 条の 3 の 10 第 1 項、第 43 条の 3 の 11 第 1 項、第 43 条の 3 の 12 第 1 項、第 43 条の 3 の 13 第 1 項、第 43 条の 3 の 15、第 43 条の 3 の 16 第 1 項、第 43 条の 3 の 24 第 5 項、第 43 条の 3 の 31 第 1 項、第 43 条の 8 第 1 項、第 43 条の 9 第 1 項、第 43 条の 10 第 1 項、第 43 条の 11 第 1 項、第 43 条の 20 第 5 項、第 43 条の 26 の 3 第 1 項、第 45 条第 1 項、第 46 条第 1 項、第 46 条の 2 第 1 項、第 46 条の 2 の 3 第 1 項、第 50 条第 5 項、第 51 条の 7 第 1 項、第 51 条の 8 第 1 項、第 51 条の 9 第 1 項、第 51 条の 10 第 1 項及び第 51 条の 18 第 5 項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、原子力施設（製錬施設及び使用施設等を除

項、第 43 条の 10 第 1 項、第 46 条の 2 第 1 項、第 51 条の 9 第 1 項若しくは第 55 条の 3 第 1 項に規定する施設の溶接をする者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 原子力規制委員会は、第 1 項の規定による立入検査のほか、第 16 条の 2 第 1 項、第 16 条の 3 第 1 項、第 16 条の 4 第 1 項、第 16 条の 5 第 1 項、第 22 条第 5 項、第 27 条第 1 項、第 28 条第 1 項、第 28 条の 2 第 1 項、第 29 条第 1 項、第 37 条第 5 項、第 43 条の 3 の 9 第 1 項、第 43 条の 3 の 10 第 1 項、第 43 条の 3 の 11 第 1 項、第 43 条の 3 の 12 第 1 項、第 43 条の 3 の 13 第 1 項、第 43 条の 3 の 15 第 1 項、第 43 条の 3 の 16 第 1 項、第 43 条の 3 の 24 第 5 項、第 43 条の 3 の 31 第 1 項、第 43 条の 8 第 1 項、第 43 条の 9 第 1 項、第 43 条の 10 第 1 項、第 43 条の 11 第 1 項、第 43 条の 20 第 5 項、第 43 条の 26 の 3 第 1 項、第 45 条第 1 項、第 46 条第 1 項、第 46 条の 2 第 1 項、第 46 条の 2 の 3 第 1 項、第 50 条第 5 項、第 51 条の 7 第 1 項、第 51 条の 8 第 1 項、第 51 条の 9 第 1 項、第 51 条の 10 第 1 項及び第 51 条の 18 第 5 項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、原子力施設（製錬施設及び使用

く。以下この項において同じ。) の設計若しくは
工事又は原子力施設の設備の製造を行う者その他
の関係者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち
入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、
又は関係者に質問させることができる。

4 原子力規制委員会は、第1項の規定による立
入検査のほか、第62条第1項の規定の施行に必
要な限度において、その職員に、船舶に立ち入
り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、
関係者に質問させ、又は試験のため必要な最
小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その
他の必要な試料を収去させることができる。

5 (略)

6 前各項の規定により職員が立ち入るときは、
その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者
の請求があるときは、これを提示しなければな
らない。

施設等を除く。以下この項において同じ。) の設
計若しくは工事又は原子力施設の設備の製造を行
う者その他の関係者の事務所又は工場若しくは事
業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を
検査させ、又は関係者に質問させることができ
る。

4 原子力規制委員会は、第1項の規定による立
入検査のほか、第62条第1項の規定の施行に必
要な限度において、その職員に、船舶に立ち入
り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、
関係者に質問させ、又は試験のため必要な最
小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その
他の必要な試料を収去させることができる。

5 (略)

6 原子力規制委員会又は国土交通大臣は、第65
条第1項各号に掲げる検査等事務の区分に応じ、
この法律の施行に必要な限度において、その職
員に、機構の事務所又は事業所に立ち入り、帳
簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関
係者に質問させることができる。

7 前各項の規定により職員が立ち入るときは、
その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者
の請求があるときは、これを提示しなければな
らない。

7 第 1 項から第 5 項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

8～15 (略)

第 78 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役若しくは 100 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

三十 第 68 条第 1 項（核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第 61 条の 3 第 1 項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第 5 項、第 6 項、第 8 項及び第 9 項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分を除く。）の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第 80 条 次の各号のいずれかに該当する者は、100 万円以下の罰金に処する。

十一 第 68 条第 1 項（核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第 61 条の 3 第 1 項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第 5 項、第 6 項、第 8 項及び第 9 項に規定する者並びに国際特定活動実施

8～11 (略)

12 第 1 項から第 6 項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

13～20 (略)

第 78 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役若しくは 100 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

三十 第 68 条第 1 項（核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第 61 条の 3 第 1 項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第 5 項、第 6 項、第 8 項及び第 9 項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分を除く。）の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第 80 条 次の各号のいずれかに該当する者は、100 万円以下の罰金に処する。

十一 第 68 条第 1 項（核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第 61 条の 3 第 1 項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第 5 項、第 6 項、第 8 項及び第 9 項に規定する者並びに国際特定活動実施

者に係る部分に限る。) 、第2項から第5項まで又は第8項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

者に係る部分に限る。) 、第2項から第5項まで又は第13項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第80条の4 次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、50万円以下の罰金に処する。

二 第68条第6項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第81条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

第81条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

二 第78条第1号、第2号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第3号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第4号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第6号、第7号、第8号(試験研究炉等設置者に係る部

二 第78条第1号、第2号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第3号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第4号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第6号、第7号、第8号(試験研究炉等設置者に係る部

分を除く。) 第 8 号の 2 (試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。) 第 10 号 (試験研究炉等設置者に係る部分を除く。)、第 11 号、第 12 号 (試験研究炉等設置者に係る部分を除く。)、第 13 号の 3 から第 13 号の 7 まで、第 14 号、第 15 号、第 17 号、第 18 号、第 20 号、第 21 号、第 26 号の 2 (試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第 27 号の 2 から第 27 号の 4 まで、第 28 号 (試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第 29 号 (試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。) 又は第 30 号 (試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。) 1 億円以下の罰金刑

三 第 77 条 (第 1 号に掲げる規定に係る部分を除く。)、第 78 条 (前号に掲げる規定に係る部分を除く。)、第 79 条又は第 80 条 各本条の罰金刑

分を除く。) 第 8 号の 2 (試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。) 第 10 号 (試験研究炉等設置者に係る部分を除く。)、第 11 号、第 12 号 (試験研究炉等設置者に係る部分を除く。)、第 13 号の 3 から第 13 号の 7 まで、第 14 号、第 15 号、第 17 号、第 18 号、第 20 号、第 21 号、第 26 号の 2 (試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第 27 号の 2 から第 27 号の 4 まで、第 28 号 (試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第 29 号 (試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。) 又は第 30 号 (試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。) 1 億円以下の罰金刑

三 第 77 条 (第 1 号に掲げる規定に係る部分を除く。)、第 78 条 (前号に掲げる規定に係る部分を除く。)、第 79 条又は第 80 条 各本条の罰金刑

試験研究の用に供する原子炉等に係る放射能濃度についての確認等に関する規則（平成十七年文部科学省令第四十九号）
（第十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（放射能濃度の確認の申請）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項の申請書の提出部数は、正本一通及び写し一通とする。</p> <p>（放射能濃度に関する確認実施要領書）</p> <p>第三条の二 原子力規制委員会は、前条の申請書の提出を受けた場合には、第二条各号に掲げる事項の確認の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る確認実施要領書を定めるものとする。</p> <p>（測定及び評価の方法の認可の申請）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項の申請書の提出部数は、正本一通及び写し一通とする。</p>	<p>（放射能濃度の確認の申請）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項の申請書の提出部数は、正本一通、副本一通及び写し一通とする。</p> <p>（新設）</p> <p>（測定及び評価の方法の認可の申請）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項の申請書の提出部数は、正本一通、副本一通及び写し一通とする。</p> <p>（機構が行う確認）</p>

第八条から第十条まで 削除

第八条 法第六十一条の二第四項の規定により原子力規制委員会が独立行政法人原子力安全基盤機構（以下「機構」という。）に行わせる確認に関する事務は、放射能濃度確認対象物に係る放射能濃度の測定及び評価が第五条第一項の規定に基づき認可を受けた方法に従って行われているかどうかについて確認する事務とする。

（機構が行う確認の通知書）

第九条 原子力規制委員会は、第三条第一項の申請書の提出を受けた場合には、次に掲げる事項を記載した通知書により、機構に対し、機構が行う当該確認に関する事務の実施について通知するものとする。

一 六 （略）

2 前項の通知書には、次に掲げる書類の写しを添付するものとする。

一・二 （略）

3 原子力規制委員会は、第一項の通知書に記載されている事項を変更したときは、速やかに、その旨を機構に通知するものとする。

（確認結果の通知）

第十条 法第六十一条の二第五項の通知は、次に掲げる事項を記載した書面によって行うものとする。

一 七 （略）



製錬事業者等における工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度についての確認等に関する規則（平成十七年経済産業省令第百十二号）（第十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 この規則において「製錬事業者等」とは、製錬事業者、加工事業者、<u>発電用原子炉設置者</u>、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者及び廃棄事業者（旧製錬事業者等、旧加工事業者等、旧発電用原子炉設置者等、旧使用済燃料貯蔵事業者等、旧再処理事業者等及び旧廃棄事業者等を含む。）をいう。</p> <p>3（略）</p> <p>（放射能濃度の基準）</p> <p>第二条 発電用原子炉設置者が発電用原子炉を設置した工場等において用いた資材その他の物のうち金属くず、コンクリートの破片及びガラスくず（ロックウール及びグラスウールに限る。）に含まれる放射性物質の放射能濃度についての法第六十一条の二第一項の原</p>	<p>（定義）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 この規則において「製錬事業者等」とは、製錬事業者、加工事業者、<u>特定原子炉設置者</u>（<u>発電用原子炉設置者</u>のうち法第四十三条の四第一項に規定する実用発電用原子炉に係る者をいう。以下同じ。）、<u>使用済燃料貯蔵事業者</u>、再処理事業者及び廃棄事業者（旧製錬事業者等、旧加工事業者等、旧発電用原子炉設置者等（特定原子炉設置者に係る者に限る。）、旧使用済燃料貯蔵事業者等、旧再処理事業者等及び旧廃棄事業者等を含む。）をいう。</p> <p>3（略）</p> <p>（放射能濃度の基準）</p> <p>第二条 特定原子炉設置者が発電用原子炉を設置した工場等において用いた資材その他の物のうち金属くず、コンクリートの破片及びガラスくず（ロックウール及びグラスウールに限る。）に含まれる放射性物質の放射能濃度についての法第六十一条の二第一項の原子力</p>

子力規制委員会規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

2 (略)

(確認の申請)

第三条 (略)

2 (略)

3 第一項の申請書及び前項に係る書類の提出部数は、正本一通及び写し一通とする。

(放射能濃度に関する確認実施要領書)

第三条の二 原子力規制委員会は、前条の申請書の提出を受けた場合には、第二条第一項各号又は第二項各号に掲げる事項の確認の方法その他必要な事項を定め、当該申請に係る確認実施要領書を定めるものとする。

(放射能濃度の測定及び評価の方法の認可の申請)

第五条 (略)

2 (略)

3 第一項の申請書及び前項に係る書類の提出部数は、正本一通及び写し一通とする。

第七条から第九条まで 削除

規制委員会規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

2 (略)

(確認の申請)

第三条 (略)

2 (略)

3 第一項の申請書及び前項に係る書類の提出部数は、正本一通、副本一通及び写し一通とする。

(新設)

(放射能濃度の測定及び評価の方法の認可の申請)

第五条 (略)

2 (略)

3 第一項の申請書及び前項に係る書類の提出部数は、正本一通、副本一通及び写し一通とする。

(機構が行う確認)

第七条 法第六十一条の二第四項の規定により原子力規

制委員会が独立行政法人原子力安全基盤機構（以下「機構」という。）に行わせる確認に関する事務のうち製錬事業者等に係るものは、放射能濃度確認対象物に係る放射能濃度の測定及び評価が第五条第一項の規定に基づき認可を受けた方法に従って行われているかどうかについて確認する事務とする。

（機構が行う確認の通知書）

第八条 原子力規制委員会は、第三条第一項の申請書の提出を受けた場合には、次に掲げる事項を記載した通知書により、機構に対し、機構が行う当該確認に関する事務の実施について通知するものとする。

一〇六（略）

2 前項の通知書には、次に掲げる書類の写しを添付するものとする。

一〇二（略）

3 原子力規制委員会は、第一項の通知書に記載されている事項を変更したときは、速やかに、その旨を機構に通知するものとする。

（確認結果の通知）

第九条 法第六十一条の二第五項の通知は、次に掲げる事項を記載した書面によって行うものとする。

一〇七（略）

[

核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則（平成二十年経済産業省令第二十三号）（第二十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（廃棄物埋設施設等に係る第一種廃棄物埋設に関する確認の申請）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2 前項の申請書の提出部数は、正本一通とする。</p> <p>第八条 削除</p> <p>（廃棄物埋設施設等に係る第一種廃棄物埋設に関する確認実施要領書）</p> <p>第九条 原子力規制委員会は、第五条第一項の申請書の提出を受けた場合には、第六条各号に掲げる事項の確</p>	<p>（廃棄物埋設施設等に係る第一種廃棄物埋設に関する確認の申請）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2 前項の申請書の提出部数は、正本一通及び写し一通とする。</p> <p>（機構が行う廃棄物埋設施設等に係る第一種廃棄物埋設に関する確認）</p> <p>第八条 法第五十一条の六第三項の規定により、原子力規制委員会が独立行政法人原子力安全基盤機構（以下「機構」という。）に行わせる確認に関する事務の一部は、前条第一号から第四号までの廃棄物埋設施設等の技術上の基準に適合しているかどうかについて行うものとする。</p> <p>（機構が行う廃棄物埋設施設等に係る第一種廃棄物埋設に関する確認の通知書等）</p> <p>第九条 原子力規制委員会は、第五条第一項の申請書の提出を受けた場合には、第六条各号に掲げる事項の確</p>

認の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る確認実施要領書を定めるものとする。

(削る)

(削る)

(削る)

第十条 削除

(埋設しようとする放射性廃棄物等に係る第一種廃棄物埋設に関する確認の申請)

第十一条 法第五十一条の六第二項の規定により、埋設

認の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る確認実施要領書（法第五十一条の六第三項の規定により機構が行う確認に関する事務の一部に係るものを除く。）を定めるものとする。

2 | 原子力規制委員会は、第五条第一項の申請書の提出を受けた場合であつて、確認に関する事務の一部を機構が行う場合には、次の各号に掲げる事項を記載した通知書により、機構に対し通知するものとする。

一 六 (略)

3 | 前項の通知書には、次に掲げる書類の写しを添付するものとする。

一・二 (略)

4 | 原子力規制委員会は、第二項の通知書に記載された事項を変更したときは、速やかに、その旨を機構に通知するものとする。

(廃棄物埋設施設等に係る第一種廃棄物埋設に関する確認結果の通知)

第十条 法第五十一条の六第四項の通知は、次の各号に掲げる事項を記載した書面によつて行うものとする。

一 七 (略)

(埋設しようとする放射性廃棄物等に係る第一種廃棄物埋設に関する確認の申請)

第十一条 法第五十一条の六第二項の規定により、埋設

しようとする放射性廃棄物等に係る第一種廃棄物埋設に関する確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 確認を受ける事業所の名称及び所在地

三 確認を受けようとする期日及び場所

2 前項の申請書には、第十二条で定める技術上の基準に適合することを確認した方法及びその結果に関する説明書を添付しなければならない。

3 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

(埋設しようとする放射性廃棄物等に係る第一種廃棄物埋設に関する確認実施要領書)

第十二条の二 原子力規制委員会は、第十一条第一項の申請書の提出を受けた場合には、第十二条各号に掲げる事項の確認の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る確認実施要領書を定めるものとする。

(確認証の交付)

第十三条 原子力規制委員会は、法第五十一条の六第一項又は第二項の確認(第一種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。)をしたときは、当該申請に係る確認証を交付する。

しようとする放射性廃棄物等に係る第一種廃棄物埋設に関する確認を受けようとする者は、機構が法第六十五条第一項に規定する事務規程で定めるところにより、申請書を機構に提出しなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(確認証の交付)

第十三条 原子力規制委員会は、法第五十一条の六第一項の確認(第一種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。)をしたときは、当該申請に係る確認証を交付する。

(削る)

(設計及び工事の方法の認可の申請)

第十五条 (略)

2・3 (略)

4 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

(変更の認可の申請)

第十六条 (略)

2 (略)

3 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

(使用前検査の申請)

第十八条 (略)

2 (略)

3 第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

第二十条及び第二十一条 削除

2 機構は、法第五十一条の六第二項に規定する確認(

第一種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。)をしたときは、当該申請に係る確認証を交付する。

(設計及び工事の方法の認可の申請)

第十五条 (略)

2・3 (略)

4 第一項の申請書の提出部数は、正本一通及び写し一通とする。

(変更の認可の申請)

第十六条 (略)

2 (略)

3 第一項の申請書の提出部数は、正本一通及び写し一通とする。

(使用前検査の申請)

第十八条 (略)

2 (略)

3 第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通及び写し一通とする。

第二十条 削除

(機構が行う使用前検査)

第二十一条 法第五十一条の八第三項において準用する法第十六条の三第三項の規定により、原子力規制委員会が機構に行わせる検査に関する事務の一部（特定廃棄物埋設施設に係るものに限る。）は、第十九条第一号から第三号までに掲げる事項についての検査及び同条第四号に掲げる事項について行う検査のうち次に掲げる検査について行うものとする。

一 非常用電源装置その他の非常用装置及び連動装置（一定の条件が充足されなければ機器を作動させない装置をいう。以下同じ。）の作動検査

二 放射性廃棄物の廃棄施設の処理能力の確認検査

三 主要な放射線管理施設の性能の確認検査

四 廃棄物埋設施設中人が常時立ち入る場所、廃棄物埋設施設の使用中专に人が立ち入る場所その他放射線管理を特に必要とする場所における線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の確認検査

（使用前検査実施要領書）

第二十二条 原子力規制委員会は、第十八条第一項の申請書の提出を受けた場合（特定廃棄物埋設施設に係るものに限る。）には、第十九条各号に掲げる事項の検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

（機構が行う使用前検査の通知書等）

第二十二条 原子力規制委員会は、第十八条第一項の申請書の提出を受けた場合（特定廃棄物埋設施設に係るものに限る。）には、第十九条各号に掲げる事項の検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書（法第五十一条の八第三項において準用する法第十六条の三第三項の規定により機構が行う検査に関する事務の一部に係るものを除く。）を定める

(削る)

(削る)

(削る)

第二十三条 削除

(溶接検査の申請)

第二十六条 法第五十一条の九第一項の規定により特定
廃棄物埋設施設の溶接について検査を受けようとする

ものとする。

2 | 原子力規制委員会は、第十八条第一項の申請書の提出又は同条第二項の届出を受けた場合（特定廃棄物埋設施設に係るものに限る。）であつて、検査に関する事務の一部を機構が行う場合には、次の各号に掲げる事項を記載した通知書により、機構に対し通知するものとする。

一〇六 (略)

3 | 前項の通知書には、次に掲げる書類の写しを添付するものとする。

一〇二 (略)

4 | 原子力規制委員会は、第二項の通知書に記載された事項を変更したときは、速やかに、その旨を機構に通知するものとする。

(使用前検査結果の通知)

第二十三条 法第五十一条の八第三項において準用する法第十六条の三四項の通知（特定廃棄物埋設施設に係るものに限る。）は、次の各号に掲げる事項を記載した書面によつて行うものとする。

一〇七 (略)

(溶接検査の申請)

第二十六条 法第五十一条の九第一項の規定により特定
廃棄物埋設施設の溶接について検査を受けようとする

者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 検査を受けようとする容器又は管の種類、主要寸法、個数、最高使用圧力、最高使用温度並びに内包する放射性物質の種類及び濃度
 - 三 溶接施工工場の名称及び所在地
 - 四 溶接工程表
 - 五 検査を受けようとする事項、期日及び場所
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 溶接設備の種類及び容量、溶接部の設計及び溶接施工法（以下「溶接施工法」という。）並びに溶接を行う者の氏名を記載した溶接明細書
 - 二 検査を受けようとする容器又は管の構造図
 - 三 溶接部の設計図
 - 3 第一項の申請書又は前項の書類に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならない。
 - 4 第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

（溶接の方法の認可）
第二十九条（略）

者は、機構が法第六十五条第一項に規定する事務規程で定めるところにより、申請書を機構に提出しなければならない。

- （新設）
- （新設）
- （新設）

（溶接の方法の認可）
第二十九条（略）

2・3 (略)

4 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

(輸入品の溶接検査)

第三十条 法第五十一条の九第四項の規定により溶接をした特定廃棄物埋設施設であつて輸入したものの当該溶接について検査を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならぬ。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 検査を受けようとする容器又は管の種類、主要寸法、個数、最高使用圧力、最高使用温度並びに内包する放射性物質の種類及び濃度

三 溶接施工工場の名称及び所在地

四 検査を受けようとする事項、期日及び場所

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 溶接の方法に関する説明書

二 検査を受けようとする容器又は管の構造図

三 溶接部の設計図

四 溶接(第二十五条第二号に掲げる容器又は管についての漏止め溶接を除く。)についての材料試験、非破壊試験(第二十七条第二号に掲げる溶接部に関

2・3 (略)

4 第一項の申請書の提出部数は、正本一通及び写し一通とする。

(輸入品の溶接検査)

第三十条 法第五十一条の九第四項の規定により溶接をした特定廃棄物埋設施設であつて輸入したものの当該溶接について検査を受けようとする者は、機構が法第六十五条第一項に規定する事務規程で定めるところにより、申請書を機構に提出しなければならない。

(新設)

(新設)

するものに限る。)、機械試験(同条第三号に掲げる溶接部に関するものに限る。)及び耐圧試験又は漏えい試験(同条第四号に規定する溶接部に関するものに限る。)の結果に関する資料並びに溶接後熱処理の方法に関する説明書

3 | 第一項の申請書又は前項の書類に記載された事項を
変更したときは、速やかに届け出なければならぬ。

4 | 第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部
数は、正本一通とする。

(溶接検査実施要領書)

第三十条の二 原子力規制委員会は、第二十六条第一項
の申請書の提出を受けた場合には、第二十七条各号に
掲げる事項の検査の方法その他必要な事項を定めた当
該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

2 | 原子力規制委員会は、第三十条第一項の申請書の提
出を受けた場合には、法第五十一条の九第四項に規定
する検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に
係る検査実施要領書を定めるものとする。

(溶接検査合格証等)

第三十一条 原子力規制委員会は、法第五十一条の九第
一項又は第四項の溶接検査(特定廃棄物埋設施設に係
るものに限る。)を行い、合格と認めたときは、溶接
検査合格証を交付するとともに、その溶接をした容器

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(溶接検査合格証等)

第三十一条 機構は、法第五十一条の九第一項又は第四
項の溶接検査(特定廃棄物埋設施設に係るものに限る。
)を行い、合格と認めたときは、溶接検査合格証を交
付するとともに、その溶接をした容器又は管を刻印又

又は管を刻印又はこれに代わるもので示すものとする。

(施設定期検査の申請)

第三十三条 (略)

2 (略)

3 第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

第三十六条 削除

はこれに代わるもので示すものとする。

(施設定期検査の申請)

第三十三条 (略)

2 (略)

3 第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通及び写し一通とする。

(機構が行う施設定期検査)

第三十六条 法第五十一条の十第三項において準用する法第十六条の五第三項の規定により、原子力規制委員会が機構に行わせる検査に関する事務の一部(令第三十五条第一号に掲げる特定廃棄物埋設施設に係るものに限る。)は、次に掲げる検査について行うものとする。

一 非常用電源装置その他の非常用装置及び連動装置の作動検査

二 放射性廃棄物の廃棄施設の処理能力の確認検査

三 主要な放射線管理施設の性能の確認検査

四 廃棄物埋設施設中人が常時立ち入る場所、廃棄物埋設施設の使用特に入人が立ち入る場所その他放射線管理を特に必要とする場所における線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の確認検査

五 廃棄物埋設施設における火災を防止する能力その

他の性能の確認検査

(施設定期検査実施要領書)

第三十七条 原子力規制委員会は、第三十三条第一項の申請書の提出を受けた場合には、令第三十五条第一号の九の二に規定する原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合しているかどうかについての検査に
関し、その検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

(機構が行う施設定期検査の通知書等)

第三十七条 原子力規制委員会は、第三十三条第一項の申請書の提出を受けた場合には、令第三十五条第一号の九の二に規定する原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合しているかどうかについての検査に
関し、その検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書（法第五十一条の十第三項において準用する法第十六条の五第三項の規定により機構が行う検査に関する事務の一部に係るものを除く。）を定めるものとする。

(削る)

2 | 原子力規制委員会は、第三十三条第一項の申請書の提出又は同条第二項の届出を受けた場合（令第三十五条第一号に掲げる特定廃棄物埋設施設に係るものに限る。）であつて、検査に関する事務の一部を機構が行う場合には、次の各号に掲げる事項を記載した通知書により、機構に対し通知するものとする。

(削る)

3 | 前項の通知書には、次に掲げる書類の写しを添付するものとする。

(削る)

4 | 原子力規制委員会は、第一項の通知書に記載された事項を変更したときは、速やかに、その旨を機構に通

一・二 (略)

第三十八条 削除

(変更等の届出)

第四十二条 法第五十一条の五第二項又は法第五十一条の十三第二項の規定による届出に係る書類(第一種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。)の提出部数は、正本一通及び写し一通とする。

2 | 法第五十一条の十一の規定による届出に係る書類(第一種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。)の提出部数は、正本一通とする。

(保安規定)

第六十三条 (略)

2・3 (略)

4 第一項(前項において準用する場合を含む。)の申請書の提出部数は、正本一通とする。

知するものとする。

(準用)

第三十八条 第二十三条の規定は、法第五十一条の十第一項の施設定期検査(令第三十五条第一号に掲げる特定廃棄物埋設施設に係るものに限る。以下同じ。)に準用する。この場合において、「法第五十一条の八第三項において準用する法第十六条の三第四項」とあるのは「法第五十一条の十第三項において準用する法第十六条の五第四項」と読み替えるものとする。

(変更等の届出)

第四十二条 法第五十一条の五第二項、法第五十一条の十一又は法第五十一条の十三第二項の規定による届出に係る書類(第一種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。)の提出部数は、正本一通及び写し一通とする。

(新設)

(保安規定)

第六十三条 (略)

2・3 (略)

4 第一項(前項において準用する場合を含む。)の申請書の提出部数は、正本一通及び写し一通とする。

(廃棄物取扱主任者の選任等)

第六十六条 (略)

2 (略)

3 法第五十一条の二十二第二項の規定による届出に係る書類(第一種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。)の提出部数は、正本一通とする。

(報告の徴収)

第九十一条 (略)

2 第一項の報告書の提出部数は、正本一通とする。

(身分を示す証明書)

第九十二条 第一種廃棄物埋設事業者に対する検査について、法第五十一条の十八第六項において準用する法第十二条第七項の身分を示す証明書は、別記様式第三によるものとし、法第五十一条の二十三第二項において準用する法第十二条の二第七項の身分を示す証明書は、別記様式第四によるものとし、法第六十八条第六項の身分を示す証明書は、別記様式第五によるものとする。

様式第5 (第92条関係)

(廃棄物取扱主任者の選任等)

第六十六条 (略)

2 (略)

3 法第五十一条の二十二第二項の規定による届出に係る書類(第一種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。)の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

(報告の徴収)

第九十一条 (略)

2 第一項の報告書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

(身分を示す証明書)

第九十二条 第一種廃棄物埋設事業者に対する検査について、法第五十一条の十八第六項において準用する法第十二条第七項の身分を示す証明書は、別記様式第三によるものとし、法第五十一条の二十三第二項において準用する法第十二条の二第七項の身分を示す証明書は、別記様式第四によるものとし、法第六十八条第七項の身分を示す証明書は、別記様式第五によるものとする。

様式第5 (第92条関係)

(表 面)

第 号
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 68 条第 6 項の規定による (略)

(裏 面)

第 号
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (抄) 第 68 条 原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律 (原子力規制委員会又は国土交通大臣にあつては第 64 条第 3 項各号に掲げる原子力事業者等の区分 (同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第 61 条の 3 第 1 項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第 5 項、第 6 項、第 8 項及び第 9 項に規定する者並びに国際特定活動実施者について)は原子力規制委員会とする。) に応じてこの法律の規定、都道府県公安委員会にあつては第 59 条第 6 項の規定) の施行に必要な限度にお

(表 面)

第 号
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 68 条第 7 項の規定による (略)

(裏 面)

第 号
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (抄) 第 68 条 原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律 (原子力規制委員会又は国土交通大臣にあつては第 64 条第 3 項各号に掲げる原子力事業者等の区分 (同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第 61 条の 3 第 1 項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第 5 項、第 6 項、第 8 項及び第 9 項に規定する者並びに国際特定活動実施者について)は原子力規制委員会とする。) に応じてこの法律の規定、都道府県公安委員会にあつては第 59 条第 6 項の規定) の施行に必要な限度にお

いて、その職員（都道府県公安委員会にあつては、警察職員）に、原子力事業者等（核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第 61 条の 3 第 1 項各号のいずれかに該当する場合における該各号に規定する者、同条第 5 項、第 6 項、第 8 項及び第 9 項に規定する者並びに国際特定活動実施者を含む。）の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

2 原子力規制委員会は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第 16 条の 4 第 1 項、第 28 条の 2 第 1 項、第 43 条の 3 の 13 第 1 項、第 43 条の 10 第 1 項、第 46 条の 2 第 1 項、第 51 条の 9 第 1 項若しくは第 55 条の 3 第 1 項に規定する施設の溶接をする者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 原子力規制委員会は、第 1 項の規定による立入検査のほか、第 16 条の 2 第 1 項、第 16 条の 3 第 1 項、第 16 条の 4 第 1 項、第 16 条の 5 第 1 項、

いて、その職員（都道府県公安委員会にあつては、警察職員）に、原子力事業者等（核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第 61 条の 3 第 1 項各号のいずれかに該当する場合における該各号に規定する者、同条第 5 項、第 6 項、第 8 項及び第 9 項に規定する者並びに国際特定活動実施者を含む。）の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

2 原子力規制委員会は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第 16 条の 4 第 1 項、第 28 条の 2 第 1 項、第 43 条の 3 の 13 第 1 項、第 43 条の 10 第 1 項、第 46 条の 2 第 1 項、第 51 条の 9 第 1 項若しくは第 55 条の 3 第 1 項に規定する施設の溶接をする者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 原子力規制委員会は、第 1 項の規定による立入検査のほか、第 16 条の 2 第 1 項、第 16 条の 3 第 1 項、第 16 条の 4 第 1 項、第 16 条の 5 第 1 項、

第 22 条第 5 項、第 27 条第 1 項、第 28 条第 1 項、第 28 条の 2 第 1 項、第 29 条第 1 項、第 37 条第 5 項、第 43 条の 3 の 9 第 1 項、第 43 条の 3 の 10 第 1 項、第 43 条の 3 の 11 第 1 項、第 43 条の 3 の 12 第 1 項、第 43 条の 3 の 13 第 1 項、第 43 条の 3 の 15、第 43 条の 3 の 16 第 1 項、第 43 条の 3 の 24 第 5 項、第 43 条の 3 の 31 第 1 項、第 43 条の 8 第 1 項、第 43 条の 9 第 1 項、第 43 条の 10 第 1 項、第 43 条の 11 第 1 項、第 43 条の 20 第 5 項、第 43 条の 26 の 3 第 1 項、第 45 条第 1 項、第 46 条第 1 項、第 46 条の 2 第 1 項、第 46 条の 2 の 3 第 1 項、第 50 条第 5 項、第 51 条の 7 第 1 項、第 51 条の 8 第 1 項、第 51 条の 9 第 1 項、第 51 条の 10 第 1 項及び第 51 条の 18 第 5 項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、原子力施設（製錬施設及び使用施設等を除く。以下この項において同じ。）の設計若しくは工事又は原子力施設の設備の製造を行う者その他の関係者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

4 原子力規制委員会は、第 1 項の規定による立入検査のほか、第 62 条第 1 項の規定の施行に必

第 22 条第 5 項、第 27 条第 1 項、第 28 条第 1 項、第 28 条の 2 第 1 項、第 29 条第 1 項、第 37 条第 5 項、第 43 条の 3 の 9 第 1 項、第 43 条の 3 の 10 第 1 項、第 43 条の 3 の 11 第 1 項、第 43 条の 3 の 12 第 1 項、第 43 条の 3 の 13 第 1 項、第 43 条の 3 の 15 第 1 項、第 43 条の 3 の 16 第 1 項、第 43 条の 3 の 24 第 5 項、第 43 条の 3 の 31 第 1 項、第 43 条の 8 第 1 項、第 43 条の 9 第 1 項、第 43 条の 10 第 1 項、第 43 条の 11 第 1 項、第 43 条の 20 第 5 項、第 43 条の 26 の 3 第 1 項、第 45 条第 1 項、第 46 条第 1 項、第 46 条の 2 第 1 項、第 46 条の 2 の 3 第 1 項、第 50 条第 5 項、第 51 条の 7 第 1 項、第 51 条の 8 第 1 項、第 51 条の 9 第 1 項、第 51 条の 10 第 1 項及び第 51 条の 18 第 5 項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、原子力施設（製錬施設及び使用施設等を除く。以下この項において同じ。）の設計若しくは工事又は原子力施設の設備の製造を行う者その他の関係者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

4 原子力規制委員会は、第 1 項の規定による立入検査のほか、第 62 条第 1 項の規定の施行に必

要な限度において、その職員に、船舶に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

5 (略)

6 前各項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

7 第1項から第5項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

8～15 (略)

第78条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

要な限度において、その職員に、船舶に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

5 (略)

6 原子力規制委員会又は国土交通大臣は、第65条第1項各号に掲げる検査等事務の区分に応じ、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、機構の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

7 前各項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

8～11 (略)

12 第1項から第6項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

13～20 (略)

第78条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

三十 第 68 条第 1 項 (核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第 61 条の 3 第 1 項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第 5 項、第 6 項、第 8 項及び第 9 項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分を除く。)の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第 80 条 次の各号のいずれかに該当する者は、100 万円以下の罰金に処する。

十一 第 68 条第 1 項 (核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第 61 条の 3 第 1 項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第 5 項、第 6 項、第 8 項及び第 9 項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分に限る。) 、第 2 項から第 5 項まで又は第 8 項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

三十 第 68 条第 1 項 (核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第 61 条の 3 第 1 項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第 5 項、第 6 項、第 8 項及び第 9 項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分を除く。)の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第 80 条 次の各号のいずれかに該当する者は、100 万円以下の罰金に処する。

十一 第 68 条第 1 項 (核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第 61 条の 3 第 1 項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第 5 項、第 6 項、第 8 項及び第 9 項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分に限る。) 、第 2 項から第 5 項まで又は第 13 項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第 80 条の 4 次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、50 万円以下の罰金に処する。

第 81 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

二 第 78 条第 1 号、第 2 号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第 3 号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第 4 号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第 6 号、第 7 号、第 8 号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第 8 号の 2（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第 10 号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第 11 号、第 12 号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第 13 号の 3 から第 13 号の 7 まで、第 14 号、第 15 号、第 17 号、第 18 号、第 20 号、第 21 号、第 26 号の 2（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）。

二 第 68 条第 6 項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第 81 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

二 第 78 条第 1 号、第 2 号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第 3 号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第 4 号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第 6 号、第 7 号、第 8 号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第 8 号の 2（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第 10 号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第 11 号、第 12 号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第 13 号の 3 から第 13 号の 7 まで、第 14 号、第 15 号、第 17 号、第 18 号、第 20 号、第 21 号、第 26 号の 2（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）。

)、第 27 号の 2 から第 27 号の 4 まで、第 28 号 (試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第 29 号 (試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。) 又は第 30 号 (試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。) 1 億円以下の罰金刑

三 第 77 条 (第 1 号に掲げる規定に係る部分を除く。)、第 78 条 (前号に掲げる規定に係る部分を除く。)、第 79 条又は第 80 条 各本条の罰金刑

)、第 27 号の 2 から第 27 号の 4 まで、第 28 号 (試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第 29 号 (試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。) 又は第 30 号 (試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。) 1 億円以下の罰金刑

三 第 77 条 (第 1 号に掲げる規定に係る部分を除く。)、第 78 条 (前号に掲げる規定に係る部分を除く。)、第 79 条又は第 80 条 各本条の罰金刑

原子力規制庁組織規則（平成二十四年原子力規制委員会規則第一号）（第二十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">原子力規制委員会組織規則</p> <p style="text-align: center;">目次</p> <p>第一章 内部部局</p> <p> 第一節 特別な職の設置等（第一条）</p> <p> 第二節 課の設置等</p> <p> 第一款 長官官房（第二条―第七条）</p> <p> 第二款 原子力規制部（第八条―第十条）</p> <p> 第三款 放射線防護対策部（第十一条―第十五条）</p> <p> 第三節 課の内部組織等</p> <p> 第一款 長官官房（第十六条―第十九条）</p> <p> 第二款 原子力規制部（第二十条―第二十一条）</p> <p> 第三款 放射線防護対策部（第二十二条―第二十五条）</p> <p>第二章 施設等機関（第二十六条―第三十二条）</p> <p>第三章 雑則（第三十三条）</p> <p>附則</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p style="text-align: center;">原子力規制庁組織規則</p> <p style="text-align: center;">目次</p> <p>第一章 特別な職の設置等（第一条）</p> <p>第二章 課の設置等（第二条―第十条）</p> <p>第三章 課の内部組織等（第十一条―第十七条）</p> <p>第四章 雑則（第十八条）</p> <p>附則</p>

第一章 内部部局

第一節 特別な職の設置等

第一条 長官官房に、緊急事態対策監一人、技術総括審議官一人、審議官三人及び原子力安全技術総括官一人を置く。

2 緊急事態対策監は、原子力事故（原子力規制委員会設置法第四条第一項第十号に規定する原子力事故をいう。以下同じ。）による緊急の事態の発生の防止及び緊急の事態への対処に関する事務を総括整理する。

3 技術総括審議官は、命を受けて、原子力規制委員会（以下「委員会」という。）の所掌事務に関する技術に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を総括整理する。

4 審議官は、命を受けて、委員会の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

5 原子力安全技術総括官は、命を受けて、委員会の所掌事務に関する技術に関する重要事項についての企画及び立案に参画する。

第一章 特別な職の設置等

（新設）

第一条 原子力規制庁に、緊急事態対策監一人、審議官三人及び原子力地域安全総括官一人を置く。

2 緊急事態対策監は、原子力事故（原子力規制委員会設置法第四条第一項第十号に規定する原子力事故をいう。以下同じ。）による緊急の事態の発生の防止及び緊急の事態への対処に関する事務を総括整理する。
（新設）

3 審議官は、命を受けて、原子力規制委員会（以下「委員会」という。）の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

4 原子力地域安全総括官は、命を受けて、原子力事故により放出された放射性物質又は放射線による有害な影響からの原子力事業所の周辺地域の住民の保護のための方策、核燃料物質その他の放射性物質の防護その他の重要事項についての企画及び立案に参画する。

第二節 課の設置等

第一款 長官官房

(長官官房に置く課等)

第二条 長官官房に、次の三課並びに参事官二人及び安全技術管理官四人を置く。

総務課

国際課

技術基盤課

(総務課の所掌事務)

第三条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 委員長の官印及び委員会印の保管に関すること。
- 二 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。
- 三 法令案その他の公文書類の審査及び進達に関すること。

第二章 課の設置等

(新設)

(原子力規制庁に置く課等)

第二条 原子力規制庁に、次の七課及び安全規制管理官五人を置く。

総務課

政策評価・広聴広報課

国際課

技術基盤課

原子力防災課

監視情報課

放射線対策・保障措置課

(総務課の所掌事務)

第三条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 機密に関すること。
- 二 原子力規制庁の職員(以下「職員」という。)の給与、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。
- 三 委員長の官印及び委員会印の保管に関すること。
- 四 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。
- 五 法令案その他の公文書類の審査及び進達に関すること。

こと。

四 委員会の保有する情報の公開に関すること。

五 委員会の保有する個人情報保護に関すること。

六 委員会の所掌事務に関する総合調整に関すること。

七 委員会の機構及び定員に関すること。

八 国会との連絡に関すること。

九 委員会の行政の考査に関すること。

十 委員会の所掌事務に関する政策の評価に関すること。

十一 委員会の所掌事務の処理状況の国会に対する報告及びその概要の公表に関すること。

こと。

六 委員会の保有する情報の公開に関すること。

七 委員会の保有する個人情報保護に関すること。

八 原子力規制庁の所掌事務に関する総合調整に関すること。

九 国会との連絡に関すること。

十 委員会の機構及び定員に関すること。

十一 委員会の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。

十二 委員会所属の行政財産及び物品の管理に関すること。

十三 職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること。

十四 独立行政法人原子力安全基盤機構の組織及び運営一般に関すること。

十五 エネルギー対策特別会計の電源開発促進勘定（電源利用対策及び原子力安全規制対策に関する部分に限る。次号において同じ。）の経理に関すること。

-
- 十二 委員会の情報システムの整備及び管理に関すること。
- 十三 広報に関すること。
- 十四 原子力利用における安全の確保に関すること。
- 十五 委員会の会議の庶務に関すること。
- 十六 官報掲載に関すること。
- 十七 委員会の所掌事務に関する法令案の作成、法令の適用並びに不服申立て及び訴訟に関する事務の総括に関すること。
- 十八 委員会の所掌事務に係る地方公共団体との連絡に関する事務の総括に関すること。
- 十九 前各号に掲げるもののほか、原子力規制庁の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
-
- 十六 エネルギー対策特別会計の電源開発促進勘定に属する行政財産及び物品の管理に関すること。
- 十七 東日本大震災復興特別会計の経理に関すること。
- 十八 東日本大震災復興特別会計に属する国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関すること。
- 十九 原子力の研究、開発及び利用（以下「原子力利用」という。）における安全の確保に関する研究者及び技術者の養成及び訓練（大学における教育及び研究に係るものを除く。）に関すること。
- 二十 委員会の情報システムの整備及び管理に関すること。
- 二十一 核燃料取扱主任者及び原子炉主任技術者の試験及び免状に関すること。
- 二十二 官報掲載に関すること。
- 二十三 委員会の所掌事務に関する法令案の作成、法令の適用並びに不服申立て及び訴訟に関する事務の総括に関すること。
- 二十四 前各号に掲げるもののほか、原子力規制庁の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
-

(削る)

(国際課の所掌事務)
第四条 国際課は、次に掲げる事務をつかさどる。

(政策評価・広聴広報課の所掌事務)
第四条 政策評価・広聴広報課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 委員会の所掌事務に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること（総務課及び技術基盤課の所掌に属するものを除く。）。
- 二 委員会の会議の庶務に関すること。
- 三 委員会の所掌事務に関する政策の評価に関すること。
- 四 委員会の行政の考査に関すること。
- 五 広聴に関すること。
- 六 広報に関すること。
- 七 委員会の所掌事務に係る地方公共団体との連絡に関する事務の総括に関すること。
- 八 委員会の所掌事務の処理状況の国会に対する報告及びその概要の公表に関すること。
- 九 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。以下「規制法」という。）第六十六条の二第一項に規定する申告に関すること。
- 十 独立行政法人評価委員会の庶務に関すること。

(国際課の所掌事務)
第五条 国際課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 委員会の所掌事務に係る国際機関、国際会議並びに外国の行政機関及び団体に係る事務の総括に関すること。

二 前号に掲げるもののほか、委員会の所掌事務に係る国際協力に関する事務の総括に関すること。

(技術基盤課の所掌事務)

第五条 技術基盤課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 原子力に係る製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉に関する規制その他これらに関する安全の確保に関する事務のうち技術に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二 核原料物質及び核燃料物質の使用に関する規制その他これらに関する安全の確保に関する事務のうち技術に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

三 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十一年法律第百六十六号。以下「規制法」という。）の施行に関する基準の策定に関すること。

一 委員会の所掌事務に関する国際機関、国際会議その他の国際的な枠組み並びに外国の行政機関及び団体に係る事務の総括に関すること。

二 委員会の所掌事務に係る国際協力に関する事務の総括に関すること。

(技術基盤課の所掌事務)

第六条 技術基盤課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 委員会の所掌事務に関する基本的な政策のうち技術に関するものの企画及び立案に関すること。

二 規制法の施行に関する基準の策定に関すること。

三 委員会の所掌事務に関する政策の基礎となる事項の調査及び研究に関すること。

四 原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会

(参事官の職務)

第六条 参事官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

- 一 機密に関すること。
- 二 委員会の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。
- 三 委員会の職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること。
- 四 原子力安全人材育成センター(以下「センター」という。)の組織及び運営一般に関すること。
- 五 委員会に対する申告に関する事務の総括に関すること。
- 六 委員会の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。
- 七 委員会所属の行政財産及び物品の管理に関すること。
- 八 エネルギー対策特別会計の電源開発促進勘定の経理のうち委員会の所掌に係るものに関すること。
- 九 エネルギー対策特別会計の電源開発促進勘定に属する行政財産及び物品の管理のうち委員会の所掌に

の庶務に関すること。

- 五 原子力利用における安全の確保のための技術に関する研究の推進に関すること。

(新設)

係るものに関すること。

十 東日本大震災復興特別会計の経理のうち委員会の所掌に係るものに関すること。

十一 東日本大震災復興特別会計に属する国有財産の管理及び処分並びに物品の管理のうち委員会の所掌に係るものに関すること。

(安全技術管理官の職務)

第七条 安全技術管理官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

一 原子力に係る製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉に関する規制その他これらに関する安全の確保に関する事務のうち技術の調査及び研究に関すること。

二 核原料物質及び核燃料物質の使用に関する規制その他これらに関する安全の確保に関する事務のうち技術の調査及び研究に関すること。

第二款 原子力規制部

(原子力規制部に置く課等)

第八条 原子力規制部に、原子力規制企画課及び安全規制管理官七人を置く。

(原子力規制企画課の所掌事務)

(新設)

(新設)

(新設)

第九條 原子力規制企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

(新設)

- 一 原子力規制部の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 二 規制法の施行に関する事務の総括に関すること。
- 三 原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の庶務に関すること。
- 四 前各号に掲げるもののほか、原子力規制部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(安全規制管理官の職務)

第十條 安全規制管理官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

(新設)

- 一 原子力に係る製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉に関する規制その他これらに関する安全の確保に関すること（長官官房及び放射線防護対策部並びに原子力規制企画課の所掌に属するものを除く。）。
- 二 核原料物質及び核燃料物質の使用に関する規制その他これらに関する安全の確保に関すること（長官官房及び放射線防護対策部並びに原子力規制企画課の所掌に属するものを除く。）。
- 三 原子力事故の原因及び原子力事故により発生した被害の原因を究明するための調査に関すること。

第三款 放射線防護対策部

(放射線防護対策部に置く課等)

第十一条 放射線防護対策部に、次の三課及び原子力防災業務管理官一人を置く。

原子力防災政策課

監視情報課

放射線対策・保障措置課

(原子力防災政策課の所掌事務)

第十二条 原子力防災政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 放射線防護対策部の所掌事務に関する総合調整に関すること。

二 原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第五十六号。以下「原災法」という。)第六条の第二項に規定する原子力災害対策指針の案の作成に関すること(監視情報課及び原子力防災業務管理官の所掌に属するものを除く)。

三 原子力事故又は原子力施設(規制法第二条第七項に規定する原子力施設をいう。以下同じ。)に関する人の障害、原子力施設の故障等の事象が発生した場合の対処に関すること。

(新設)

(新設)

(原子力防災課の所掌事務)

第七条 原子力防災課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 原子力災害対策指針の案の作成その他の委員会の所掌事務に関する原子力事故による災害の防止に関すること(監視情報課及び安全規制管理官の所掌に属するものを除く)。

二 原子力事故又は原子力施設に関する人の障害、原子力施設の故障等の事象が発生した場合の対処に関すること。

三 核燃料物質その他の放射性物質の防護に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

四 前二号に掲げるもののほか、原子力事故による災害の防止に関すること（監視情報課及び原子力防災業務管理官の所掌に属するものを除く。）。

五 原災法第二条第二号に規定する原子力緊急事態における医療に関する体制の整備のために必要な措置に関すること。

六 核燃料物質の防護に関すること。

七 核燃料物質その他の放射性物質の防護に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

八 前各号に掲げるもののほか、放射線防護対策部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（監視情報課の所掌事務）

第十三条 監視情報課は、次に掲げる事務をつかさどる。

（削る）

一 原子力事故の状況及び原子力事故により放出された放射性物質の拡散の状況の把握、予測及び公表に関すること。

二 放射性物質又は放射線の水準の監視及び測定に関する基本的な方針の案の作成及び推進並びに係行政機関の経費の配分計画に関すること。

三 放射線による障害の防止に関する事務のうち放射

四 核燃料物質の防護のための規制に関すること。

（監視情報課の所掌事務）

第八条 監視情報課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 放射性物質又は放射線の水準の監視及び測定に関する基本的な方針の案の作成及び推進並びに係行政機関の経費の配分計画に関すること。

二 原子力事故の状況及び原子力事故により放出された放射性物質の拡散の状況の把握、予測及び公表に関すること。

（新設）

三 放射線による障害の防止に関する事務のうち放射

性物質又は放射線の水準の監視及び測定に関すること。

四 放射能水準の把握のための監視及び測定に関すること。

(放射線対策・保障措置課の所掌事務)

第十四条 放射線対策・保障措置課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 放射線による障害の防止に関すること(原子力防災政策課及び監視情報課の所掌に属するものを除く)。

二 国際約束に基づく保障措置の実施のための規制その他の原子力の平和的利用の確保のための規制に関すること。

(原子力防災業務管理官の職務)

第十五条 原子力防災業務管理官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。

一 原子力事故による災害の防止に関し必要な施設、設備又は資機材の整備に関すること。

二 原子力事故による災害の防止に関する事務のうち防災訓練及び研修に関すること。

性物質又は放射線の水準の監視及び測定に関すること。

四 放射能水準の把握のための監視及び測定に関すること。

(放射線対策・保障措置課の所掌事務)

第九条 放射線対策・保障措置課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 放射線による障害の防止に関すること(原子力防災課及び監視情報課の所掌に属するものを除く)。

二 国際約束に基づく保障措置の実施のための規制その他の原子力の平和的利用の確保のための規制に関すること。

(安全規制管理官の職務)

第十条 安全規制管理官は、命を受けて、次に掲げる事務(他課の所掌に属するものを除く。)を分掌する。

一 原子力に係る製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉に関する規制その他これらに関する安全の確保に関すること。

二 核原料物質及び核燃料物質の使用に関する規制その他これらに関する安全の確保に関すること。

第三節 課の内部組織等

第一款 長官官房

(法務室及び広報室並びに企画官、地域原子力規制総括調整官、企画調査官及び情報システム管理官)

第十六条 総務課に、法務室及び広報室並びに企画官二人、地域原子力規制総括調整官三人、企画調査官一人及び情報システム管理官一人を置く。

2 法務室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 委員長の官印及び委員会印の保管に関すること。
二 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。

三 法令案その他の公文書類の審査及び進達に関すること。

四 委員会の所掌事務に関する法令案の作成、法令の適用並びに不服申立て及び訴訟に関する事務の総括に関すること。

3 法務室に、室長を置く。

4 広報室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 広報に関すること。
二 委員会の所掌事務に係る地方公共団体との連絡に関する事務の総括に関すること。

5 広報室に、室長を置く。

6 企画官は、命を受けて、総務課の所掌事務に関する

第三章 課の内部組織等

(新設)

(法務室及び業務管理室並びに企画官)

第十一条 総務課に、法務室及び業務管理室並びに企画官二人を置く。

2 法務室は、委員会の所掌事務に関する法令案の作成、法令の適用並びに不服申立て及び訴訟に関する事務の総括に関する事務をつかさどる。

3 法務室に、室長を置く。

4 業務管理室は、人事、文書、会計その他の業務管理に関する事務をつかさどる。

5 業務管理室に、室長を置く。

6 企画官は、命を受けて、総務課の所掌事務に関する

特定事項の企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。

7 地域原子力規制総括調整官は、命を受けて、特定の地域に関する事項についての調整に関する事務を行う。

8 企画調査官は、命を受けて、総務課の所掌事務に関する特定事項に係るものを調査し、企画する事務を行う。

9 情報システム管理官は、命を受けて、委員会の情報システムの整備及び管理に関する事務を行う。

(企画官及び国際協力推進官)

第十七条 国際課に、企画官一人及び国際協力推進官一人を置く。

2 企画官は、命を受けて、国際課の所掌事務に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。

3 国際協力推進官は、命を受けて、国際課の所掌事務に関する特定事項についての外国の行政機関との連絡調整に関する事務を行う。

(企画官)

第十八条 技術基盤課に、企画官三人を置く。

(削る)

特定事項の企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。

(企画官)

第十二条 政策評価・広聴広報課に、企画官一人を置く。

2 企画官は、命を受けて、政策評価・広聴広報課の所掌事務に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。

(新設)

(安全研究推進室及び企画官)

第十三条 技術基盤課に、安全研究推進室及び企画官一人を置く。

2 安全研究推進室は、原子力利用における安全の確保

(削る)

2 | 企画官は、命を受けて、技術基盤課の所掌事務に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。

(企画官、経理調査官、首席技術研究調査官、上
計監査官及び上席技術研究調査官)

第十九条 長官官房に、企画官六人、経理調査官一人、
首席技術研究調査官十一人、上席会計監査官一人及び
上席技術研究調査官九人を置く。

2 | 企画官のうち二人は、命を受けて、参事官のつかさ
どる職務のうち特定事項の企画及び立案並びに調整に
関するものを助ける。

3 | 企画官のうち四人は、命を受けて、安全技術管理官
のつかさどる職務のうち特定事項の企画及び立案並び
に調整に関するものを助ける。

4 | 経理調査官は、命を受けて、参事官のつかさどる職
務のうち経理に関する専門的事項についての調査並び
に企画及び立案に関するものを助ける。

5 | 首席技術研究調査官は、命を受けて、安全技術管理
官のつかさどる職務のうち専門的事項についての調査
及び研究に関するものを助ける。

6 | 上席会計監査官は、命を受けて、参事官のつかさど

のための技術に関する研究の推進に関する事務をつか
さどる。

3 | 安全研究推進室に、室長を置く。

4 | 企画官は、命を受けて、技術基盤課の所掌事務に関
する特定事項の企画及び立案並びに調整に関する事務
を行う。

(新設)

る職務のうち委員会の所掌に係る会計の監査に関するものを助ける。

7 上席技術研究調査官は、命を受けて、首席技術研究調査官の事務を補佐する。

第二款 原子力規制部

(新設)

(企画官及び安全管理調査官)

第二十条 原子力規制企画課に、企画官二人及び安全管理調査官一人を置く。

(新設)

2 企画官は、命を受けて、原子力規制企画課の所掌事務に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。

3 安全管理調査官は、命を受けて、原子力規制企画課の所掌事務に関する専門的事項についての調査に関する事務を行う。

(安全規制調整官、特殊施設規制官、首席原子力施設検査官、安全管理調査官、上席原子力施設検査官及び品質管理専門官)

第二十一条 原子力規制部に、安全規制調整官十四人、

(新設)

特殊施設規制官一人、首席原子力施設検査官四人、安全管理調査官十人、上席原子力施設検査官二人及び品質管理専門官四人を置く。

2 安全規制調整官は、命を受けて、安全規制管理官の

つかさどる職務のうち専門的事項についての企画及び立案並びに調整に関するものを助ける。

3 特殊施設規制官は、命を受けて、安全規制管理官のつかさどる職務のうち特定原子力施設（規制法第六十条の二第一項に規定する特定原子力施設をいう。）に関する企画及び立案並びに調整に関するものを助ける。

4 首席原子力施設検査官は、命を受けて、安全規制管理官のつかさどる職務のうち原子力施設の検査に関するものを助ける。

5 安全管理調査官は、命を受けて、安全規制管理官のつかさどる職務のうち専門的事項についての調査に関するものを助ける。

6 首席原子力施設検査官は、首席原子力施設検査官の事務を補佐する。

7 品質管理専門官は、命を受けて、安全規制管理官のつかさどる職務のうち品質の維持及び向上に関するものを助ける。

第三款 放射線防護対策部

（火災対策室、事故対処室及び核セキユリティ・核物質防護室並びに企画官及び地域防災推進官）

第二十二條 原子力防災政策課に、火災対策室、事故対

（新設）

（火災対策室、事故対処室及び核物質防護室並びに防災訓練推進官）

第十四條 原子力防災課に、火災対策室、事故対処室及

<p>処室及び核セキユリテイ・核物質防護室並びに企画官一人及び地域防災推進官一人を置く。</p>	<p>2 火災対策室は、原子力利用に伴う火災対策に関する事務（事故対処室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。</p>	<p>3 火災対策室に、室長を置く。</p>	<p>4 事故対処室は、原子力事故又は原子力施設に関する人の障害、原子力施設の故障等の事象が発生した場合の対処に関する事務をつかさどる。</p>	<p>5 事故対処室に、室長を置く。</p>	<p>6 核セキユリテイ・核物質防護室は、次に掲げる事務をつかさどる。</p>	<p>一 核燃料物質その他の放射性物質の防護に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。</p>	<p>二 核燃料物質の防護に関すること。</p>	<p>7 核セキユリテイ・核物質防護対策室に、室長及び国際核セキユリテイ専門官一人を置く。</p>	<p>8 国際核セキユリテイ専門官は、命を受けて、核燃料物質その他の放射性物質の防護に関する国際関係事務を行う。</p>	<p>9 企画官は、命を受けて、原子力防災政策課の所掌事務に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。</p>	<p>10 地域防災推進官は、命を受けて、原子力事故による災害の防止に関する事務のうち災害対策基本法（昭和</p>
<p>び核物質防護室並びに防災訓練推進官一人を置く。</p>	<p>2 火災対策室は、原子力利用に伴う火災対策に関する事務（事故対処室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。</p>	<p>3 火災対策室に、室長を置く。</p>	<p>4 事故対処室は、原子力事故又は原子力施設に関する人の障害、原子力施設の故障等の事象が発生した場合の対処に関する事務をつかさどる。</p>	<p>5 事故対処室に、室長を置く。</p>	<p>6 核物質防護室は、次に掲げる事務をつかさどる。</p>	<p>一 核燃料物質その他の放射性物質の防護に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。</p>	<p>二 核燃料物質の防護のための規制に関すること。</p>	<p>7 核物質防護室に、室長を置く。</p>	<p>(新設)</p>	<p>8 防災訓練推進官は、原子力事業者、地方公共団体及び国が実施する防災訓練の企画及び立案に係る技術的</p>	

三十六年法律第二百二十三号) 第二条第十号に規定する地域防災計画に関する専門的事項についての指導及び助言に関する事務を行う。

(放射線環境対策室並びに企画官及び地方放射線モニタリング対策官)

第二十三条 監視情報課に、放射線環境対策室並びに企画官一人及び地方放射線モニタリング対策官六人を置く。

2 (略)

3 放射線環境対策室に、室長並びに環境放射能対策官一人を置く。

4 環境放射能対策官は、命を受けて、放射線環境対策室の所掌事務のうち専門的事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。

(削る)

5 企画官は、命を受けて、監視情報課の所掌事務に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。

6 地方放射線モニタリング対策官は、命を受けて、特定の地方における放射性物質又は放射線の水準の監視及び測定並びに放射能水準の把握のための監視及び測

助言に関する事務を行う。

(放射線環境対策室及び企画官)

第十五条 監視情報課に、放射線環境対策室及び企画官一人を置く。

2 (略)

3 放射線環境対策室に、室長並びに環境放射能対策官一人及び地方放射線モニタリング対策官三人を置く。

4 環境放射能対策官は、放射線環境対策室の所掌事務のうち専門的事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。

5 地方放射線モニタリング対策官は、特定の地方における放射性物質又は放射線の水準の監視及び測定並びに放射能水準の把握のための監視及び測定に関する事務のうち専門的事項に関する事務を行う。

6 企画官は、命を受けて、監視情報課の所掌事務に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。

(新設)

定に関する事務のうち専門的事項に関する事務を行う。

(放射線規制室及び保障措置室並びに企画官)

第二十四条 放射線対策・保障措置課に、放射線規制室及び保障措置室並びに企画官一人を置く。

2 放射線規制室は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第六十七号）の施行に関する事務をつかさどる。

3 放射線規制室に、室長及び廃止措置確認専門官二人を置く。

4 廃止措置確認専門官は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の施行に関する事務のうち許可の取消し、使用の廃止等に伴う措置に関する専門的事項の調査、指導及び助言に関する事務を行う。

5 保障措置室は、国際約束に基づく保障措置の実施のための規制その他の原子力の平和的利用の確保のための規制に関する事務をつかさどる。

6 保障措置室に、室長を置く。

7 企画官は、命を受けて、放射線対策・保障措置課の所掌事務に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。

(防災システム専門官及び防災訓練推進官)

第二十五条 放射線防護対策部に、防災システム専門官

(放射線規制室及び保障措置室並びに企画官)

第十六条 放射線対策・保障措置課に、放射線規制室及び保障措置室並びに企画官一人を置く。

2 放射線規制室は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第六十七号）の施行に関する事務をつかさどる。

3 放射線規制室に、室長及び廃止措置確認専門官二人を置く。

4 廃止措置確認専門官は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の施行に関する事務のうち許可の取消し、使用の廃止等に伴う措置に関する専門的事項の調査、指導及び助言に関する事務を行う。

5 保障措置室は、国際約束に基づく保障措置の実施のための規制その他の原子力の平和的利用の確保のための規制に関する事務をつかさどる。

6 保障措置室に、室長を置く。

7 企画官は、命を受けて、放射線対策・保障措置課の所掌事務に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。

(新設)

一人及び防災訓練推進官一人を置く。

2 | 防災システム専門官は、命を受けて、原子力防災業務管理官のつかさどる職務のうち防災システムに係る専門的事項に関するものを助ける。

3 | 防災訓練推進官は、命を受けて、原子力防災業務管理官のつかさどる職務のうち原子力事業者、地方公共団体及び国が実施する防災訓練の企画及び立案に係る技術的助言に関するものを助ける。

(削る)

第二章 施設等機関

(原子力安全人材育成センターの位置)

第二十六条 センターは、東京都に置く。

(所長及び副所長)

第二十七条 センターに、所長(関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。)及び副所長一人を置く。

2 | 所長は、センターの事務を掌理する。

(安全規制調整官、研究炉・使用施設規制企画官、特殊施設規制官及び安全管理調査官)

第十七条 (略)

2 | 5 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

3 副所長は、所長を助け、センターの事務を整理する。

(原子力安全人材育成センターに置く課)

第二十八条 センターに、次の四課を置く。

人材育成・研修企画課

業務課

国際研修課

管理課

(人材育成・研修企画課の所掌事務)

第二十九条 人材育成・研修企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 原子力利用における安全の確保に関する人材の育成及び研修に関する企画及び立案に関すること。

二 前号に掲げる事務に関し必要な調査及び研究に関すること。

三 前各号に掲げるもののほか、センターの所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(業務課の所掌事務)

第三十条 業務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 原子力利用における安全の確保に関する人材の育成及び研修の実施に関すること(国際研修課の所掌に属するものを除く)。

(新設)

(新設)

(新設)

二 核燃料取扱主任者及び原子炉主任技術者の試験及び免状の交付を行うこと。

(国際研修課の所掌事務)

第三十一条 国際研修課は、センターの所掌事務に係る国際関係事務（人材育成・研修企画課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

(管理課の所掌事務)

第三十二条 管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 センターの職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事に関すること。
- 二 所長の官印及び所印の保管に関すること。
- 三 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。
- 四 センターの所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計に関すること。
- 五 センター所属の行政財産及び物品の管理に関すること。

第三章 雑則

第三十三条 この規則に定めるもののほか、事務分掌その他組織の細目は、原子力規制庁にあっては原子力規

(新設)

(新設)

第四章 雑則

第十八条 この規則に定めるもののほか、事務分掌その他組織の細目は、原子力規制庁長官が定める。

制庁長官が定め、センターにあつては所長が定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、原子力規制委員会設置法の施行の日（平成二十四年九月十九日）から施行する。

(監視情報課地方放射線モニタリング対策官の設置期間の特例)

2 第二十四条第六項の地方放射線モニタリング対策官のうち一人は、平成二十九年三月三十一日まで置かれるものとする。

(総務課の所掌事務の特例)

3 総務課は、第三条各号に掲げる事務のほか、独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律（平成二十五年法律第八十二号）附則第十六条第一項の政令で定める日までの間、旧独立行政法人原子力安全基盤機構評価委員会の庶務に関する事務をつかさどる。

附則

(新設)

1 この規則は、原子力規制委員会設置法の施行の日（平成二十四年九月十九日）から施行する。

(新設)

2 第十五条第三項の地方放射線モニタリング対策官のうち一人は、平成二十九年三月三十一日まで置かれるものとする。

(新設)

東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二号）（第二十二一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（適用）</p> <p>第一条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第四十三条の三の二十一、第四十三条の三の二十二及び第六十二条の三の規定による東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設についての核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する政令（以下「令」という。）に規定する東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設をいう。）に関する事項については、法第六十四条の三第一項の認可があつた場合には、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号。以下「実用炉規則」という。）の規定（第七十条から第七十二条、第七十四条、第七十七条及び第八十八条を除く。）にかかわらず、この規則の定めるところによる。</p> <p>（使用前検査の申請）</p> <p>第十九条 （略）</p>	<p>（適用）</p> <p>第一条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第四十三条の三の二十一、第四十三条の三の二十二及び第六十二条の三の規定による東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設についての核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する政令（以下「令」という。）第一条に規定する東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設をいう。）に関する事項については、法第六十四条の三第一項の認可があつた場合には、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号。以下「実用炉規則」という。）の規定（第七十条から第七十二条、第七十四条、第七十七条及び第八十八条を除く。）にかかわらず、この規則の定めるところによる。</p> <p>（使用前検査の申請）</p> <p>第十九条 （略）</p>

2・3 (略)

4 第一項の申請書及び第三項の書類の提出部数は、正本一通とする。

第二十一条 削除

2・3 (略)

4 第一項の申請書及び第三項の書類の提出部数は、正本一通及び写し一通とする。

(機構が行う使用前検査)

第二十一条 令第二条第一項の規定により原子力規制委員会が独立行政法人原子力安全基盤機構(以下「機構」という。)に行わせる検査に関する事務の一部(使用前検査に係るものに限る。次条第一項及び第二項並びに第二十三条第一項において同じ。)は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

2 前項の規定にかかわらず、発電用原子炉施設の構造、材料その他の関係により原子力規制委員会が自ら使用前検査を行う必要があると認めた場合は、当該発電用原子炉施設に係る使用前検査は、原子力規制委員会が自ら行うものとする。

3 原子力規制委員会は、前項の検査を行う必要があると認めた場合には、機構に対し、その旨を通知するものとする。

4 機構は、次条第二項の通知に基づき、第一項の検査の方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。

(使用前検査実施要領書)

(機構が行う使用前検査の通知書等)

第二十二條 原子力規制委員会は、第十九條第一項の申請書の提出を受けた場合には、第二十條第一項の表の下欄に掲げる検査事項の使用前検査の実施に当たつての方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

(削る)

(削る)

(削る)

第二十三條 削除

第二十二條 原子力規制委員会は、第十九條第一項の申請書の提出を受けた場合には、第二十條第一項の表の下欄に掲げる検査事項の使用前検査の実施に当たつての方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書（令第二條第一項の規定により機構が行う検査に関する事務の一部に係るものを除く。）を定めるものとする。

2 | 原子力規制委員会は、第十九條第一項の申請書の提出又は同條第三項の書類の提出を受けた場合に、当該申請に係る令第二條第一項の規定により、機構が行う検査に関する事務の一部については、次の各号に掲げる事項を記載した通知書により、機構に対し当該使用前検査に関する事務の一部の実施について通知するものとする。

一～六 (略)

3 | 前項の通知書には、次に掲げる書類の写しを添付するものとする。

一・二 (略)

4 | 原子力規制委員会は、第二項の通知書に記載された事項を変更したときは、速やかに、その旨を機構に通知するものとする。

(使用前検査結果の通知)

第二十三條 機構は、令第二條第一項の規定により検査に関する事務の一部を行ったときは、遅滞なく、その

(溶接検査の申請)

第二十七条 (略)

2・3 (略)

4 第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

(輸入溶接検査の申請)

第二十九条 (略)

2・3 (略)

4 第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

第三十条 削除

結果を原子力規制委員会に通知しなければならない。

2 前項の通知は、次の各号に掲げる事項を記載した書面によって行うものとする。

一七 (略)

(溶接検査の申請)

第二十七条 (略)

2・3 (略)

4 第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通及び写し一通とする。

(輸入溶接検査の申請)

第二十九条 (略)

2・3 (略)

4 第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通及び写し一通とする。

(機構が行う溶接検査又は輸入溶接検査)

第三十条 令第二条第一項の規定により、原子力規制委員会が機構に行わせる検査に関する事務の一部(溶接検査又は輸入溶接検査に係るものに限る。次条第一項及び第二項並びに第三十二条第一項において同じ。)は、第二十七条又は第二十九条の申請を受けた発電用原子炉施設の検査であって、第二十六条に掲げるものとする。

(溶接検査実施要領書又は輸入溶接検査実施要領書)
第三十一条 原子力規制委員会は、第二十七条第一項又は第二十九条第一項の申請書の提出を受けた場合又は、溶接検査又は輸入溶接検査の実施に当たっての方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

(削る)

2 | 前項の規定にかかわらず、発電用原子炉施設の構造、材料その他の関係により原子力規制委員会が自ら溶接検査又は輸入溶接検査を行う必要があると認めた場合は、当該発電用原子炉施設に係る溶接検査又は輸入溶接検査は、原子力規制委員会が自ら行うものとする。

3 | 原子力規制委員会は、前項の検査を行う必要があると認めた場合には、機構に対し、その旨を通知するものとする。

4 | 機構は、次条第二項の通知に基づき、第一項の検査の方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。

(機構が行う溶接検査又は輸入溶接検査の通知書等)
第三十一条 原子力規制委員会は、第二十七条第一項又は第二十九条第一項の申請書の提出を受けた場合又は、溶接検査又は輸入溶接検査の実施に当たっての方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書（令第二条第一項の規定により機構が行う検査に関する事務の一部に係るものを除く。）を定めるものとする。

2 | 原子力規制委員会は、第二十七条第一項の申請書若しくは同条第三項の書類又は第二十九条第一項の申請書若しくは同条第三項の書類の提出を受けた場合に、当該申請に係る令第二条第一項の規定により、機構が行う検査に関する事務の一部については、次の各号に

(削る)

(削る)

第三十二条 削除

(施設定期検査の申請)
第三十四条 (略)

2・3 (略)

4 第一項の申請書及び第三項の書類の提出部数は、正本一通とする。

掲げる事項を記載した通知書により、機構に対し当該溶接検査又は輸入溶接検査に関する事務の一部の実施について通知するものとする。

一〇六 (略)

3 前項の通知書には、次に掲げる書類の写しを添付するものとする。

一〇二 (略)

4 原子力規制委員会は、第二項の通知書に記載された事項を変更したときは、速やかに、その旨を機構に通知するものとする。

(溶接検査又は輸入溶接検査の結果の通知)

第三十二条 機構は、令第二条第一項の規定により検査に関する事務の一部を行ったときは、遅滞なく、その結果を原子力規制委員会に通知しなければならない。

2 前項の通知は、次の各号に掲げる事項を記載した書面によって行うものとする。

一〇七 (略)

(施設定期検査の申請)
第三十四条 (略)

2・3 (略)

4 第一項の申請書及び第三項の書類の提出部数は、正本一通及び写し一通とする。

第三十六条 削除

(施設定期検査実施要領書)
第三十七条 原子力規制委員会は、第三十四条第一項の申請書の提出を受けた場合には、施設定期検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

(機構が行う施設定期検査)

第三十六条 令第二条第一項の規定により原子力規制委員会が機構に行わせる検査に関する事務の一部(施設定期検査に係るものに限る。次条第一項及び第二項並びに第三十八条第一項において同じ。)は、第三十四条の申請を受けた発電用原子炉施設の検査であつて、次に掲げるものとする。

一 第十四 (略)

2 前項の規定にかかわらず、発電用原子炉施設の構造、材料その他の関係により原子力規制委員会が自ら施設定期検査を行う必要があると認めた場合は、当該発電用原子炉施設に係る施設定期検査は、原子力規制委員会が自ら行うものとする。

3 原子力規制委員会は、前項の検査を行う必要があると認めた場合には、機構に対し、その旨を通知するものとする。

4 機構は、次条第二項の通知に基づき、第一項の検査の方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。

(機構が行う施設定期検査の通知書等)

第三十七条 原子力規制委員会は、第三十四条第一項の申請書の提出を受けた場合には、施設定期検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書(令第二条第一項の規定により機構が行う検査に

(削る)

関する事務の一部に係るものを除く。)を定めるものとする。

2 原子力規制委員会は、第三十四条第一項又は第三項の書類の提出を受けた場合に、当該申請に係る令第二条第一項の規定により、機構が行う検査に関する事務の一部の実施については、次の各号に掲げる事項を記載した通知書により、機構に対し当該施設定期検査に関する事務の実施について通知するものとする。

一 六 (略)

(削る)

3 前項の通知書には、第三十四条第一項の申請書及び同条第二項の書類又は同条第三項の書類の写しを添付するものとする。

(削る)

4 原子力規制委員会は、第二項の通知書に記載された事項を変更したときは、速やかに、その旨を機構に通知するものとする。

第三十八条 削除

(施設定期検査結果の通知)

第三十八条 機構は、令第二条第一項の規定により検査に関する事務の一部を行ったときは、遅滞なく、その結果を原子力規制委員会に通知しなければならない。

2 前項の通知は、次の各号に掲げる事項を記載した書面によって行うものとする。

一 七 (略)

(検査事務を実施する者)

(削る)

第四十三条 機構が行う令第二条第一項に規定する検査に関する事務の一部を実施する者は、機構の職員であつて、次の各号の法第六十六条の主務省令で定める資格のいずれかに該当し、かつ、機構の理事長が選任した者とする。

一 六 (略)

研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第九号）（第二十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（定義） 第二条（略） 2 この規則において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 「<u>運転時の異常な過渡変化</u>」とは、通常運転時に予想される機械又は器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作及びこれらと類似の頻度で発生すると予想される外乱によって発生する異常な状態であって、当該状態が継続した場合に発電用原子炉の炉心（以下単に「炉心」という。）又は原子炉冷却材圧力バウンダリの著しい損傷が生ずるおそれがあるものとして安全設計上想定すべきものをいう。</p> <p>四〇四十六（略）</p>	<p>（定義） 第二条（略） 2 この規則において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 「<u>通常運転時の異常な過渡変化</u>」とは、通常運転時に予想される機械又は器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作及びこれらと類似の頻度で発生すると予想される外乱によって発生する異常な状態であって、当該状態が継続した場合に発電用原子炉の炉心（以下単に「炉心」という。）又は原子炉冷却材圧力バウンダリの著しい損傷が生ずるおそれがあるものとして安全設計上想定すべきものをいう。</p> <p>四〇四十六（略）</p>

研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第十号）（第二十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第一章 総則（第一条―第三条）</p> <p>第二章 設計基準対象施設（第四条―第五十条）</p> <p>第三章 重大事故等対処施設（第五十一条―第七十八条）</p> <p>第四章 雑則（第七十九条―第八十二条）</p> <p>附則</p> <p>別記様式（第七十九条関係）</p>	<p>第一章 総則（第一条―第三条）</p> <p>第二章 設計基準対象施設（第四条―第五十条）</p> <p>第三章 重大事故等対処施設（第五十一条―第七十六条）</p> <p>第四章 雑則（第七十九条―第八十二条）</p> <p>附則</p> <p>別記様式（第七十七条関係）</p>

特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の性能に係る技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会第三十三号）（第二十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（処理施設及び廃棄施設） 第十六条（略）</p> <p>2 放射性廃棄物を処理する設備は、受け入れる放射性廃棄物を処理するために必要な能力を有するものでなければならぬ。</p>	<p>（処理施設及び廃棄施設） 第十六条（略） （新設）</p>